

ケドニア朝は有名なるニケフオラス、フオーカス、デミスケス、バシル二世の三英主を輩出して帝國の武威を中興せり。然れども吾人は左の一事を記憶せざるべからず。そは以上諸帝が帝位に在りし時代は恰も北方のバルガリア國も東亞のアバス朝も何れも衰頽に傾き居たる事はなり。之に反してコメニウス朝の帝位を占めし頃は新進の蠻族土耳其人がアバス朝を倒して將に武力を四方に振はんとせし時に際せり。十一世紀の後半、東方帝國が危急存亡に瀕して明君良將の輩出を俟つこと尤も切なりし時期に於て、其難局を濟はん人物に乏しく、諸帝の中力備の稱すべきは唯ロマヌス、ダイオセネスありしのみ。帝は土耳其軍と戦ひて一たび之れを敗りしも次回の合戦に於て敵王アルプアルスランの爲に虜にせられたり(一〇七八年)。一〇八一年アレキシス・コムネヌスの皇帝となるや。土耳其人の勢力愈々強大にして小亞細亞に於ける帝國の領地を蠶食し、漸次ビザンチウムに威迫せんとせり。是れより先き地中海沿岸を剽掠して竟にシ、リ、ネーブルスに據りて獨立國を成せる北人あり。其の王ロバート・ギヌカド賢明にして大志あり。夙に希臘帝國の侵畧を企圖し、先づエビロスに攻入りしが伊太利に彼を

牽制する事情ありしを以て、アレキシスは漸くその失へる領土を恢復することを得たり。一〇八五年ギヌカド死してその弟ロージャヤ、ギヌカドの子ペーマンド相續いて王位に上りしが、アレキシスは彼等と和を講じて西顧の憂を免れたり。ダニユーブ河畔にベチエネグと云ふ土耳其の一族あり。南侵頻りなりしがアレキシスは辛ふじて彼等を鎮撫するを得たり。

希臘帝國の爲に尤も恐るべきは、アバス朝を亡ぼして亞細亞に於けるサラセン帝國の主權を執れるセルジュク土耳其人なり。トグルルベツグに續いてアルプ・アルスラン(一〇六三年即位アルスランは綽名即ち唐獅子の意)及マレクシャヤの如き英明の君主輩出したたり。一〇七一年アルプは皇帝ローマヌス、ダオラゲネスを生擒したる後アルメニアを畧取せり。マレクシャヤはシリアを攻め、パレスチンを畧し、其都エルサレムを降し、更に軍を派して埃及を侵かさしめたり。然るに又別にセルジュク家の一支族ありて小亞細亞を占領し爰に一大王國を建てたり。之をイコニウム王國と號す。二代目の王キリジアルスランの治世に及んで國をロームと改稱す。

アレキシス帝援を法皇に求む 第十一世の末葉に於ける希臘帝國と亞細亞に於けるモハメッド敎國の狀況は上に述べしが如し。帝國にして既に亞細亞の諸領地を失ひし以上は、而して北と東とに背腹勁敵を受くるからは、如何に地理の形勢を占め、グリーキ砲火の秘術を有するとはいへ、コンスタンチノーブルの運命岌々として危しと謂はざるべからず。是に於てかアレキシス・コムネヌス皇帝はその歴史的の怨恨あり、宗教上の競争あるに拘らず、使を遣はして勢援をローマ法王に請へり。助力を法王に仰ぐは取も直さず、西方基督教國の援助を求むるなり。法皇シルヴェスター二世は希臘皇帝の請を容れ、縷々數千言の有力なる書翰を歐洲の各帝王に致して、東方帝國を救援せん事を獎勵せり。然れども久しく相敵視したる宿怨あるを以て、彼れ等は概ね冷淡にして、此問題を等閑に附し去りぬ。然るに茲に十字軍の運動に絶大の動機を與へし事件あらはる。此は歐洲人民の宗教的感情に加へられたる一大刺撃なりき。

聖地巡禮の流行

中世の基督教は偶像敎にかぶれたる痕跡あり。當時の人民は迷信極めて深く、加持祈禱の治療に功あるを信じ、惡魔を具體的のものと信

じ、聖人の遺骨を拜し、靈場巡拜を尊びたり。故に天下到る處に種々なる古跡靈場の存せざるはなく、僧侶は故らに聖人の遺物と稱するものを偽造し、根據なき難有き傳説を捏造して巡禮者を集めんと勉めたり。羅馬は殊に此類の寺院靈場に富めり。曰く此木片は耶蘇が釘殺されし十字架の一部なり。曰く此土は彼の寶血の滴りしカルバリ山の土なりと。愚夫愚婦之を聞きて歡喜崇拜す。此故に年々羅馬に集ひ來る巡禮者の數擧げて算ふ可からず。然れども聖地の巡禮は羅馬の夫よりも遙かに功德多きものと信ぜられたり。千里の海山を登涉し、道中無數の困難を忍びて、救主の嘗て説教し、迫害され、磔殺されたるエルサレムの靈場を參拜するは功德の最大なるものなり。世界は全滅せんと一般に信ぜられし紀元一千年〇〇一年の元日は來れり。天地は依然として其面目を變へず。從來の迷信は世界の存續に由りて烈火の如き熱信と化せり。而して其宗教的熱情は何等かの大困難を冒す上に於て勃發せずんば止まず。四世紀の前半、コンスタンチン大帝の母ヘレネが耶蘇の廟所を建立せし以來、巡禮地として名高かりしエルサレム參詣は恰も其好個の目的となれり。十一世紀の基督教は巡禮者的の基督教にして十

二三世紀の夫れは騎士的の基督教たらんとす。流行は流行を生めり。昔は數人數十人の同行を多しとせし巡禮者、今や數百名を一組として行くあり。多きは三千人五千人を一隊としてエルサレムに赴きぬ。是れ既に武器を携帯せざる十字軍なりしなり。

十字軍の起りし事情及び原因

七世紀の前半二代目のカリフマールのときエルサレムに新月旗の繻へりしこのかた耶蘇の古跡は全くモハメッド教徒の手に歸しぬ。然れども初代の回教徒は聖地の靈場を粗忽にせず。又基督教徒の巡禮者を遇すると頗る寛大なりき。其後頑迷なるイキシダイト宗徒(回教の一派)が一時エルサレムを占領せしことあり(九三四—九六九年間)。其時には巡禮者非常の酷遇を蒙りたり。九六九年同地が亞弗利加に勃興したるファチマ宗教徒の手に歸してより、巡禮者の待遇は打て變て親切になりしが、その後間もなくエルサレムは蠻野殘忍なるセルジユク土耳其人の支配に飯しぬ。此時以後歐洲より來る所の參詣者は非常なる迫害を蒙り、屢々其所持の金品を強奪され、又往々其生命を失ふとあり。迫害に遭ひし者共が故國にかへりてその虐遇の狀を報ずる

や。時として多少その話柄の誇張されし事は疑を容れずと雖も、亦事實の報道よりも悲絶慘絶なるものありしなり。騎士的精神と修道的熱情の充溢せる歐羅巴人民之を聽いて憤慨措く能はず。人心の激昂益々高まりて法皇も事幹の容易ならざるを看取せり。グレゴリー七世は當時加持力教會に勢力を張りつゝありシクルニイ改革運動の代表者なり。彼は何事に由らず法皇の權力を増し威光を輝かすに足るべき事業を起さん事を目的とせしを以て、夙に聖徒の軍勢を率ゐてエルサレムを基督教徒の手に取戻さんと目論見たりき。實に彼は一〇七四年五万の騎士を引率してパレスチンに渡らん考案なりしに、その時恰も獨逸皇帝ヘンリー四世との葛藤生ぜしを以て止むなくその計畫を中止したりといふ。兎に角グレゴリーは十字軍の先鞭者なり。十字軍を起すに至りし直接の機會は巡禮者の迫害を蒙りし事と、希臘帝が危急存亡の狀に陥りて援を西歐の同教者に求めし事とに存すと雖も、若し夫れその間接の遠因を探らば吾人は第一に之をその時代を支配したる武士氣質、特に彼等の間に熾んなりし冒險的氣風に歸せざるべからず。冒險は中世武士の喜ぶ所、遠征は彼等にとりて勇氣を試験すべき好機會なり

しなり。ノルマン人は冒險に由りてノルマンディを得、伊太利の南部を取り、更に英國を乗取れり。故に異教徒の手より教主の故國を恢復する企圖の如きは尤も彼等の壯快に感ぜし所なるべし。第二は當時クルニイ修道院を中心として湧出せる出家的精神、及其運動に伴ふて顯はれし神政的觀念に歸せざるべからず。神政的觀念に依れば、羅馬法皇は神の名代となりて此世界に神意に基ける政を行ふものなり。法皇の命は神勅なり背くべからず。聖地恢復は基督教國民の一致協力して企つべき事業なり。此確固たる神政的觀念なくば歐洲人民の一致運動を見るに斷じて望むべからず。然り當代の人心に此の如き趨勢の貫通したればこそ一〇九五年のクラルモン會議に於けるウルバン一場の演説が能く此大運動を惹起するに至りしなれ。(註、佛國アミエンの僧ビートルが聖地參拜を爲して具さに辛苦艱難を嘗め歸國の後雄辯を振て歐洲各部を説き廻はりし事が十字軍に直接の動機を與へたりしといふ傳説には後世の偽作にかゝる事實を多く混同せり。仙僧ビートルの世に存せしとは事實なれども彼が一〇九五年前に聖地に赴き且ウルバン法皇に十字軍の事を勧めし事は虚偽なり。彼は寧ろウルバン法皇の説

教に感奮して自らも人心を振作する爲に助力せしなり。故に彼を十字軍の張本人の如く見る所の俗説は殆ど講談的の話柄のみ。

ウルバン法皇の演説

一〇九五年の秋法皇ウルバン、クラルモンに於て宗教大會議を開きて諸般の重要な問題を議せり。此の地に集合せし人民非常に多かりき。十一月二十六日彼は戶外に集合せる人民、恐くはその多數の人民を容るゝに足る巨堂無かりしならんに向て一場の演説を爲せり。彼はその演説中に聖地の慘狀、その地に在る基督教會の困難及腐敗、巡禮者の蒙りし虐待、モハメド教徒の跋扈などの狀況を日に賭る如く描寫して終に希臘帝國の危殆なる有様に及び、若し東歐にして一朝モハメド教徒の手に落ちんか。中央及西部歐羅巴も亦早晚其攻撃を免るべからざるを豫言し、此際基督教徒が一致連合して聖地を敵手より恢復すべき必要に論結したり。果せる哉此一場の演説は十字軍の道火線となりぬ。數千の聽衆皆感激奮起して異口同音に此は神意なりと叫び、立ろに其聖軍に加はらん決心を爲し、者千を以て數ふ。扱ウルバン法皇は此演説を爲すに方りて後年起りし如き大なる十字軍を心中に想像し居たりしや否や。想ふに

彼は自ら狙ひし標的よりも更に高き標的に射當てしならん。彼が當時の心算はアレキシスを援けて彼の爲にパレスチン其他の舊帝國の領地を恢復するに止まりしならん。

十字軍の先發隊

十字軍の先登はノルマンの騎士にして一文無しと綽名されたるワルター指揮の下に出發せり。總員一万五千人なり。是に次いで仙僧ピートルの引率せる十万人出發せり。而してその殿を爲しはゴテスシヤルクと云ふ獨逸の修道僧の指揮せし團躰を始めとして、他に同種類のもの多かりき。是等の諸團躰は皆烏合の衆にして何等の規律なく途中剽盜強奪を行ひしを以て、到處の國民亦彼等を暴徒として戰へり。而してコンスタンチノーブルに達せし迄に其數大に減せしが、皇帝は彼等を持餘して成可く迅速に小亞細亞地方に輸送したり。或者は餓死し或者は病没し而して其多數は土耳其人の爲に無殘の最後を遂げて骨を異域の原野に晒したり。

第一十字軍(一〇九九年)

此の如き無謀無規律なる烏合の集が深く敵地に入りて騷擾しつゝありし間に、眞成の武士共は強大なる聖軍を募らん計畫中なり

き。十字軍の兵數は常に不明瞭にして記録の載する所區々なりと雖も、第一十字軍の時は歩騎兵合して二三十万ありしならん。佛蘭西の北部及ロレーン州の軍士は獨逸を通過して匈加利に入りぬ。此軍隊の中に武名を後世に傳へたる下ロレーン侯ブイロンのゴドッフレ、又其二弟ユースタック及バルドウキンありき。ツールス伯の引率せる南方佛蘭西の軍隊は、アルプス山を越えダルマシアを経てスレイスに入れり。羅馬法皇の名代なるブイの監督アデマルは此隊と同行せり。第三隊にはノルマンディ侯ロバート(勝利者ウキリアムの息)及プロア、フランダース、ヴェルマンドア(フィリップ一世王の弟)等の諸伯あり。彼等はタレントム公ベイメントの指揮せるノルマン人の一隊と連合し、アドリア灣を渡り希臘マケドンを經て東進せり。

諸軍隊の集合點はコンスタンチノーブルと豫定されたり。アレキシス帝は自ら援兵を請ひしなれども、その軍勢の餘りに饒々しくして大仕掛なるに打驚き、彼等に其首府を占領し、且亞細亞に獨立の王國を作らん野心あらんことを疑へり。帝の疑察必ずしも無道理に非ず。聖軍の指揮者中には確かにかゝる謀叛心を抱

きしものありしなり。然れども勇氣あり徳望高き諸侯斷乎として此策に反對せしを以て何人も異議を狭む能はざりき。彼等は帝に臣順の誓を立てしも尙帝は十字軍の兵士の悉く亞細亞に向ふまでは枕を安んずること能はざりしなり。希臘帝國が自ら求めて得し所の聖地遠征隊は反て帝國にとりて難有迷惑となり、竟に第四役に及んで時其首府並に歐洲に於ける領土を失ふに至りぬ。

扱聖軍が亞細亞に渡りし後最初に落さんと試みしはニカア城なり。勿論十字軍は各國の兵より成立ちて夫々其指揮者を異にするが故に攻圍素より一定の方針あるに非ず。各隊思ひ／＼の手段に由りて戦ひ、銘々勝手の計畫を立て、先驅の功名を競ふのみ。然れども從來歐洲に在りて割據して領土を争ひし諸侯が兎に角同一の目的に由りて連合進退し、又言語風習を異にせる人民等が一處に集りて互に其智識を交換し、又東方文明の新空氣を呼吸し、夫等の反響として各自に國民的精神を發揮し、愛國の情念を強からしめしは大に吾人の注意すべき點なり。かゝる事情なるを以て一〇九七年五月六日より着手せるニカヤ城の攻圍は五旬を経て尙降らず。包圍軍は終に單獨的動作の甚だ無益なるを覺りて愈々一致連

合して一舉に攻破らん策に出でんとせしが、六月十九日に至り敵軍は密かに希臘皇帝と謀し合せし結果として城門を開いて皇軍に降參し、帝國の旗旛翻として其城頭に立ちあらはる。其状を見たる十字軍士狼狽且憤慨せしと雖も如何ともすべからず。アレキシスが金品を將士に頒ちて其勞を稿ひしに満足して再び進軍を始めたり。そのニカヤを出發せしは六月下旬なり。夫より南下するに隨て氣候は愈々熱くなりぬ。軍隊中炎暑若くは食物缺乏の爲に斃るゝもの日に多くなりぬ。加之指揮者の間に争絶へざりき。七月一日セルジュク土耳其古のサルタン、キリジアルスタン、ドリレウムに於てベイメンド隊を要撃して反て撃退されたり。本軍より分れて東進したるバルドウキンは首尾克くエデッサを占領せり。エデッサはユフラテス河の上流に在りてアルメニアに通ずる要害の地なり。アルメニア人民は概ね基督教徒なるを以て彼等と交通提携せん事は十字軍の爲に多大の利益なりしなり。

十月二十日聖軍は終にアンテオケ市に達せり。其攻圍は久しきに涉りぬ。アンテオケ市はオロンテス河に沿へる大都會なり。其附近の土地肥沃にして産物

多く、四通八達の形勝を占め、人間の需要する所一も得られざるはなかりしを以て、聖軍武士は長途の艱難辛苦を償はん爲に逸樂に耽り放肆を事とせしかば、士氣大に沮喪せり。冬は來ぬ。然れども食糧の貯蓄充分ならざりしを以て野草死馬を食ふに至れり。左はいへ彼等の元氣尙未だ全く去らざりしと見へ、幾度となく攻め寄せし敵の救援軍を撃退するを得たり。是まで撃破されし軍兵は勿論強大ならざりしが、今やバグダッドのサルタンは大將ケルボガに二十萬の兵を授けてアンチオケ市を救はしめんとす。出陣以來既にその兵力の半數を失ひたる聖軍如何にして此大軍に當り得んか。謀議百出未だ決せざるの時に方り、タレンタム公ペーモンド一の献策を爲せり。曰く予にアンチオケを抜くべき心算あり。陥落の後諸君若し予に此市を與へん事を約すべくんば予は其計畫を遂行せんと。侯伯の多數は之を承諾せんとしたれども、ツールースのレーモンド以下一二の政敵はペーモンドと争へり。ケルボガの大軍漸くアンチオケに近かんとするに及んでレーモンド等は已むなくペーモンドに屈しぬ。是に於てか彼はかねて内通の約あるアンチオケ城の守備兵(アルメニア人)と氣脈を通じ、夜中山道を経て一團の

從卒と共にアルメニア人の守れる城門に近き繩梯に由りて城内に入り、拂曉各城門を開きて十字軍隊を迎へ入れたり。軍兵は潮の如く市内に侵入して殺戮暴行を恣にし掠奪を行へり。基督教徒の蠻行、市民の蒙りし悲惨は能く筆紙の盡す所にあらざるなり。アンチオケ市の陥落後三日にしてケルボガの軍到着せり。ケルボガは途中エデッサを落さんとしてバルドウキンと戦ひき。若し此事を斷念して直行したらんにはアンチオケ市は容易く彼の手中に飯せしならん。策此に出でざりし爲に基督教軍竟にアンチオケを得たり。然れども曩きに攻圍の困難を嘗めし彼等は今や夫に譲らざる籠城の悲惨に遭遇せり。城中は非常の窮乏に陥り士氣消沈して逃走するもの多し。プロア伯の如きも亦その一人なりき。彼等以爲くアンチオケは遂にケルボガに降らざるべからずと。然るに城中の一僧が詐術を回らして此危急を救ひし奇談あり。彼は夢の告によりてアンチオケ城内に昔し耶蘇を磔殺せし際に用ひし鎗鋒の埋めある事を知れりと宣言し、各所を掘らしめし末、終に一本の鎗鎗を發見し、乃ち夢告の應驗ありしを喋々せしものから、愚妄なる兵士は爲に元氣を恢復し、能くその詐偽たるを看破せし人士も尙其事の結

局利益あるを知りて黙許せり。士氣奮興の機に乗じて軍隊の規律を正し全軍擧つて出戦しければ、ケルボカ散々に打負けて敗走したり。アンテオケ市全く基督軍の手に歸せし上はエルサレムを取る事難からず。然れども彼等は空しくアンテオケに滞留すると六個月に及べり。此間に指揮者間就中ペーモンドとレームンドとの間に劇しき競争あり。又猛烈なる疫病の爲に多數の死者を出せり。法皇の代理プイの監督も亦此悪疫の犠牲となりぬ。彼は從來軍中の統一を圖り争論を調停する上に大に盡力したりしに、今や其好長老を亡ふ惜むべきなり。吾人はまた伊太利諸市の艦隊が十字軍士を助けし事につきて一言せん。抑も此多數の人間が異國に在りて長歲月を送るには其必要品を供給するの途なかるべからず。到處に之を徵發若くば掠奪する事は古來戰時の慣例なりしなり。然ども往々此方法に由る能はざる場合あり。乃ちゼノア、ビザ(後にはヴェニス)は艦隊を送りて軍需品を供給し、又時としては陸兵擁護の任務を盡したり。是れ吾人の記憶すべき事なりとす。

軍がエルサレムに向て發程せしは一〇九九年の春なり。初め三十万と號せし

兵數は今や五万人となれり。彼等は地中海に沿ひシリアを経て進めり。途中幾多の艱難に遭て六月六日エルサレムを眺望し得べき地に達せり。此時戦闘に堪へ得る者の人員三万一千五百人なりしと傳ふ。軍士は歡喜極つて地に接吻し、又互に抱擁して落涙せしといふ。之を圍むと數週にして聖都は彼等の手に落ちたり、掠奪、虐殺、殘忍、蠻行が宗教的熱情の發表と並び行はれしこそ不思議なれ。

扱エルサレム占領後の施政に關して僧侶と貴族、又貴族相互の間に劇しき争ありし末遂にブイロンのゴッドフレを其總督に撰定したり。彼はエルサレム王たるの稱號を辭し自ら好んで聖墓の保護者てふ名稱を受けたり。此事及ゴッドフレの人物に就ては後世種々なる作話が附加せられ、彼を第一十字軍士中の秀でたる人物の如く言傳へたれど、そは眞の事實に非ざるが如し。若し傳説のいふ如くゴ氏が人望あり力倆ある偉人ならんには彼は最初に其任に指名されしならんも、事實は左にあらず。二三他の貴族を擧げしに彼等の皆拒みし爲終にゴ氏にお鉢が廻りしなり。エルサレムの政治は歐洲殊に佛朗西に行はれし封建制度に則りしものなり。十字軍がエルサレムを陥れし後埃及のファチマ朝より派遣し

たる援軍期に後れてシリアに入りしがアスカロンに於て一敗地に塗れて散走せり。エムサレム陥落は七月十五日なりき。四年間異郷に漂泊して具に辛苦を嘗め危険を冒して九死に一生を拾ひたる軍士等は、今や其目的を達したれば懐郷の情油の如く湧きて禁ずる能はず。九月上旬ゴッドフリーの旗下に僅に數百の從卒を残して歸國の途に上れり。嗚呼彼等が三十餘万の生靈を犠牲として購ひ得たるもの幾何ぞ。アンテオケとエデッサとエルサレムの占領是のみ。吾人の目より見れば實に愚妄極れる此役も當時の基督教國人民は之を以て非常絶大の成功と考へたり。故に其從軍者の本國にかへるや。彼等は最高の名譽を荷へる凱旋者として歓迎され、世人は彼等と共に遠征せざりしことを遺憾千万に想ひしほどなりき。勢ひ此の如くなるを以てエルサレムの守備隊より援助を請求するに當りて、之に應ずる者の續々起りし事不思議にあらず。

一一〇〇—二年の十字軍(此は第一十字軍の附屬として見るべきもの一般の世界史之を載せず)に加りしは伊太利、佛朗西獨逸の人民を多しとす。同勢約二十五万と稱せり。彼等は希臘帝國內に於て過ぐる所暴行掠奪を恣にせしを以てアレ

キジス帝はその鎮撫に苦心したり。彼等の一部は大膽にもモハメッド教國の市府バクダッドを取らん計畫を以て、東方に進みしが、大に敵軍を輕視せし爲にハリス河附近に於てキリジアルスランの爲めに大敗を蒙れり。残りの一隊(約十万)も亦ヘラクレア近傍に於て散々に敗北を取り、本國に逃げかへりし者極めて少數なりき。歐羅巴人民は其慘狀と敵軍の強猛なるを聞きて大に恐怖し、シリア駐屯兵の請求切なるに拘はらず、爾來十字軍を出さざると五十年の久しきに涉れり。

第一十字軍(一一四七—一四七九) 第一十字軍が本國に立かへりし後シリア諸市の守備隊の間に争絶へざりしが、モハメッド教徒の中にも同じく内訌ありしを以て非常の失敗なくして四十年を経過するを得たり。然るに此頃モスールの領主にゼンキなるものあり。シリア及ユフラテス河附近の同教徒を結合して基督教徒をシリアより驅逐せんと計れり。ゼンキの政敵なるダマスカスの領主アナル自己の獨立を維持せんと欲して彼を助けず。反て基督教徒と提携してゼンキを孤立せしめたり。アレキシスに續いて帝たりしジョン(在位一一八一—一二四三年間)は基督教徒と善からず。先づキリキアを侵略してアンテオケを陥れんとせしが、半途にして

死し其子マヌエル嗣ぐ。此帝英邁にして器畧あり性武を尙ぶ。シリアの基督教徒にとりて大敵手なり。かゝる混亂の場合に、有力にして治術に長じたるエルサレム王フルコ(在位一一三一一一四三年間)の死去せしは一層の打撃なりき。マヌエル帝がゼンキを脅迫せんとしつゝありし間に、ゼンキは俄かにエデッサ城を襲ふて之を陥れたり(一一四年)。エデッサ亡ぶればエルサレム、アンテオケ共に危ふし。小亞細亞に於ける基督教國の勢力悄悄として風前の燈の如し。之を救はん者は誰ぞや。

エデッサ落城の悲報は歐洲を震撼したり。然れども當時歐羅巴の社會は大にウルバンの時代と異れり。法皇の權勢は下火となり宗教の迷熱や、減ぜんとす。商業著しく發達の兆を示し、政治上の利害に帝王侯伯の注意を集中せしめんとす。羅馬法典の研究學者仲間に持囃やされ、詩人は抹香くさき唱歌に倦んで戀愛と快樂をうたはんとす。此の如き時勢の風潮に逆て第二十字軍の必要を天下に呼號せしものをクレールヴォーのベルナードと爲す。シリア、パレスチンに駐在せる守備兵の多數を占めしは佛人なり。此故に彼等を救はんとする同情の深き亦佛

人に若くはなし。ベルナードは先づ同胞佛人に訴へたり。時の佛朗西王ルイ七世は信神篤き人なり。亡兄フィリップが聖土巡禮の誓願を爲し、に不幸其望を果さずして死せしを以て、ルイは自らそを成就すべき義務ある如く感じぬ。王は宰相スージャーの諫止を聽かずしてエルサレム行を決せり。法皇ユーージーン三世も亦ベルナードに命じて歐洲各國に第二十字軍を募集せしめたり。彼雄辯と熱心とを以て佛國內に説き廻はりしかば之に應ずるもの陸續として顯はれ、其數万を以て算ふるに至れり。蓋しルイ王の卒先はその影響大なりしものと知るべし。ベルナードは獨逸に入りて皇帝コンラッド三世を勧誘せしめ且盛なる巡廻説教に由りて多勢の從軍者を得たり。

吾人は黨争、怨恨、野心に充ち暴行、掠奪、殺戮を事とするに更に第一十字軍と異なる所なき此役に就て詳述せざるべし。先きに進みたるコンラッド帝の軍隊は小亞細亞に於て土耳其兵の爲に大敗を蒙り、少數の貴族と共に漸く其一命を全ふして歸へれり。後より進みたる佛王の軍は道路の險惡と食物の缺乏と敵の攻撃の爲に悲惨て困難とに遭遇せりと云ふを以て足れりとせん。かくてコンラッドは一

一四八年九月パレスチンを出發し、コンスタンチノーブルを経て憤然歸國せり。ルイは本願の如く少數の從者と共にエルサレムに微行し、聖地に冬を過しつ、一四九年の春佛朗西にかへりぬ。十万の大軍中生還兵は三四千人を越へざりしといふ。慘絶悲絶而して此大失敗の責を誰に歸すべきか。曰く十字軍者自ら其責を負ふべきのみ。

第三十字軍(一一八九—一二九二年)

モスールの領主ゼンキの弑せられし後、其一子ヌレデキン小亞細亞及埃及を略定して勢力ありしが、其死するや埃及に知事たりしサラデキーン獨立して埃及を支配し、更に小亞細亞を侵略してユーフラテス河畔に達せり。彼始め基督教徒と戦ふを欲せず、彼等に對して頗る寛大の態度を執り居たりしに、基督教徒の頻りにサラデキーンの領地に侵入して且その駱駝隊商を掠奪するに及んで、終に精兵を率ゐてパレスチンに入りエルサレム城を陥れたり。是れ實に一一八七年なり。第一十字軍が此地を取りてより八十八年を経たり。其後第五十字軍役の時エルサレムを占領したれども、一二四四年再び之を失ふてより今日に至るまで聖都は全く回教徒の有に歸しぬ。基督教國民も亦昔日の冒險を再

演して之を取らんとする愚策を講ぜざるなり。

扱此エルサレム陥落の悲報は、西歐人民に一大刺撃を予へて獨逸皇帝フレデリック一世、英國のリッチャード獅子心王、及び佛國のフィリップ二世を起たしめたり。ブレデリックは少年の頃第二十字軍に従ひし人なり。一一八九年の春帝はハンガリイを経てアドリアノーブルに出で、此地に冬籠りせし後小亞細亞に渡りイコニウムを征服してキリキアに入りしが、山間の一河を涉らんとせし際誤て溺死したり。左なきだに遠征と無數の艱苦の爲に疲勞せし兵士等は、此不幸に遭ふて一層絶望に沈めり。彼等の中既に断念して飯郷せし者多く、その他は或は戦死し或は餓死し又捕はれて奴隸に賣られし者も寡からざりき。

リッチャードは一一九〇年マルセイユ港よりフィリップはゼノア港より出帆して亞細亞に向へり。十字軍の海路を取りしは之を嚆矢と爲す。フィリップより少し後れて出發したるリッチャードは、恰もその頃キブラス島を占領して自ら皇帝と號したるイザック・コムネヌスが頻りに十字軍者の船舶を苦しめ殊にリッチャード許嫁の妻ペレンガリアを拐帶せしを以て、彼に迫りて其損害を償はん事を請求せしに、頑

として之に應せざりしかば、王はコムネスを攻めて彼を生擒し、其土地を將士に分配し、此島を基督教徒の手に占めたり。此兩王がシリアに着せしとき、エルサレム最終の王にしてサラデキーンの爲に逐はれしルシニヤンのヅエトはアコー市(プトレマイスともいふ)を落さんとて取圍みつゝありき。(彼は曩きにエルサレム陥落の時サラデキーンの捕虜となりしがその後放釋されしなり)。然れどもその兵數寡く、且サラデキーン將に來りてアコーを援はんとす。加之彼はチル市を占領せるモントフエットのコンラッドと不和を生じ、兩人間の憎怨はモハメッド教徒に對するよりも甚しかりき。若し大局より云へばアコー港は左して重要な地にあらず。その陥落は必ずしも大なる利益を基督教徒に予ふるものにあらざるなり。かゝる場合にフィリップ二世とリッチャードは上陸したり。當時英佛兩國は本國に於て甚しき競争を爲しつゝありき。そは佛國に英王の所領多く、佛王は其臣屬たる禮を執らざるを得ず。是れ佛王の忍ぶ能はざる所なるを以て、英王の權力を佛國內より一掃し去らんとして戦争殆ど止む時なかりしなり。此の如く犬猿管ならざる兩王は十字軍役に従ひたればとて容易く和すべくもあらず。乃ちリッチャ

ードはヅエトの肩を持ち、フィリップはコンラッドに味方して喧嘩に花を咲しぬ。かく内輪に争ありしに拘はらずアコー市は遂に降参したり。但し佛王フィリップは一一九〇年即ちアコー市の陥落を待たずして歸國したり。王の歸國の原因を單にリッチャードとの軋轢に歸するものあり。又王自らは病と稱してかへりしとはいへ、其眞因は他に存せり。一は其頃死去したるフランゲイスのフィリップの領土を取らんとせし事、二はリッチャードの不在を利用して佛朗西内の英領地を手に入れんと欲せし事是なり。

リッチャードはその後パレスチンに留りしが、倨傲にして部下の人望を失ひ、虐殺によりて敵國民の怨を買ひ、再びエルサレムに迫りしも撃退されしが終にサラデキーンの外交策に弄せられ、僅かに巡禮者の通路に當れる海岸一帯の地(ヨッパよりアコーに至るまでの)を得て和を講じ、前年占領したるキブラス島をヅエトに與へ海を越えて歸國の途に就けり。然るにその船難破してダルマチアの海岸に打上げられ、端なくも彼の敵なる奥太利侯レオポルドに捕へられ、更に獨逸皇帝ヘンリ六世に賣られしが、結局に莫大なる償金を納めて放釋を得たりき。第三十字軍

は前の二役と異りて頗る政治的分子を加へ、又一般人民の主唱盡力に由らずして帝王の命令により起されたるなり。その紀律も前の二役に比して大に嚴明なりしが内部の不和競争甚しかりし爲に全く失敗に歸し了れり。

第四十字軍(一二〇四年)と拉丁帝國の設立(一二〇四年)

此十字軍は法王インノセント三世の主唱に由りて起れり。上流社會は前二回の失敗不面目に懲りて容易に應ぜざりしが、熱心遊説の結果數名の指揮者と約三万五千の應募者を得たり。モントフェラット侯ポニフェースを筆頭としてフランダース伯バルドゥキン。及佛朗西の小諸侯は即ちその主なる者なり。然るに是等の貴族は輸送の便と軍資の扶助を得んが爲にヴェニス市を加盟せしめたり。該市は當時共和的寡人政體にしてその大統領をドーヂと稱し、巨大の權力を握れり。その頃のドーヂ、ヘンリイ、ダンドロは年齢既に九十歳に及べりと雖も饒鑠として元氣壯なり。彼十字軍者の申込を諾し船數百隻と軍資約百數十万圓(今の相場に換算して)を供給したり。ヴェニスすでに金主となりしがダンドロは其投資を取返すべき方法を講せざるべからず。即ち其必要と指揮者等の政治的野心は第四十字軍をして全

然商業的政略的の運動たらしめたり。法皇はエルサレムを得るの根本的手段としてファチマ朝の根據地なる埃及を攻めん事を命ぜしが、ヴェニスは埃及と商賣上の深き關係あるを以てダンドロ之れを拒めり。是に於てか彼等は直にシリアに赴くべかりしに、總指揮官ポニフェース及ドーヂ、ダンドロは頗る聖地恢復に冷淡にして政治上の利益に傾心せしを以て、終に希臘帝國を侵畧せん事に一決したり。當時同帝都には帝位繼承の事に就て烈しき争ありしを幸ひ、先づダルマチア海岸の要害ザマを襲ふて之を占領し、種々内政に干涉を試みたる末、一二〇四年コンスタンチノールを攻めて之を落し、フランダース伯バルドゥキンを皇帝に擧げて爰に拉丁帝國を建てたり。ポニフェースはテサロニケ王となり、佛朗西の諸侯は亞善アカイア等に封ぜられ、ヴェニスは重要な島嶼及海岸の領地を取れり。此戰亂の際コンスタンチノールが再び火災に逢ふて古代の珍籍寶典を焼失せしは千秋の遺憾なりとす。又インノセント法皇は十字軍者の其目的を忘れて希臘帝國を擾かすを聞きて大に驚き且憤り屢々彼等を譴責したれども軍士等は毫も之に頓着せざりしなり。法皇の權力の衰へたと見るべきなり。初帝都陷落の

後コムネヌス朝の皇族等は皆東方に走り、ニカヤ、トレビゾンド等に據りて小帝國を建て居りしが、一二六一年ミカエル・ペレヲロガスの代に及んで拉丁帝國を亡ぼして希臘帝國を再興せり。抑も第四十字軍は本來の目的を距ること遠かりしと雖も、五十七年の間西歐人士が親しく希臘人アラブ人に接觸して得たりし所は世界文明の爲に多大の利益ありしなり。

一二一二年の小兒十字軍の事につきて一言せん。文明の徐々として進むが如く、蠻俗迷信の痕を絶つや亦遅々たり。小兒十字軍の擧は慘中の慘迷信の極なるが彼等を煽動せし妖僧共の罪こそ深けれ。ニコラスと呼ぶ獨逸の一少年四萬許の小兒を率ゐてアルプスの險を越えてゼノアに至れり。思へらく昔しモゼスが紅海を渡りし時の如く地中海の波濤二つに分れてその間に徒步すべき一條の途を現出するならんと。待つこと久しくして此奇跡あらはれず。或者は途中より引返し、多くの女子は拐帶され、又病死せしものも多かりき。折角パレスチンへ向け出帆せし者も概ね行衛知れずなりぬ。同年佛朗西の小兒等もクロエのステヴンといふ少年の指揮の下に出立せしが、マルセーユの姦商に説かれ、七隻の船に乗

りてシリアに向ひ、其中二隻は難破し、残りの五隻に満載せし小兒等は上陸するや直ちに奴隸として賣られたり。

第五十字軍(一二二九年)

一二一七年ハンガリイ王アンドリョー二世の率ゐ

し十字軍も結果なくして了れり。獨逸皇帝フレデリック二世かねて十字軍を起さん事を法皇に約せしが、帝の身邊を圍繞せる政治上の事情は久しく帝の出立を容さざりき。帝は法皇の請求の切なるに餘儀なくされて一二二八年の夏出發せり。素より政畧に富める人にして且前數回の十字軍の失敗に鑑みる所ありしを以て、帝は敵味方の操縦と外交的談判に重きを置き、出來得べくんば刃に觸らずして利益ある媾和條件を定めんと期せり。果然帝は成功したり。一二二九年二月帝はモハメッド教國と利益ある條約を結べり。エルサレム及巡禮者の通路に當れる諸市を基督教徒に讓與する事。及モハメッド教國に捕はれて奴隸となり居る基督教徒を解放する事を約せり。但しフレデリックはその返報として其他の領土の所有権につきてサルタンを保護せざるべからず。彼に敵する者はたとひ基督教徒たりとも、帝は必ずサルタンの爲に防禦すべしと約束したり。外交上の掛

引よりも宗教的感情の爲に動かされ易き當時の歐羅巴は、帝の成功を認めざるのみならず、反て讙々としてその失躰を罵詈訛、法皇の如きは異教徒とは何等の條約を締結すべからずとまで宣言したり。然れどもフレデリッキその攻撃を意に介せず、エルサレムに赴きてエルサレム王たる戴冠式を舉行したる後悠然歸國したり。此時再び基督教徒の手に復したるエルサレムは一二四四年また馬教徒に奪はれたるんぬ。

第六第七十字軍

一二四四年のエルサレム陥落は、一一八七年の時の如く、將に一一四四年のエデッサ落城の時の如く、大なる刺撃を歐洲人民に與へざりき。惟り佛國人民に於てその感應を見出ししのみ。其結果ルイ聖王の十字軍となりぬ。一二四八—一二五四年間の第六十字軍一二七〇年の第七十字軍は共にルイ聖王の企圖にかゝる。其動機は第四回第五回の夫と異りて大に宗教的なりき。王嘗て病に罹りて死に瀕せしとき、神若し吾に年を藉さば必ずエルサレムを恢復せんとの誓願を立てしを以て即ち此企圖ありしなり。兎に角十字軍てふ宗教的活劇がルイ王の如き信神篤き人によりて舞ひ收められしは奇と謂ふべし。然れ

ども王の擧は何等の功果なくして了れり。而して王は終に異郷に於て逝けり。

扱此十字軍役中其戰士等が行ひたる暴行非道、就中異教徒に對したる殘忍酷薄は嘗て彼等の祖先が回教徒より蒙りし迫害に倍せり。歐米の史家、動もすれば罪過を多くモハメッド教徒に嫁して偏頗なる判斷を下すもの多しと雖ども、ミシヨ、ギボン等は却てその反對に走れるが如し。土耳其及アラビヤの史家の言ふ所更に一段の極端に陥れり。此役に從ひし個人の心事を穿ち、殊に其指揮者なりし貴族輩の魂膽を分拆せば、素より種々なる分子のその中に潜めるあらんも、全躰につきて之をいへば、其迷信妄誕の大なりしに拘らず、十字軍は確かに其特有の偉大なる理想を把持せし事を疑ふべからず。勿論其高尚なる理想は追々滯え失せたり。其異教退治の熱心が一轉して教會内部の異信異派に向ひ、一二〇八—一二四〇年間のアルピゼンセス征伐となり、又一四二〇—一四三一年間のハス黨征伐となり、又西班牙人のムール人迫害となるに及んでは其荼毒弊害實に言ふに忍びざるものあり。吾人は終りに十字軍が間接又は直接に後世社會に與へたる結果を列舉せんと欲す。

第一、此戦役のために最大の利益を蒙りし者はその張本人なる法皇なり。王侯等の政略はたへず動搖せしに拘らず、法皇等の政略は終始一貫せり、羅馬法廳は古今絶比の富と權との頂上に達したり。

第二、大小名は多くその領土財産を失ひて零落し、王の權力著しく増加して封建制度倒れ、中央集權主義の國家が成立さるべき氣運開けたり。近世に於ける國家組織の萌芽全く此時より顯はれたりと謂ふべし。

第三、獨立なる市邑の隆盛を促せり。是等の市邑は以前從屬せし君侯が十字軍に從はんとする際軍費として多額の財幣を要するを以て、即ち金力に由りて其市の自由を購ふを得たり。又舊家豪族の零落の爲に下民は其利を收め、その社會に於ける地位を高め終に中等階級が社會に勢力を占むべき地盤を固めたり。

第四、一方に於ては歐洲全部の連合運動に由りて、狹隘なる地方割據の氣風廢れて、博大なる一般的利害同情を重んずる精神起り、又一方に於ては各國の人民互に交れりと雖も、異郷に遠征して尤も親密なるは其言語習慣を同ふする同國人なる事を感得してこゝに國民的感情の勃興を醸したり。

第五、十字軍役の以前に於ては、東方諸邦は其文化の程度に於て遙かに西歐を凌ぎしを以て、兩者の接觸は後者の智識眼界を廣むるに無限の利益あり。中世末期に於ける大學の創立及文藝復興は假し自然に發展すべきにせよ、其好刺戟をサラセン人に受けし一事は到底否むを得ざるべし。

第六、地理上の智識を増し航海術を進歩せしめたり。十五世紀の遠洋航海、島陸發見の盛事は其端を十字軍の時代に胚胎せりといふも過言にあらざるべし。

第七、商工業勃然として長足の進歩を爲せり。十字軍の爲に最大の商利を博せしものはヴェニス、ゼノア等なり。此頃より十四世紀の末に至るまで伊太利の諸市は實に富強を極めたり。小貴族の亂暴漸く減じ、市邑の勢力加り、王等は市民を保護して貴族を抑ふるの方針を取りしを以て、内地の商業も此頃よりして著しき進歩に向へり。

第八、騎士の制は古くより存せしと雖も、多年養成したるその氣力を傾注し、且之をして完全の發達を遂げしめしものは十字軍の役なり。予は本章の初に成功の原因の中に騎士の精神と宗教的熱心を數へしが、此二個の觀念は不思議に一致

して一種奇異なる團躰を形成したり。何ぞや僧にして武士、武人たると同時に僧侶の職務を兼ねたる聖ヨハネの騎士、御堂騎士（アサノチカタ）この騎士の寺が昔ソロモン王が一寺を建立せし舊跡に建てられしを以て此名あり及チェルトン騎士の如き諸團體を生ぜしこと是なり。是等の團躰の畧史は之を次章に述べべし。

第二章 西歐に於ける十字軍

約二百年に涉りて繰返し々々企てられし大小十餘回の十字軍は結局其目的を成就する能はずして止みしが、その世界の文明に與へたる間接の結果に至ては大に吾人の注意を價するものあり。是吾人が前章の終りに縷述せし所に由りてその一斑を徴し得べし。吾人は今や十字軍の餘波なる十字軍につきて記さんと欲す。十字軍は東方に於て其第一の目的を逸せしが、其失敗は反て異教徒及異端者に對する敵愾怨恨を増倍し弊害百出せしに拘はらず、兎に角東方の不首尾に反して西歐に於て著しき結果を顯はしたるは事實なりとす。

騎士の諸團躰

巡禮者及十字軍の遠征武士が種々なる困難に遭遇し殊に

疾病に罹る者の多きを視て彼等を救助せんとする目的を以て病院若くは避難院を設立せし者あり。その重なるものを聖ヨハネの騎士、御堂騎士、チェルトン騎士、キリストの騎士一名劍の兄弟と稱す。以上の諸團躰は皆慈善主義の設備にして之に従事せし者の多數は僧侶なりしが、境遇の必要は是等の團躰をして全く軍隊的ならしめたり。十字軍役の終末に及んで、チェルトン騎士は獨逸に於て或領土を與へられ、フレデリック二世皇帝は該團躰の指揮者を貴族に列せしめたり。一二三〇年ポーランド王此騎士に託してその東邊の蠻族プロシヤ人を討平せしむ。プロシヤ人はニイメン河とヴェスタラ河の中間に住みし人種なり。その固有の言語、宗教、歴史に就ては今や徵すべきの材料なく、人種其ものも勝者と融合してその痕形を留めずなりしと雖も其名のみは勇敢なるものとして今に残れり。チェルトン騎士がプロシヤ人を討ちし頃、キリストの騎士も亦均しく異教徒征服の目的を以てリヴォニア及エストニアを取りしが、一二三七年に至り此兩團躰連合してマリエンブルグを首府とし、プロシヤ、エストニア、リヴォニアの外クォーランドを支配して爰に文明の種子を植えたり。其所領の大部分は一五二五年に及んで寺領

たる資格を失ひ、一八〇九年にはその團練の組織も全く解散されしと雖も、今日に至るまで以上の諸州はプロシアの所領中尤も豊富にして又尤も進歩せる部分として存す。

アルピゼンセス宗徒退治、南北佛朗西の一致 佛國の南方に多數

の異端者あり。アルピゼンセスといふ。蓋しアルピといふ市の名に原けり。彼等は混合人種にして言語習慣全く北方人民と異れり。商業甚だ盛にして市府殷富を極む。人情稍々輕佻伊太利人に似たり。戀愛と酒と人生の快樂とを骨子とせし、トラバドールス^テてふ唱歌者を輩出せしは即ち此地方なりしなり。然るに彼等の奉ずる所の教義如特力教の夫と同じからず。寧ろ古代のマニ教に似たる所あり。此事禍の種となりて宗教裁判に問はれ、異端者として征伐せらる。即ちモハメツド教徒に加へんとせし痛棒を同教異派の者に加へしなり。異端退治是より天下の風潮となりぬ。

然れどもアルピゼンセス教徒は唯鳥合の衆に非ず。嚴然たる諸侯伯の連衡するありて彼等も亦人民と其信仰を同ふせり。故に彼等を征討するには寡からざ

る兵力を以てせざるべからず。當時南方佛朗西に於ける諸侯中の最大有力者をツールイス伯レイモンド六世と爲す。十二世紀の後半此地に於て一大宗教大會を開き、その宗義の要領を定め、廣く同宗者を天下に募らんとしたり。而して人民は羅馬教會の僧侶を輕蔑す。嘗て聖ペルナードも此地方に至りて冷遇を蒙りしとありと傳へらる。法皇インノセント三世此異端の天下に流布せん事を恐れ、宗教裁判の制を設けてそを根絶せんとせしが、その功少なりしを以て直接レイモンド伯に使僧を遣はし異端者を放逐せん事を要求せり。然れども領内の人民殆ど皆異端者なれば伯も如何ともする能はず。使僧其要領を得ざるを憤り伯に破門を宣告し、劇しき呪詛の語を發して羅馬に引返さんとせし途中伯の一騎士彼を追ふてローン河畔に至り彼を刺殺せり。法皇之を聞いてツールイス伯に對して十字軍を起さん事を天下に號令せり。バルガンデキ侯を首として之に應ぜし諸侯監督等多かりしが、巴里附近の小貴族シモンド・モントフォルト終にその中心的指揮者となりぬ。彼性殘忍冷酷にして野心勃勃たり。此十字軍に従ひし其他の貴族も亦領土の分配に與り或は掠奪を恣にせんと欲せしなり。要するに冒險投機

的の武士共なり。宗教異同の問題は彼等の重要視する所に非ず。かゝる人物の集合體が法皇の號令の下に正義を名としてレーモンドと戦はんとす。レーモンド六世はカステルノウダリイに敗れ、彼を援けんとせしアラゴン王ビートル二世も亦一二一三年ミュレーに戦死したり。アルピゼンヌス教徒の運命今や定りぬ。其領地は戦勝諸侯に頒たれ、諸侯また之を其臣下に分配せり。然れども人民は其父兄親族の殺戮者たる者に快く従ふべくもあらず、寧ろ佛朗西國王の直轄を受けん事を願へり。一二一八年此役の主動者なるシモンがツールリスの叛民に殺害されてより間もなく、南方佛朗西の大部分は全く佛王の支配に歸しぬ(九二二)。

葡萄牙と十字軍 第二十字軍は亞細亞に於て失敗したれどもボルチュガルに於て意外の好結果を收めたり。一一四七年の五月英國人フリースランド人、その外ライン沿岸の人民より成立ちたる約一万三千の十字軍士ダートマス港を出帆してヲボルト(獨音ボルト)葡萄牙の港に立寄りしが、該市の監督は當時リスボンを包圍しつゝありし基督教軍を援けん事を彼等に懇請したり。永き談判の末十字軍士はアルフォンソ王の軍を助けて約四個月の後リスボン市を占領したり。

王は都を此市に移して愈々獨立の基礎を固ふし十字軍士は報賞を受けてシリアに向ひ出發したりき。

フレデリック一世が第三十字軍の先登として出發せし頃、其本隊とは合せずして獨立に出發したる獨逸諸侯の十字軍三隊ありき。ライン河を下りて海に出て南に航したる二隻の船は薪水を得んが爲にボルチュガルの一港に立寄りしが、其軍隊はその頃回教徒と戦ひつゝありし基督教徒より援助を依頼されしを以て、乃ち彼等を扶けてアルヴールの要害を取り、シルウエス市を陥れたり。是に於てボルチュガルに於ける基督教徒の地盤益々固し。獨逸の騎士は是より東航してアコーの攻圍軍に加はりき。

西班牙に於ける基督教國膨脹 七一年基督教徒なる西ゴス人の軍隊がタリクスの率ゐたるサラセン軍に破られし後、半島の主權回教徒の手に歸しぬ。然れども後者は充分に前者の巢窟を掃蕩すると能はざりしを以て、アスチュリア山中に隠れたる西ゴス人は其天險を恃み回教國の内亂に乗じて漸々其領地を擴張し、南下東進の策を取りぬ。最初ギジョンに在りし首府は、七世紀の半にはヲヰキ

エドに移され、十世紀の始にはレオンに移されぬ。然れども十世紀にはアブデラ
 イマン三世、ヘスカム(ハケム)二世の如き英王輩出せしを以て、基督教徒非常の困難を
 嘗めたり。是等の賢カリフ死して第十世紀に入るや、コルドバ朝は俄然衰頽に陥
 れり。恰も之れに反して一〇〇〇年即位せしナゲアールのサンコイ大王は一代
 の雄物なり。王は其妹をカスチル伯に嫁せしめ兩家の和合を圖りぬ。夫より數
 年の後(一〇三三年)王はカスチル伯爵領を進めて王國となし、之を王の一子にして
 レオン王家の猶子となれるフェルデナンドに與ふ。サンコイ王はまたアラゴンを
 も王國にすゝめ、之を其第三子ロミロに授け、且バルセロナ伯をしてロミロに臣事
 せん事を誓はしめたり。カスチルは一〇二六年血統斷絶せしを以てその繼承權
 ナバル家に歸し、一〇三五年サンコイ大王の死するや、長子ガリキアス其後を
 嗣ぎてナバル王となりぬ。サンコイ大王は實に西班牙一統の基礎を置けり。
 王又屢々回教徒と干戈を交へてコルドバに迫りしとあり、ランマヤ朝の斷絶は即
 ち王の治世中の出來事なりしなり。王の死後西班牙半島には唯四個の基督教徒王
 國あるのみ。ナバル、カスチル、アラゴン、レオン、是れなり。而してレオン一國を

除けば他は皆サンコイの子の支配に屬す。レオンはベラヨ(ベラヨは七一一年の
 戰に敗れて北方に走りアスチュリア山中に隠れし一皇族にして西班牙に於ける
 最古の門閥なり)の裔の治むる所なりしが、一〇三七年レオンの王ベルムド死し男
 統絶へしを以て、諸家の皇族會議の末、その相續權をベルムドの義兄弟なるフェルデ
 ナンドに與ふる事に決定せり。是に於てか西班牙國內の基督教王國益々一統せら
 れて東北にアラゴン、北にナバル、西北にカスチル、レオンあるのみ。而して皇家
 の血統は一流となれり。之を無數の小諸侯割據して相争ひし時代、將た内亂黨争
 の充滿せし當時の回教國に比ぶれば其勢力の強弱素より同一の論に非ざるなり。
 想ふて此に至れば第十五世紀に於けるフェルデナンド、イサベラの盛代を豫期す
 るも亦難からざるなり。

西班牙と羅馬教會の關係につきて注目すべき事あり。西ゴス人がアスチュリア
 山中に楯籠りし以來、其教會制度は全く獨立して羅馬との交通關係極めて薄かり
 き。其後基督教徒の漸々頭角を露はしてその領土益々延長するに當てや。羅馬教
 會は恰もその全盛時代にしてグレゴリイ七世位にありしかば、彼は西班牙の基督教

徒が其敵なる回教徒より奪ふ所のあらゆる領土を擧げて、之れを教會に寄附せん事をアルフォンゾ六世に要求したり。アルフォンゾ王素よりかゝる不法の要求に従はざりしを以てグレゴリイは更に優しき手段を採れり。彼懇ろに使を遣はして、西班牙の基督教徒が従來用ゐ來りたるゴス人特有の禮拜法を廢し、羅馬式の禮拜法を採用せん事を勧めしめたり。西班牙にては貴族高僧等の大會議を開きて此問題を議せしに、議論二派に分れて決せず。王は最初反對の意見を抱きしも其後翻然見る所あり、衆議を排して斷然羅馬式の禮拜法を採用するに決せり(一〇七九年)。此事小なるが如くなれども、其實西班牙の歴史に重大の關係ある事實なり。此時より西班牙と羅馬教會との關係一層緻密となり、十六世紀の初宗教改革の運動起るに及んで、教會に忠信にしてその信仰を保護するに熱心なると西班牙王の右に出づるものなからんとす。且夫れ西班牙の基督教徒が十五世紀の末に至り全く異教徒の勢力を破壊し得たりし事實も亦大に當年の向背に由來せずんはあらざるなり。

基督教徒の南進するに隨てその首府も追々南方に遷されぬ。既にレオにまで南

進せし牙營は更に(一〇八五年)トリドウに遷されたり。基督教徒の軍勢は破竹の勢を以て南下し來り、今や回教王國の顛覆焦眉の間に迫らんとす。此時に方りて亞弗利加より元氣旺盛なる援軍あらはれて形勢頓に一變せり。その團練二あり。一はアルモラヴキ宗教にして他はアルモハ宗徒なり。兩者の宗義に瑣少の相違ありと雖も要するに何れも回教中の清教徒にして、今や其新興の勢を以て西班牙に渡來す。その鋒鏖當るべからざるが如し。先進のアルモラヴキ宗徒は地中海東岸のヴァレンキア市を取返し、ベレア諸島を占領し、ザラカの劇戰に於てアルフォンソ六世の軍を破り、更に進んでトリドウを圍むと數回に及べり。アルモハ宗徒は一四四六年を以て西班牙に攻入れり。先づ第一にカスチルを畧せんとす。一四九五年アルフォンゾ九世はアラルコス役に大敗を取れり。一二一〇年に至り四十万のアルモハ宗徒の軍勢デブラタルを横ざりて襲來するの報あり。歐洲爲に震撼し、時の法皇インノセント三世は天下の寺院に命じて異教徒討平の祈禱を捧げしむ。頃は恰も歐洲諸侯がアルピゼンセス異端者に對して十字軍を起しつゝありし時なりと雖も、西班牙の事情は基督教國の爲に一段憂慮すべきものなる

を以て、騎士のピレニース山を越えて援助に向ひし者多かりき。西班牙にはエルサレムに設立されし騎士團躰の如きもの四隊組織されて専心モハメツド教徒と戦はん事を誓へり。然れども基督教軍の主力は諸王國の軍隊にして以上列擧したるは只その援助なるのみ。是等の諸隊皆能く一致してアルモハ教徒の大軍を邀へたり。ラス・ナバス・ド・トロサに於ける一二二二年の大劇戦は万事を決定せり。此勝利は西班牙半島の必ず基督教徒の手に歸すべき事を豫表せり。一二二二年の大勝利より一四九二年のグラナダ落城に至るまで回教徒は常に守勢を執りて徐々其領地を失ひぬ。西班牙の十字軍は遂に成功して歐洲全部を基督教徒の占有たらしめたり。然れどもグラナタ陥落後約五十年にして、コンスタンチノブル城頭にヲトマン土耳其軍の新月旗の翻へるを見るの大變動を來せり(一五四三年)。是れ即ち西楡に得たる所を東隅に失ひたるなり。是より東方に於ける回教國は驚くべき威力を以て屢々西進し久しく歐洲の宿患となる。之をしも十字軍の反動と見るも可ならむ。

第三章 第十二世紀及び第十三世紀に於ける文明の進歩

商業の發達 四五世紀に於ける諸民族の大移動は羅馬帝政の治下に發達したる制度文物を崩壞して社會を混亂の渦中に投ぜり。その打撃を蒙る事の最も大なりしを商工業と爲す。その後八九世紀に至りて強大なる王國各處に起りて一統的政權の成立を見んとするや。社會は端なくも封建制度の爲に結氷して交通貿易の發達は容易く期し得らるべくも見へざりき。中世暗黒の時代に於て商業の進歩を沮害せし原因一にして足らず。道路險惡にして橋梁渡船の設けなき河江あり。山賊に等しき貴族、剽盜を稼業とせる無頼漢の商賈の通路を窺ふあり。數かぎりなく分割されたる諸侯の領分に入出する毎に重税を課せらるゝあり。又獨立なる市邑に入らんとするときも同じく税金を拂はざるべからず。海を航せんとする時は海賊の虞あり。且一朝難破漂着したる場合には其船舶及搭載品はその難破若くは漂着したる土地の大名の沒收する所となるを常則とす。俗に

之を難破船沒收權と稱す。佛朗西のブリタニイ州なるレオンに一貴族あり、その所領の近海に一暗礁ありて船舶の爰に難破するもの多きを誇り、人に告げて曰く、此一暗礁は予にとりて多數の寶石に勝れりと。甚しきは偽似の燈臺を建て、船を暗礁に導き以て其搭載品を掠奪せし者ありしと傳ふ。海陸路の險惡不安全なりし上に廣く通用する貨幣の存せざりし事も亦商業發達の一大障礙なりしなり。所謂當時の通貨はその使用せらるべき區域甚だ狭く、若し甲の藩より乙の藩に入らんとする時は兩替を要し、兩替毎に多少の損失を爲さざるべからず。ルイ聖王の代に佛國內に貨幣を鑄造する諸侯八十名ありしといふ。然れども王は別に全國に通用すべき貨幣を發行し始めしを以て此は大に商業の進歩を資けたり。羅馬教會が宗教の權威を藉りて金錢の貸借に利子を附する事を嚴禁せしは間接に商業を妨げしものと見るべからむ。苟にも利を取りて金を貸す者を高利貸といひて之を賤めたり。然れども人間社會の組織は金錢の貸借を禁する能はず。而して社會より賤められたる貸借の稼業猶太人の占有に歸しぬ。猶太人は古來歐洲各國に於て嫌忌さるゝが故に金錢を貸すに直接其名を顯はさざるやうに努め、

其結果として伊太利人の發明したる手形を用ふる慣例を開けり。現今歐米の大都會に於て資本融通の大機關を操縦する者の中に猶太人の多數なるは人の能く知る所なり。如上の事實を學ぶ者は彼等が貨殖に妙を得たる事の決して一朝夕に始まれるに非ざるを看取すべきなり。

十字軍が世界の商工業に影響せし事は予之を十字軍の章末に畧言したり。請ふ實例を以て之を證せん。十字軍士は種々珍しき品物を東方より持還れり。ダマスコ織はバルマ及ミラン市に於て摸造され、チルの硝子はヴェニス人の巧に摸造する所となりて從來用ゐられたる金屬製の鏡を壓倒したり。風車、麻、絹等も亦東方より輸入されたり。養蚕の事はジャスチニアン帝の代に支那より輸入したりと傳ふれど其事業の發達遲緩なりしならん。又甘蔗サトウが亞細亞より移植されしまでは歐洲人は唯蜂蜜を用ゐたりき。綿布は全く十字軍者の持ちかへりて歐洲に傳へしものなるがその盛んに製造されしは十七世紀以後なるが如し。

歐羅巴に於ける商業の發展を直接十字軍士の功勞に歸するは誤れりと雖も、その間接に與へし影響は絶大なり。且商業進歩の氣運が十字軍の時代に兆させし

といふ事實は昭乎として明けし。抑も當時世界の中心と目せられしは第一地中海の沿岸、第二北海及バルチック沿岸、而して第三は印度なり。歐洲人が直接印度に赴きて貿易せしはヴァスコ・デ・ガマの發見以後に屬せりと雖も、サラセン人の手を經て間接に印度の産物を賣買使用せしは古し。歐洲人は印度を目して金銀、寶石、香料、珍珠の充溢せる國土と爲し如何なる困難をも排して其地に到らんとする希望ありき。故に冒險的旅行者は概ね東方に向へり。一一七二年の頃一猶太人はサマルカンド及ヒンドスタンに到れり。一二四六年フランスカン派の僧ジョン・デューラン・カルピンなる者法皇インノセント四世の命に由りて韃靼人に使せり。彼が遺し、紀行文今尙存す。一二五三年ルイ聖王はバレスチンに滞在中僧侶某を蒙古人に遣はしてその見聞せし所を細かに書き送らん事を命ぜり。かゝる東方旅行者中嶄然頭角を露はしその名その功の尤も詳しく後世に傳はりしはヴェニスの人マルコ・ポロなり。彼其父及伯父とと共に元朝に事へしと二十餘年。帝其人物の有用なるを以て容易に歸國を許さざりしが、ペルシアに公用ありしを機として故郷に歸れり。時恰もヴェニス市がゼノア市と戦争しつゝありし際な

るを以て、彼も共にヴェニス軍に加盟して戦ひしが不幸にも敵の捕虜となりぬ。ゼノア人その常人に非ざるを以て彼を厚遇せり。マルコ・ポロが夫の有名なる東亞見聞録を著述せしは彼がゼノアに在りし時の事なり。書中チバングー(日本)に關する記事あり。日本が歐洲人に紹介されしは之を以て嚆矢とす。十四世紀の半頃英國の騎士「サア」、ジョン・マインデッセル東方を旅行して一書を著はせり。英佛拉丁の三語を以て書きしを以て博く世人に讀まれたり。彼其書中に地球圓形の說其周圍の週航せらるべき事などを主張して後世の遠洋航海島陸發見に間接の刺激を與へしといふ。而して直接に航海を誘掖せしは羅針盤の輸入なり。一二〇〇年頃の作にかゝる佛國詩人の歌中に羅針を戀人に譬へし語あるを見れば、その古くより用ゐられしと知るべきなり。羅針盤は何人將た何國人の發明せしものなるや證據の徴すべきなしと雖も、歐洲人の發明ならざる事は明かなりとす。支那に羅針盤の用ゐられし事の極めて古きを以て史家は概ね之を支那より西洋に輸入されしものと信ぜり。

抑も有無交換は社會存在の必要條件にして利益は人間の最大慾望の一なるを

想へば、假令如何なる障碍困難の存するにせよ商業の全然廢絶せられん事は有り得べからず。セヲドリツキが伊太利に善政を行ひし時、ジャスチニアン帝が伊太利を征服せし時の如き少しく好機會に遇へば、商業は勃然として隆起せんとするなり。伊太利海岸の諸市就中ヴェニス市民は古くより長距離の航海に慣れ八世紀頃には其商業地たるの根據確立したり。東亞より輸送し來る所の商品は概ねアレキサンデリア及伊太利諸港を経由するを例とせり。その中ヴェニス尤も繁昌にしてアマルフ之に亞げり。勿論ダニユーブ河に沿ふて南ゴール又は西班牙東岸に直送する道ありたれどもそは實際不便なりき。十字軍起るに及んで其軍士を輸送し又彼等の需要品を供給すべき必要は自ら商工業の活動を促したり。ヴェニスの外ゼノア、ビザ及佛領のマルセイユ等益々繁榮に赴けり。商業は共通的の性質を固有す、集めたる商品は之を散せざるべからず。海岸に當れる諸市の繁昌は直に其影響を内地に及ぼす。今少しく根本的にいへば人間多數の需要は即ち商業を盛んならしむる原因なり。伊太利の商船は漸次太平洋に出て、佛朗西及ネザラランド等に商品を運送するに至れり。又内地に於ては諸處に市場の起

るを見たり。佛國にてはシャムペーン州のトロエの如き、巴里附近のセント・デニスSt. Denisの如きは有名の市場なり。又内地の商人が自ら伊太利又はアレキサンデリア等に行きて仕入を爲す習慣漸く行はるゝに至れり。

自治市の起原

商業發達の結果として市の勃興を見たり。北蠻族の移住以來羅馬時代の市邑多くは頽敗に屬せしが、今や十二三世紀の頃商工業の漸く隆んならんとするに方り、城下若くば寺院の近傍に市邑の續々として昔日の繁榮を復し又は新たに興るを見たり。然るに生命財産の保護不完全なる時代なれば新興の諸市は勢ひ自衛の策を講ぜざるべからず。是れ即ち中世の末期に及んで歐洲に簇生したる自治市邑Communeの起原なり。自治市邑の基礎は更に古くより行はれたる同業者秘密組合(Guilds)に存せしならん。後者は職業を同ふし利害を同ふする所の職工及商人の團結にして前者は各種の商工業に従事する共同防禦なり。自治市邑は元一の組合にして封建時代に於ける一法人と見るべき者なり。其市は某大名(又は帝王)に對して臣屬の義務を有すると同時に或個人に對しては君主たる權利を有するなり。左れば夫等の市邑が如何にして獨立せしかといふに時と

しては武力に由りて獨立を全ふせしもあり(此類のもの甚だ寡し)。又屢々獨立せんとして失敗に終りしものありと雖も、其多數は金力を以て其獨立權即ち憲章を購ひしなり。軍資又は其他の必要に迫られし場合には諸侯より市に向て此事を申込みし例あれども、概ね市より此要求を提出するを通例とす。既に一部の特權を得て自治體を組織したる市邑が尙多くの特權を得んとして別に金を納めて新しき憲章に改むる例あり。帝王及諸侯が十字軍に出發せん爲に巨額の軍資を要せし時の如きは市に取りて憲章を購ふの好機會なりしなり。扱此の如き自治的の市邑は佛朗西の南方及伊太利に盛んに起り又獨逸にも多く現はれたり。帝王は概ね此種の市邑の多く生ずる事に由りて諸侯の權力の衰ふるを希へり。然れども有力なる王はその直轄の領分内に自治市邑の生ずるを許さざるを常とせり。佛國の中央には殆ど一の自治市もあらざりき。時としては諸侯自ら其領内の繁榮人口の増加を計らん爲に新市を創立する場合あり。かゝる場合には其新市に移住し來れる者に特別の保護を與ふるなり。譬へばソルフ即ち一定の土地に束縛されたる農僕が其主人の許より逃亡して此市に住み込み一年以上追求されざ

る場合には自由の民となるを得たり。犯罪人(但し殺人と竊盜を除く)と雖も一たび此新市に入れば其刑を免るゝを得るなり。勿論是等の新市は全く貴族が自ら盡力して建てしものなれば何等の事情に由りても自治の憲章を購ふと能はざるなり。兎に角自治市及新市の興起は市民なる一階級をして社會に重きを有するに至らしめし發端と見るべきなり。羅馬帝政の末期に於て奴隸が進んで農僕となりし如く、今や農僕が自由の民となるべき門戸開けたり。近世史に於ける第三階級の勢力は漸次自治市に於て蕃養されし事に注意せざるべからず。封建制度の頹敗に當りて大に其勢力を張りたる自治市は、其後王權發達し中央集權政治の成立するに至りて逆境に立てり。王權伸張と市邑の自治は氷炭相容れざるなり。王權の尤も早く確立したる佛朗西に於て自治市は先づ其痕を絶てり。中央集權制度の尤も成立し難かりし伊太利に於て自治市は其富強を極めたり。多數の自治市相連合して同盟を造りし場合あり。その著名なるものをハンサ同盟、ライン諸市同盟、スワピアン諸市同盟と爲す。ハンサ同盟はその中の至大者なり。十三世紀後半の創立にかゝり十四世紀に至りて絶大の勢力を顯はしぬ。リューベック

市を中心として其權威北歐に揮へり。十四世紀の後半デンマーク王ワルデマル四世と戦端を開きて王を惱まし首府コペンハーゲンを陥れしとあり。蓋し此同盟市の権力は武力よりも金力に在り。彼等は帝王の爲に重要な金融機關たりしなり。領土の一部を抵當として金を貸す以上は不納の場合には武力に訴へて抵當地を押收し或は其首府に迫るべき必要を生ずるなり。リニベック、ハムブルグ等の諸市が近世に入りし後、將た現今に至ても獨逸帝國の範圍に在りて一種格別の獨立權を持続するもの蓋し數百年來の歴史に基く所あればなり。

智力的進歩、大學校の設立 若し第十四世紀に劇烈なる戦亂なかりしならば古文藝の復興は其淵源を第十三世紀に求むるを得たらんとは一史家の言なり。從來の史家は一五四三年のコンスタンチノール陥落が古文藝の復興に與へし影響を過重視したりといふ説を以て眞なりとせば、史家某の言或は詭激に非ざるべし。兎に角十三世紀の頃より歐洲の人心が智力的側面の需要を感じ初めたるは事實なりとす。中世に於ては寺院は即ち學校、智者學者は概ね桑門なりしなり。然るに此頃に至りては學問を修めんとする者愈々多くして寺院は殆ど其

需要を充たすに足らざりしを以て、別に學校を建設すべき必要を生ぜり。印刷製紙の業未だ起らず、書籍は悉く謄寫せられしを以て其價頗る貴く、到底各學生之を購ふと能はず、故に教授法は凡て講義に依れり。有名なるアベラードの如きは數千の聽講生を集めしが故に戶外に於て演説せざるを得ざりき。万事組合制度を採用するが中世紀の習なれば、學校も其習慣に従ひて一種の組合を形造せり、此風今日尙歐米の大學に遺れり、即ち自治の制度是なり。一二〇〇年に設立されし巴里の學問所は是等の組合中尤も古きものなり。その組合の憲法は法皇の使僧バートドクールその規定する所にして其後他の諸學校の模型となりしものなり。此學問所こそ即ち有名なる巴里大學の始めなれ(一二五〇年大學の名を用ゐはじむ)。一二二四年フレデリック二世が創立したるネーブルス大學は巴里に續いて古き者なるべし。ブラーグ大學は一三四五年に設立され、ヴェンナ及ハイデルベルグ大學は十四世紀の後半に起れり(勿論アラブ人は學校の設立に於て基督教徒に一着を輸せり。サラマンカ及コルドヴァの大學は九世紀に起りしとぞ)。ヲックスフォード大學夙に名聲を博し伊太利のボログナ大學亦法律學の研究に於て一頭地

を拔けり。大學に於て教ふる所の學科概ね四科に分たる。神學、法律、醫學、文學是なり、更に文學を分て文典、修辭學、論法の三種と爲し之を Trivium と稱し別に以上の學科に附加したる算術、幾何、音樂、天文學の四題目を指して Quadrivium といへり。巴里大學生の數に就ては或は一万五千と稱し或は二万に上れりといふと雖も此は何れも誇張の言にして實は其十分の一位のものなりしならん。

中世の學者をスクールメンといひ彼等が腦漿を絞りて攻究し且組織したる學問をスコラ哲學と稱す。スコラ哲學の目的は教會の信仰傳説を土臺として夫と背戻せざる制限の下に哲學的概念を組織したるものなり。故に中世の學者は自由獨立なる真理の探究者に非ず。自然界の現象を有のまゝに觀察しその中に一貫する理法を見出さんとする近世科學者の態度は彼等に於て見出すべからず。彼等は真理を見出さんとするに非ずして既に見出されたりと信ずる真理の辯護を爲すなり。故に其論法は歸納的にあらずして演繹的なり。其主眼は理論そのものに存せずして理論の方法及形式に存す。彼等は其論の前提の據て以て立つ所の事實の眞否を穿索せずして唯その論じかたの巧拙に注意せり。眞成の智識

はかゝる方法によりて得られざりしと雖も人間の辨識力及推理力は此鍛練法によりて鋭敏にすゝめり。伊太利人トマスアクワイナスと蘇格蘭人ドンスコタスはスコラ哲學の兩大關なり。甲は總合的の大頭腦を有し、乙は分拆的批評的の炬眼を具へたりき。歸納的研究法を採用したる先登者は英國人ロイジャー・ベコンなり。彼は一二一九年に生れて同世紀の末に死せり。彼は實にデカルト及ケプレル等の先驅なりしなり。

國語及國文學の發達 十二世紀以前に在りては學問は緇徒の專有に屬し彼等が用ゐる所の言語は拉丁語に限られたり。學問が俗人の間に普及するに至りて彼等は單に窮屈なる古語を以てその思想感情を發表する事に満足せず。寧ろ彼等が平素用ふる所の語に由りて之をいひあらはさん事を努めり。歐洲各國の言語及文學は斯の如くにして生じたり。『デピナコムメデキア』の著者にして伊太利文學の元祖なるダンテは一二六五年に生れたり。佛朗西南方にはプロヴァンサル語行はれ、トラバドールスといふ唱歌者は此語を以て揚氣なる歌を唱しつゝ貴族富豪等の招きに應じつゝ諸國を遍歴したり。佛朗西語は歐洲諸國に廣く

行はれたり。ノルマン人は此語を英國に携へ行きてそれを公文に使用せしと三百年に及びぬ。ダンテの師ブルネットラチユイは其著「トレンル」を記述するに佛語を用ゐき。以て歐洲に佛語を解する者の多かりしを知るべきなり。蓋し佛語がかく廣く世間に弘布されしは十字軍役の爲に生じたる交際の頻繁に基く所多しと謂はざるべからず。獨乙文學も既に少しく其軟芽を發したれども、未だ大に見るに足るべきものあらざりき。英國は一三六二年法庭に於て佛語を用ゐる事を禁じたり。英國語の著しき發達は十四世紀以後に屬す。即ち伊佛等の國語に比して稍々後れたるなり。

第四章 英佛競争の發端

ルイ・フアット(一一三〇—一一八七) 中世紀に於ける問題甚だ多しと雖も未開人の侵入シャーレメン帝の事業、封建制、ドイツ帝と法王との争の如きは、何れも其時代に限りて起り、其時代の中に結局を見たり。然れども他の問題に至りては其起源は中世紀にあれども、其影響延て現今に及べるもの尠からず。長期に亘れる、英佛間

の軋轢の如きも、其の一なり。即ち佛國にては王權頗る發達し、フイリップ・オーガスタス及びフイリップ・フエーアの如きありて、專制君主の模範を歐洲に示せば、英國にては其の反對に出て君主の權力に一定の制限あり、臣民ジョン王に迫りて、大憲章を發布し、憲政の基を開き、歐洲に自由制度擴布の先例を開かしめたるなど、其の施設の跡相反せる處尠からず。

是より先き、佛王フイリップは其の臣ノルマンディー公ウイリアムが、英王となりし時、直接反對の舉働に出てざりしも、心竊に之を快とせず。其子ルイ肥漢は一一〇八年嗣立するや、深くノルマンディーの強大なる遂に佛國を危くするに至らんことを恐れ、竊に之に對する政略に苦心せり。王身軀強健、精力人に絶し、力士を以て目せられたり。當時佛國にては貴族の跋扈甚しく、モントモレンシー、モントレリ、ブイセー、コルベイ、グーシー等の領主は城堡を下りて大道に出て行旅を脅かし、商人を苦しむること、甚しきを以て、フイリップ死に臨み王子ルイに遺囑するに、是等の貴族を勦滅せんことを以てしければ、ルイは即位の後直にモントモレンシーの主、ブーカルドを召喚し、其の掠奪物を返還せしめ、ブイセイ城を降して之を破壊し、其

の他國內所住の小貴族の無規律亂暴なるものは容赦なく之を懲せしかば、復大道行旅の苦痛なく、王の活動範圍も大に増大し、國家暫らく昇平に歸せり。されど王は之に甘ぜず餘威に乗じて其臣僚の最も強頑制し難き者を壓伏せんとす。一〇八七年、ウイリアム・コンクエロル死し、次子ウイリアム二世英國の王位を嗣ぎ、長子ロバート、ノルマンディーを襲ぎぬ。ロバート、其の弟の王位を奪はんとして、成らず。ウイリアム二世、言動粗暴人主たるの度量なく、群臣を御する其の宜しきを得ざりければ、一日狩獵に出て左右の射殺する處となりて歿せり。コンクエロルの第三子をヘンリー・ボークラークといふ。長兄ロバードが十字軍に従ひシエルサレムに遠征せるに乗じ、其の所領を奪ひ、憲章を發布し、封建君主として己の臣下に對し有せる權力に一定の制限を附し、以て人民の歡心を購ひ奪ひたる所領を確實に保維せんと計りしも、一一〇一年ロバート歸國し、ノルマンディーを奪ひ返し、イングラントを襲はんととして成らず、ヘンリー即ち逆襲して一一〇六年兩軍大にチンシユブレに戦ひ、ロバート敗れ、ウエールスのカーデフ城に幽閉され、其の一生を終へたり。佛王ルイ・ファットは其の臣の勢威舉らんことを恐れ、ロバートの子ウイ

リアム・クリトを援けて英王を挫がんとし、兩軍大にノルマン公の野に戦ひけるが、ルイ敗れ法王の仲裁により兩國一旦和約を結びしも、クリトの請求貫徹せざりしを以て戰端再び開かれ、ヘンリーはドイツの王を誘ひ共に佛王を攻めんとす。時にサン・デニの長老にシユガーなる者あり、王の首相たり伴侶たるを以て頗る時局に苦心せしが、フランダー伯アンジュー伯ブリタニー及アキテイン公の、王を援けざるを知り王に勸めて先づ此の不逞の臣を撃たしめんとす。王即ちクレルモンの僧正の請を容れ直にオーベルン伯及其の主アキテイン公を征す。二人王の雄風に壓せられ戦はずして降れり。王更に進でフランダー伯を征せんとす。會伯兇徒の暗殺に遭ひ人民激昂誓て伯の爲に報復せんとし勢甚だ烈しければ、王ウイリアム・クリトを推薦し人民をして之を撰舉せしめしが、王のフランダーを離るゝや人民直に之を廢してアルセースの君セオドリックを戴て君とせり。ルイ肥漢ハ南方に王權を扶植せんと欲しアキテイン公ウイリアムの唯一人の女をチルイ・ヤングの爲に娶り遂ニアキテインを合併して王の直轄地とせり。

佛王ルイ七世(一一八〇—一一八五)及び英王ヘンリー一世(一一一三—一一八九)ルイ

七世の即位するや、授職問題に關して法王インノセント二世と争を生じ、シャンパニユー伯の法王を助けたるを怒り、グイットリーの寺院を焼き、一二〇〇人を猛火の中に焼殺せり。後王其王后を離縁せしかば、機敏なるアンジュー伯ヘンリト直に之を娶りて、アクイティンを併領しぬ。時にヘンリーの男子死せしかば、死に臨み其女マチルダを嗣とし、甥スチブンをして之が補佐の任に當らしめぬ。マチルダは此時既に再婚しアンジュー伯セオフレに嫁しけるに、スチブン父の遺言を守らず、自ら英王の冠を戴きしを以て、イングランドの南部に上陸し、一部のノルマン人の助を得てスチブンを討ちぬ。スチブン即サクソン人及ノルマン人を率ゐて之を邀撃し互に勝敗あり。やがて和成りスチブンは其生存中王位を占むべく其の死後はマチルダの子アンジューのヘンリー之を襲ふ可きに決せり。然るに間もなく一一五四年英王死せしかばアンジュー家のヘンリー入て英國の大統を紹ぎぬ。ヘンリー常に其兜に金雀花を附け得たりしを以て世人之をプランテージネットと稱しぬ。ヘンリーに至りて英王の領地は前代に倍徙し母よりノルマンデー、メイン、イングランドを、父よりアンジュー、及ツールレンを、妻よりアクイティン

公國及び其の屬國を受け、フランス國內に於ける領地すら佛王の領地に二倍せり。斯の如き優勢を擁し乍ら羸弱依るなき佛國を并呑し得ざりしは甚だ怪しむ可きに似たりと雖も、當時英國内部の混亂其の極に達し、一方には父子、兄弟、夫婦内に相闘ぎ、他方には王は僧侶及貴族と相攻伐し、力を外征に専らにする事を得ざりしを以て、幸に英佛の間、戦端を開くに至らざりしなり。

教界裁判權之濫用

羅馬帝國の時より僧侶は其の仲間に起りたる訴訟を決するの權を握り、俗界の裁判官は之を左右ともする能はず。英王ウイリアム、コンクエロルは、此の特權を一層擴張し、己に親善なる僧正等を保護して、之を爪牙と爲さんと試みたり。されど凡て創業の英主は自己の力量を信ずること其度を失するを以て、一旦其の死するや曩昔の味方は忽ち變じて仇敵と變するに至るは史上其例に乏しからず。さればノルマン出身の僧侶も、サクソン僧侶改其の爲め英國に到着したる當時は行狀良好なりしも、やがて心弛みて殺人、亂暴、其他あらゆる不正事件を行ひ、其の弊の及ぶ所嘗て犯せる罪を免るる方便として、身を教界に投ずるもの續々起りければ、ヘンリー二世は此の弊を阻示せんと企て、計らずも有力

なる僧侶と衝突を起すに至りぬ。當時カンターベリーの大僧正に、トーマス・ア・ベケットといふ者あり、幼にして穎悟、長するに及び王ヘンリー二世の眷顧を受け、カンターベリーの大監督より進て王の顧問官となり累進大僧正の位を占めたるなり。然るにベケット強硬、屢王命に逆ひしかば、王遂に貴族僧正等をクラレンドンに集め、僧侶に迫りて、教界の裁判權を廢し、王の許可なくして王國を去る能はざることを其他僧侶に不利益なる條項を甘受せんことを強請せり。之をクラレンドン制度と稱す。ベケット即ち之を法王に訴へんと欲し、變裝フランスに上陸せしかば、佛王ルイ七世之を歡迎し、仲裁談判六年の後王とベケットの間に和成りしも、ベケットはカンターベリーに歸るや、直にヨルク大僧正と絶交しければ、ヘンリー時にノルマンディーに滞在せしが、大に其の倨傲を憤り武士數名を遣はして之を刺殺せしめぬ。サキソン人之を殉教者と見做し追惜措かず、僧侶は連合大に迫り其の不法を責めければ、王も遂に僧侶に屈し其の意に反してクラレンドン制度を全廢しぬ。アイルランド征服(七二) 佛王英國諸王子の反を援く アイルランドは第四世紀以來既に基督教を奉じ人民敬虔なるを以て聖島の名あり。されど其

位置歐洲諸國より隔絶せるを以て政治上全く孤立の状態に陥り羅馬法王の勢力を受くると大ならず、是に於てヘンリー二世は此の地に英國の權威を確立せんと欲し、法王アドリアン四世の許可を得て征討に従事せしが、國人はノルマンの首長リチャード、ストロングボウ等の助を得、頑強なる抵抗を試みたりしも遂に力敵せず、一七一年南部の會長等ヘンリーの君主たると及び英國教長の最上權を認むるに至れり。而れども是れ唯南部の事のみ、北部及び西部は猶ほ頑として英國の下風に立つとを肯ぜざりき。然るに英王ヘンリー二世は治世の晩年に至りゆくりなくも其の諸子と争ひ快からざる老年を過しぬ。そは長子ヘンリー、次子獅子心のリチャード第三子ジェオフレイ皆各々若干の領土を有せしも之に甘せず、干戈を以て父を脅かし狼心を滿さんとす。ヘンリー二世即ち歐洲大陸より傭兵を得且つトーマス・ア・ベケットの墓に詣て懇に追悼の辭を述べしかば、忽ち人民の同情を博し、勢漸く熾にして蘇格蘭王及フランス王に勝ち、フランスとモントルイの條約を結びしも未だ其諸子を處分するに至らず、且つ其の最愛の季子ジョンさへ干戈を執りて父王に抵抗せしかば、父王は憤悶の中に生を畢へたり。時に一一八

九なり。

十三世紀に於けるフランス王室の特質

ルイ七世の宰相シュガールの十字軍に従はんとするを制し、其の出發の時に際しても切に其の部下を虎狼の群に投ぜざらん事を希へり。此の言頗る奇矯に失せる如きも能く時世を諷示し得たるものなり。九世紀より十二世紀に至る間フランスの王位は、存したれども若し夫れ王の權威に至りては殆ど消滅せるものと見るべきなり。蓋し當時の大領主は凡て王室の手に存在すべき筈の公權を悉く掌握し、三世紀の間國の統一を妨げたればなり。されど時勢は漸く進み、封建領主の篡奪したる權力を王室に復し散漫なる佛國の社會を中央に集中せんとする運動起り、ルイ・ファット、フィリップ・オーガスタス及び聖ルイ等の諸王相繼て此の君主獨裁の方針を採り、遂にルイ十四世に至りて中央集權の業全く成れり。而も斯の如く遲延せしは全く十四、十五兩世紀に亘れる百年戦争及び十六世紀に於ける宗教の内亂大に内部の發達を妨害せしを以てなり。

フィリップ・オーガスタス(八九)及びリチャード獅子心王(八九)

ルイ七世歿し、子フィリップ・オーガスタス嗣立す。王、性堅忍にして敬虔、即位の始め猶太人の財産を奪ひてこれを國外に放逐し(時人はかくするを以て敬虔の行爲と考へたれば)罰金を納むる者には再び歸國を許せり。王は屢々此事を繰返せり。蓋し當時の猶太人は貴族及び中等社會の黄金を吸收するを以て、王室は之を吐かして國庫に沒收したるなり。王ヌヴェルマン、ダ、ザアロア及アシアン、の女主を助けてアルセス伯、フランダー伯に抗敵せり。其のアミアンを取るや、僧正服従の盟を要求しけるも、斷乎として之を退け、王の得たる領地は僧正輩の容喙する限にあらざるとを知らしめたり。フィリップ英王ヘンリー二世在位の間は、其子リチャードと親善にして共に食し共に寝ね、英王に抗し第三十字軍にも相携へて出陣せり。英王ヘンリー二世死するに及びリチャード嗣立せしが、性兇暴戰を好み、其の人民を御する常に鐵拳を以てし、大膽なる中にも頗る詩人的性格を帶ぶる處あり。其の出陣に臨み、官職城壘村落を賣り拂ひたるが如き如何に其の矯激なるかを知るに足らむ。其戰陣に臨み勇戰するや、威風當る可からざるものあり。獅子心の名是より起る。然れどもリチャードの勇戰せる間に佛王フィリップは先づ歸

國してリチャードの弟ジョン・ラックランドと同盟を結びてリチャードの領地を分取りせんと計りぬ。是れより先きリチャードはドイツ皇帝に捕へられ、オーストリアに幽せられけるが、一日監守の隙を伺ひて之を脱出し歸國するや、直にフィリップとギゾル附近に戦ひて大に之を破りぬ。されど其戦勝の利益は言ふに足らず。法王インノセント三世間に居て和解し五年の休戦條約締結せられぬ、時に一一九九年なり。其後二ヶ月を経てリムーシンの城を圍み重傷を蒙りて戦歿せり。王は在位中人民を虐待せしにも拘はらず、時人一般に王の死を以て騎士の精華の終焉として痛く之を悼惜せり。

フィリップ・オーガスタスとジョン・ラックランドとの争 英王

リチャードの死するや、ジョンの兄にして、ブリタニー公たるゼラフレの幼子アルサー王位相續の權あるも叔父ジョン之を篡奪せしかば、アンジュー、ポアツ、及びノーレインの諸州は英王の下に屬するを厭ひアルサーに降りてフィリップの保護を求めぬ。フィリップ之を諾したるも所期の利益をジョンより獲るや、不人情にも之を見棄ければ、横暴なるジョンは其の幼甥を殺し、之をセーヌに河中に排擠せり。

フィリップ乃ちジョンを佛國の法庭に召喚しけるも、ジョン赴くを肯ぜざりしかば、佛王は其の不忠を責むるを口實として軍を起しノルマンデーの諸砦を陥れ、ルーアンに入り、ブリタニー、ノルマンデー全く王の直領地となり畢んぬ。時に一二〇四年なり。フィリップ直にアルサーの妹アリスの後見となり後之を王の親戚ピーター・モーククラークに妻はし之にアンジュー、ポアツ、ノーレインの相續權を與へぬ。是より佛國王室の領地著しく増大し、善く西方英國の窺竄に備ふるを得たり。

英王ジョンと法王インノセント二世との争 英王ジョン既に佛

王と争ひて夥多の領地を失ひければ、今は已むなく僧侶に對し前王の政略を踏襲せんと試みたれどカンターベリーの大僧正スチフン、ラントン法王の命を守り、痛く之に反對しければ、ジョン大に怒りカンターベリーより僧侶を逐ひ法王の使節が王と談判せん爲め出て來るや、之を威嚇し強て退去せしむる等横暴なる事多かりしかば、法王も大に怒り之を破門し佛王をして之を征討せしめんとす。流石のジョンも遂に届して法王の臣たることを承認して事僅に已みたり。ジョン是よりフィリップを惡む事甚しく獨帝オット四世フランダ伯ブーロニエ伯及び其他

ネザールランドの諸王相同盟して南北より之を攻撃せんとす。是に於て佛國の王子ルイは英王をポアツに邀へ撃ちフィリップ親ら殘餘の騎士と北方の民兵を統率し、一二一四年大にブーヴァン橋附近に敵と戦ひ全勝を制するを得たり。是の役後佛王は土地の割譲を得ざりしも一帝一王を潰敗せしめ、部下有力の臣をして跳梁することを得ざらしめ、カベット朝の光輝を發揮せしのみならず、佛國人民をして自重心愛國心を起さしめたり。是後佛國の貴族は勃々たる雄心に驅られ第四十字軍を起してギリキ帝國をフランス帝國とし、佛國南方の頑民アルピゼンスの住民を征討して法王の爲に盡し、が、佛王は少しも之を咎めず貴族が是等の事業に精力を徒費するを竊に冷笑し、靜に王權確立の好機を得たるを喜べり。

英の大憲章發布 英王ジョンのフランダーに大敗するや、ステブリングトン其他の諸貴族王の無能にして而も節制なきを憤り、ヘンリー一世が嘗て英人に與へたる憲章を再び提出し其の特權を確認せん事を請ひしも、王頑として之を聽かず、貴族も亦屈せず遂に一二一五年六月十五日サインソル宮附近ランニシードの野にて大憲章(マグナ、カルタ)に調印せしめ、英國人民として自由の恩澤に浴す

る基礎を確立するを得たり。貴族等の散ずるや王の怒其の絶頂に達し法王に請ひて此の憲章を無効と宣言せしめ、且つ外國より傭兵を入れ英國を其の略奪に委せんと計りければ、貴族も王の無耻なる行動に呆れ果て佛王フィリップの子ルイを招きて大統を嗣がしめんとす。法王即フィリップをして之に應ずること無からしめんとし、之を威嚇するに破門を以てせり。ルイ屈せず翌年(一二一六)英國に上陸し、かばジョンは憤悶の裡に世を辭しぬ。事茲に至りては貴族等も却りて流石に外國の王子を戴くを快しとせず、ジョン王の遺子を立て、王位を嗣がしめ是をヘンリー三世と稱せしめられたれば、ルイも已むを得ず一二一七年フランスに歸國せり。斯の如く英佛葛藤の第一期はジョン・ラックランドとフィリップ・オーガスタス二人の死と共に終り、一二一七年よりは兩國全く其の經路を異にし、佛國は益々專制的となるに反し、英國は愈々立憲的となるに至れり。

第五章 佛國王權の發達

フィリップ・オーガスタスの内政 　　フィリップ位に在ること四十三年其

間攻伐侵略領土を擴大すること從來に倍蓰す。王之を七十八管區に分ち法官をして之を管理せしめつ、王は封建制度を惡むこと甚しく、嚴に私闘を禁じ、パリーの市區を改正し之を繞らすに城壁に以てし、其の警察制度を改良し、パリー大學の特權を擴大し、古文書館を建て、貴族組織の法庭を造りければ、立法權は再び王室に歸し其の命令は全國に及び工業商業を獎勵して國力の増進を計りぬ。されど王は婦人に關して物議を醸し法王と争ひしことあり。初め王后を失ひデンマルク出身のインゲボルグを其の第二の后となさんとて、結婚後數日にして之去りアニエ、オプ、メランを娶り、國內の僧正等も之を是認せしに、インゲボルグ憤懣措く能はず走りて之を法王廳に訴へぬ。法王王の不徳を怒り佛國に於ける宗教事務の停止を命ぜり。國中其の不便に堪へず囂々の聲漸く高まりしかば、王も已を得ず法王の命に従ひアニエを去りインゲボルグの歸嫁を許し事僅に寢むを得たり。此の外時々法王との衝突を免れざりしも、昔時の如く暴力を以て争はず、輿論の明白なる裁斷により事の曲直を決せんとするに至りしは、慥に時勢の一進歩なりといふべし。

ルイ八世(一三二二)及びブランシユの攝政　　フリップ歿するや其子ルイ八

世嗣立す。王は先王の時より繼續せるアルピゼンス征討の業を遂げ、アビニオンを略守しポアチユの一部オーニエ、ロシエル、リモージュ、ペリジユ等を取り遂にロアン河口西ツールーズの東數里の地に至る迄之を王權の下に置くに至れり。されど不幸にして王子猶ほ幼にして政を親らする能はざるを以て母后攝政となりて之を輔けんを欲す、時に平生王權の伸張に快からざる貴族は強力なる封建的同盟を組織し、クシーの君アングエルランドを推して盟主となし、痛く母后攝政の議に反對す。然れどもカベット朝は直轄地を有すること大なる上人民の同情と法王の援を有せるを以て其の基礎牢固拔く可からざるものあり。サン・アンジユの君牧師は忠言を以て母后ブランシユ・オザカスチールを援け、シャレバニー伯も亦母后に致され驕て之を助くるに至りければ、一二二七年ルイ九世位に即き、其後四年を経てサンオーバンの條約にて貴族との戦も全く終を告げ王室の全勝に歸せり。かゝる際にラングヅック地方復反しツールーズ伯ライモンド七世も亦秘に之に關係せしが、一二二九年パリー條約にてライモンドは下ラングヅックを全

くフランスに譲り、唯ツールーズ、アジエノア、ルーエルグ教區の半を保ち、其の死後は王弟アルフォンゾーと婚約ある其の一女の粧装の料とするに決せり。此の頃シヤンパーニュ伯テオバルドは其の岳父の遺領、ナヴァールを襲ぐ爲めプロア、シヤトル、サンセルルをフランス王に賣りしかば王室の直轄地は益々膨張するに至れり。

サン・ルイの歐洲に於ける權勢　王は中世紀に顯はれたる諸君主中最も敬虔にして勇敢なるのみならず、溫良にして慈愛の心深く封建を愛するも之をして專横なるに至らしめず、拷問を廢して罪人の心裡を慰安し、官紀を振肅して王權の確立を計れり。而して王の此の計畫は着々歩武を進め、長兄ロバートはアルトア伯となり、王と同盟してフランスの勢力を北方に擴張するに努め、弟アルフォソも既にホアツー及オーベルヌの伯爵を兼ねしが、ツールズの大郡をも繋ぎピレニ―山脉に至る迄を佛領とし、チャールスは一二四六年アンジユ―及メーソンを領せしも、プロウアンスの嗣女ベアトリスと婚してプロウアンス伯となりフランスの領地を地中海迄擴げぬ。斯くて是等の王族封建主義の實行効を奏し、王サ

ン・ルイの勢力は尠くともフランス領内に於ては牢乎として抜く可からざるに至れり。ルイは英國人と戰端を開くに至る迄は其の活動力を示さざりしも、其行動一に正道に準據せしかば、凜乎として奪ふ可からざる點あり。一二四一年ドイツ帝フレデリック二世フランスの高僧が將にローマに赴かんとするを抑留するや、サン・ルイは一書を裁して之をフレデリックに贈り、滔々數千言備に其の無道正義に反するを縷陳し、徐に其の反省を求め、ドイツ帝をして翻然其の非を悔悟せしめたる如き、又僧正等が王權を濫用して破門を行ふの弊を杜絶せしめたるが如き、以て其の行動の堂々たる頗る王者の躰を得たるを見るに足らむ。斯く穩當着實なる王も是非を干戈に訴へざる可からざるに至るや、敢然起て一步も假借する處なかりき。即ち一二四一年に至り、アクイタインの諸領主はイングランド、アラゴン、ナヴァールの諸國を聯ねて對佛同盟を作り、ツールーズ伯及ビラマルシュ伯も之に荷擔し、其の勢力侮る能はざるに至りければ、ルイ九世は民會の賛成を得て兵器糧食を充實して徐に敵の來襲を待ちしが、イングランド王ヘンリー三世は兵をフランスに進めしかば、ルイは直に之を激撃し、一二四三年サンド附近に大勝を得たり。

是に於てヘンリーは蒼皇逃れて歸國しフランスの諸領主は全く王命に服しぬ。王深く平和を愛し其の諸臣の相争ふや、必ず原被兩造をヴァン、センヌの櫟樹の下に召喚し穩當なる和解を試み戦争の休止に汲々たり。之が爲には國內諸州の間に意思の杆格を來さざる様充分の注意を加へ、一二四二年貴族を破りたる時の如き之を壓伏するの手段を執らずして之に多大の自由を與へぬ。されどイングランド及フランスの兩國王より所領を受くる者に對しては斷然何れか一方に従ひ首鼠兩端の舉動に出づることなからしめたり。然れど王の潔癖なる遂に當の政治、社會、普通の範圍を脱し正當なる戦勝の權利によりて得たるリムーサン、ペリゴール、グエルシー、アゼノア、ギエンヌ公國をイングランド王に與へて唯臣禮を執ること丈けを要求し、ノルマンディー、ツィレーン、アンジュー、ポアゾー、メーソンに對しては權利を争ふもの無きを以て之を王領とせる如き以て其の性行の一般を窺ひ知るに足らむ。王又此の謙讓主義を守るの極カタロニア及びルーションの主權を得たる代りに、オーベルン及ラングドックの如き紛争の後得たる土地を維持するを快とせず、其の主權を抛棄して將來の紛亂を避けんとするに至れり。かくて王

の正義は内外一般の認むる處となりしかば、一二六四年オックスフォード條例につきイングランドの君臣争を起し仲裁をルイに求むるや、ルイは王の主張を是認せしが、イングランドの貴族は此の宣告に服せず、王ヘンリー三世を打ち破りぬ。是の時に當り、王族アンジュー家のチャールズ既にフロウアンスを領し、イタリーと交りて其の内事に干渉して其の王となり、次でシシリイの王位に登りてサンルイがチュニス征伐の軍を監せり。

サンルイの政治及び王權の發達　チュニス征討の舉餘り好結果を奏

せざりしに拘はらず、サンルイは猶もフィリップ・オーガスタスの事業を繼續し、フランスの國勢は旭日昇天の勢ありといへども、此の遠征中深く内政の整備と人民の幸福上に注意し、當時の紛亂したる社會を改良して平和と秩序を維持し封建の裁判の稍もすれば腕力臭味を交ふるを厭ひ、公平至誠を以て裁判の骨子となさんと欲し、一二四五年フィリップ・オーガスタスの勅令を改正して原被兩造四十日間休息の制度を廢し、弱者に王の保證を要求する權を與へ、尋て王廷の判決と貴族の法廷に於ける裁判との間に嚴重なる區劃を設け、其の領内に於ては堅く中世紀時代大

弊害の一たる決闘を嚴禁せり。

王は裁判制度改革の第一着手として證據人及び成文證據を用ゐぬ。而るに當時の武士は戰術に習ひ、膽勇あるも不學無術にして法律を解せず、復雜なる文書等の眞偽を鑒定し是非を争ふ能はざるを以て、左右に法律特にローマ法研究を専門とせる者を控へ百事其の言に聽き、最高の貴族と雖ども審問の方向、有罪、無罪、如何の決定一に是等専門家の意向に依らざるを得ず、されば、彼等は時として國王の諮詢に應すべき貴族の會議及び王廷判官の管理に屬する封建の法廷に出席するの權を有し、且つ到る處ローマ法の主義の實行に盡力し、フランス王室の威權を確立するに勉め、王の意志は即ち法の意志なりとの格言を主張し、ルイ王も亦之に同じて戰爭破壊農業の妨害を禁じ秩序の保維に勉めたり。斯の如くにして訴訟事件の封建廷より王廷に移されたるもの多く、封建時代に流行したる虚偽裁判權を制止し其の事件の幾分を王廷に屬せしめ、其他裁判事務に就き改良を施したる點頗る多し。

王性謙虛自己の地位に於らず、一市民と雖ども之を會議に退きて財政商業に關

する事項を諮詢し、領内の農僕を解放し盛に一視同仁の主義を鼓吹し、政治上の自由を人民に與へざる可からざるには想ひ到らざりしと雖ども、王權を巧みに運用したる結果人民に便益を與へたる事舉て數ふ可からず。以上述べたるは、皆王の光明ある側なり。然れども王と雖ども中世紀時代に通有なる缺點あるを免れず、猶太人其他の異教徒に對しては慘忍酷薄を極めたりき。王の遺業と稱せらるゝは、パリイ及オルレアン習慣制度及びパリイ職業制度の二事なり。前者は一二七二年より同七三年に至る間に編纂されたる民法及刑法の一種類にして、後者は一二五八年市長スチフン、ボアローの校訂に係れる貿易章程一百條を含めり。

ファイリップ三世(七〇)ファイリップ四世(八五)政治上の新紀元 サン

ルイの晩年より歐洲諸國の國際的關係は、各王朝の利害と政權爭奪とより起り、十字軍及びジエルサレムに關する問題は次第に各國民に閑却され、フランスは漸次國際間に地歩を占め、約五十年間國際上の主權を握り而も内治の整頓は日を逐て進み、ファイリップ一世の時には僅に四五郡を有するに過ぎざる王室は、あらゆる障礙を打破し大道濶歩して絶躰權を得んとあせるに至れり。

サン・ルイの子をフィリップ三世といふ。自ら南歐の判者を以て任じ、其弟アルフオンゾーの死後ツールーズ、ルイエルクを兼併し、ブネイサン及アビニオンの一部を割きて之を法王に譲り、遂にピレニール山脈を越へてナヴァール王の一女を其子に娶り、之を併せ、アラゴンを次子チャールスの爲に得んと欲し、カタローニアに入りてキロナの城砦を陥れたり。フランスはルイ六世以來内政整理に意を用ゐる王權次第に確立するに至りしかば、斯くは外國に勢力の伸張を計りしなれども、カタローニア遠征も畢竟は失敗に終りしなり。此の戦争にてフィリップは是より先きシシリール人がアンジュー家のチャールスに背きし時、アラゴン王ペドロが叛徒を援けたるを罰せんと企てしも、フィリップ役半にして歿し、子フィリップ・フェア・嗣立しぬ。時に一二八五年なり。フィリップ四世はスペインとの戦を繼續せしも、幾もなくして和を結び、一二九一年タラスコンの條約にてピレニール山以南に對する野心を放擲し、唯ナヴァールを保維するを以て満足せり。此時既にフィリップ・フェアは外國との戦争は國力の疲弊を來し、内國の鞏固を破壊する基なるを悟り、勉めて外國との衝突を避けんと計りしにも拘はらず、イングランドの王エドワード一

世を欺き、クエルシーを獲しより、其の欲心俄に増長し、ノルマンディーとイングランドとの水夫が事を以て相争ふや、直にエドワードに對し君主たるの資格を利用し、其の文官をしてギエンヌを占領せんと計りぬ。然るにイングランドの番兵は、之を驅逐しければ、フィリップは直にエドワード王を法廷に召喚し、強て四十日此州を供托せしめ、期滿つるも之を還付せざりければ、エドワード即ち其の主たるフランスの王に對し戦を開きぬ。法律家は群起して其の不臣を咎め、イングランド王の所領を沒收するの必要ありとまで論ずるものあり。其の結果双方鎬を削りて争ひ、フィリップはウエールス人スコットランド人と結び、エドワードはフランダー伯及ナツソウ伯アドルフと同盟を結びて之に對せり。戦の結果はフランスに光榮を與へぬ。フィリップはナツソウ伯の敵手たるオーストリア公アルバートと約するにライン河を其の領有に歸せしむ可きを以てし、其の敵手に當らしめたり。而してスコットランドの人ワレースは連りに英軍を牽制し、フィリップは親ら軍を率ゐてフランダーを征伐し、別軍をしてギエンヌを占領せしめしかば、エドワードは力盡き法王の仲裁によりて和を結び、結果はフランスに最も有利なりき。戦後イ

キリス、フランス共に其の同盟を解散し、エドワードはスコットランドを攻めワレ
 ースを殺し、フィリップはフランダー伯ガイを拘拉してルーブルに送り、ゲントを除
 き全フランダーを兼併しぬ。フィリップはフランダー市民に約するに固く其の自
 由を尊重すべきを以てせしが、猶ほ市民の富有にして贅澤なるを見ては不快の念
 を禁ずる能はざりき。實に當時のフランダー諸市は歐洲中最も活氣あり勤勉な
 る人民にして、諸市にて製造に用ゐる羊毛の原料は概ね之をイングランドに仰ぐ
 を以て曩にイングランドを援けたるなり。且つフランダーにて製造せる羊毛は
 全基督教國に販路を有し、時としてはコンスタンチノーブルに至ることあり。是
 等の地方は何れもバルト海附近より來る貨物と、ライン河の便にてヴェニス及イ
 タリより來るものと相交換する衝路に當るなり。占有後フィリップは治方を得
 ず其弟アルトア伯ロバートをして鎮壓に従事せしめしも、フランダーの農民は頑
 強なる抵抗を試み、一三〇二年クートレーの戦にフランス騎士を倒すこと七千に
 及びアルトア伯及其の宰相ビーターフロット戦死しければ、フィリップ親ら兵に將
 としてフランダーに侵入し、モンヌ、アン、ブエルに大勝を得しもフランダー人猶ほ

屈せざりしかば、フィリップも遂にフランダーを其の舊領主たる伯爵家に還付し、唯
 リーユ、ゾリアイ、オルシー、ベツーン及佛領フランダーの領有に甘じて此の戦の終
 局を結びたり。斯くてフランスの王家もフランダーの民政の前に如何ともする
 能はざりしが、之と同時にドイツの王室もスイス民政を攻めて失敗せり。

教界と國家との新衝突(二三〇九五一)

フィリップは國威の伸張に切々た

り。行政陸海軍及諸同盟國への軍資補助に要する金額無費なるに及び、遂に心な
 らずも非常手段に訴へ、猶太人の財産を奪ひ貨幣の品位を下落せしめ且つ僧侶に
 も課税するに至りければ僧侶の反對を招き、法王とフランスとの間に激烈なる紛
 争を起すに至れり。初め教界と俗教との争はイタリヤ及ドイツの間に止まりし
 に、其の區域は漸く擴まり、法王グレゴリヤ七世及インノセント四世の時には主と
 して法王及皇帝の間に行はれたる紛争も、ボニフェース八世の時にはフランス王
 と法王との争となれり。

ボニフェース八世は素とアナニーに生れリオン及パリにて牧師たりしが、法
 王セレスチン五世の讓位の後法王となるに及び在ローマのキャベリン派なるコロ

ンナの大家はボニフェースを誣めるに、前法王の讓位はボニフェースの強迫によるとなし、大に其の不徳を鳴らし、かば、法王は直に此の一家を國外に追放せり。其の即位の時シシリイ及ハンガリーの王は法王の駕乗を曳き祝宴の間法王冠を捧持して陪従せり。彼は僧俗兩界の對立を以て甘ぜず諸國の君主を全く法王の脚下に服せしめんとす。

法王グレゴリー九世の時以來「コルプス・ユリ・スカノ・ニチ」即宗門條例は不朽の大典として世に傳はりしが、其中何れの行を觀るも諸國帝王の黜陟權は悉く法王の掌裡にありとの意を含まざるものなし。是に於て諸法王は此の宗門條例の精神を汎く世に浸潤し、次に「デスペンセーション」の許可權、寺領の支配權を得んことを望み、オノリウス三世は僧給裁判官二人を教界の撰擧に改めんと欲し、クレメント四世、ボニフェース八世、クレメント五世は寺領の分配は悉く是を法王の權内に收めんことを主張するに至れり。斯くて不知不識の間基督教國の教界の收入は漸く僧侶の手に歸し、一一九九年インノセント三世の時に至り基督教國全躰に亘りて其の收入の四十分の一を法王に納付せんことを命じ、代理者を諸國に派して

徵收に従事せしめぬ。爾來法王位の相續者は何れも諸種の口實を設けて此の種の課税を徵收し、遂に中世紀の終末頃にはドイツの三分の一フランス、イングランドの五分の一は教界の所屬地たるに至りぬ。

かく教界の實力日に増進するを見ては、自然の情として自己の地位の危險なるを感じ初め、僧侶をして新に土地を領有せしめざらんことを勉め、其の一策として一二七九年被讓財産規約の名稱の下に土地所有者をして、以後其の所有權を他に讓與するを禁ぜる法令の發布を見るに至れり。しかも諸國の帝王は此の教界裁判に反抗せず、寧ろ其の進歩により宮廷裁判よりも貴族の裁判權に影響を及ぼす事明なるを以て之を喜びたりし程なり。唯イングランドにては教界裁判の範圍膨大に過ぎ、十二世紀を通じて僧俗兩界の間に激烈なる爭議を惹起するに至りしは是非なき次第なり。法王既に宗教裁判權を獲得し僧侶及び清僧の大軍を後援とし、無數の基督教民をローマに集め、歐洲の財寶をセント・ピーターの祭壇の前に供するを得たるボニフェースは、如何にして僅々數年の間に全く勢力を失ひ、宗教政治の夢想に歸するに至るを悟り得んや。

此の絶大なる法王の權力を傾覆する基を開きたるはフランス人の力なり。初めフランスの羅馬法王に盡したる効績は著大なるものあり。即ちクロゲイスの時にはローマを助けてアリア人を討ち、カロリング朝の時にはロムバルデー人、ギリシャ人、ドイツの偶像信者等を破り、近來又アルビゼンスを勦滅せり。又十字軍の際にはフランスの出兵數決して他の諸國に劣らざりき。且つ國內到處寺院の設けあらざるなく、パリ大學其の諸教授及びサン・ベルナルの如き教界光明の有數なるものなり。さればフィリップ一世及フィリップ・オーガスタスが不徳の罪を犯せし時之を破門に處するは法王の眞意に非らざりき。故に法王もシシリイ及アラゴンの兩王國をアラヌス王家の有とするに盡力し、其の他カペット朝に對し好意を表彰する處少からざりき。而も多年手を携へて事に當りたる僧俗兩界の雄は其の利害關係の打算より遂に衝突を起し、悲慘于戈の力により事を決せんとするに至りしは誠に遺憾なる次第なり。

フランス及ローマの兩雄の争は一二九六年フランス王が軍用資金として、佛國內の諸寺に課税せしより起りぬ。法王ボニフェースは、クレリコス、ライオヌなる

教令を發し法王の許諾なくして課税するの不可なるを痛論し、王命に従ひ納税したる僧侶を破門しければ、フィリップは法律を以て外國人のフランスに滞在するを禁じて間接にローマより出張せる僧侶及び法王の命を奉ずる者を放逐し、次に厘毛の少と雖ども外國に貨幣を輸出するを禁じて、法王宮の財原を涸渴せしめんと企てしを以て、流石の法王も大に苦み教界を寛待せんことを哀求し、も、フィリップは之を以て満足せず、僧侶も寺院の人たると共に國家の一員たる上は、自ら干戈を執らずともせめては補助金を出だしてなりとも、國家に貢獻せざる可からざる事を説きければ、法王も遂に王室の一定の範圍内に於て課税權を有することを認め、唯強奪を妨ぐる權のみを己が手に保有せり。かくて兩雄の平和なりしも一三〇一年に至り、法王がフランスの内事に干渉すると其度に過ぎたると態度の不遜なるとにより、再び兩者の間激烈なる争を見るに至れり。法王の使節の一人にしてパシエーの僧正ヘルナル・サシエーと云ふ者事を以て王を面折せしかば、王大に怒り直に之を拘致しナルボンヌの大僧正に之が處分を請ひぬ。事法王應に聞えければ法王は會議をローマに開き王を破門するに決し、アウスケルタ、フィリと稱する

一篇の教令を發し、王が僧俗を誅求し貨幣の品位を低落し、宗教裁判權を侵害し、無住寺院の收入を吸收する事等數ヶ條の罪跡を縷陳し、其の處分の至當なるを證しぬ。要之法王もフランス王も共に法王の宗教權及國王の俗權の範圍に就き明晰なる觀念を缺き、法王は總て惡行は悉く罪に相違なければ、各國君主の批難すべき行爲に對しては之を判決處罰する權を有するものと考へ、フランス王は羅馬法の精神を奉し國王の絶躰權を承認する法律家に諮詢し、其の意見を根據として、國王の寺院管理權を有する事及僧正と雖も爾餘の國民と同様國王の裁判權に服従せざる事を主張せり。

然れど法王の教令は猶ほ幾分の眞理を包含せしかば、一三〇二年フィリップは公然之を燒夷し、宰相ビーター・フロットをして教令の原文よりは法王の要求を誇大したる偽教令を公表し、且つ之と同一の口調を以て之に對する王の辯駁書を認め、可否を輿論に訴へ一面には同年四月十日ノートルダム寺院に「エター、ゼネロー」即ち國會を始めて召集せり。議會に列せる面々は其の貴族僧俗たると平民の代表者たるを問はず、一齊に國王の意見に贊同し神の外國王の自由意志を阻

害するものなかる可きを唱へたり。是をフランス人が國民的獨立を叫喚せる第一なりとす。

是時フィリップの威嚇を顧みずしてフランスの高僧四十五人は去りてローマに赴きフィリップの亡狀なるを告げしかば、法王は有名なる教令「ウナム、サンクタム」を發し、教界は單一棼にして其の首長は唯一のみなれども精神及俗界の二劍を握り、前者は教界之を使用し後者は教界の爲に之を用ふ。而して精神の劍は高僧之を把持し俗界の劍は貴族及國王之を有すれども、何時如何様に使用すべきかは一に教界の首長之を指揮す。を論じ、フィリップを破門に處せり。

是に於てフィリップは一三〇三年更に第二回の國會を開きて輿論の後援を確めたり。當時フランスに住する僧侶は概ね法王に反對せしが、就中南部出身の僧侶は殊に之を攻撃すること甚しかりき。是れ法王が曩にアルピゼンス征伐を強行せしを怨望せしを以てなり。王即ち其の親近の宰相ビーター・ゾーボア及南部出身の法律家ブラシアン勸により、法王をフランスに拘拉し來りて一般會議の決議を得て之を罰するに決心しぬ。時に法王ボニフェースは其の郷里アナニにあ

り。ツールーズの法律家ウイリアム、オブ、ノガレット王の命を受けてイタリイに赴き、法王の勁敵たるローマの貴族スキアツラ・コロナと謀を合せ法王の番兵に啗はすに利を以てし夜に乗じて老年の法王を奪ひしが、流石のノガレットもこれをアナニ以外に拘致するに躊躇せり。此の間に市民變を聞き群起して佛兵を市外に放逐せしも法王は食物中に毒あらんことを恐れ三日間絶食の後耻辱を憤りつゝ、此世を辭しぬ。

アピニオンに於ける法王の幽囚(一三三〇—一三三七)

嘗て二世紀以前には

ドイツ皇帝をもて三日間雪中に立ちて免罪を哀願せしめたる法王の倨傲なる態度も哀れボニフェース八世に至りて一變せざるを得ざるに至りぬ。法王の俗權に對して加へたる凌辱は皇帝ならぬフランス王により報復せられぬ。ライリップ、フエアアは曩にフランダーを征して失敗しけるも、今法王に對して全勝を制し前日の失敗を賠へるも之を以て満足せず、尙ほ進で法王を全く其の掌中に弄せずんば已まざらんとす。ボニフェースの歿後ベネチクト十一世嗣立しぬ。此法王は熱心に曩昔の親密なる同盟者たる法王とフランス王との關係を復舊せんと斡旋

せしも、在位僅に數月にして易簣しければ、フィリップは、ボルドーの大僧正ベルヅランド・ゾゴスを佛王に屈從する約束の下に擁立し、クレメント五世と稱せしめたり。法王はローマに赴かずしてリオンに即位し(一三〇五)アルプス山以西の法王領の一たるアピニオンに居を定めぬ。爾來數代の法王何れもフランスの勢力の下に此處にあり、此間實に六九年の長きに及びぬ。世に所謂法王のバビロニア幽囚とは之を謂ふなり。さしも絶大無限の勢力を基督教界に振ひたる法王も此事件の爲に全く其の威嚴を失墜し、教界の大分裂を起し近世紀の初期に於ける宗教大改革の先驅となるに至りしは是非もなき次第なり。

フィリップは復讐を半途にして中止するが如き人物にあらざりしかば、法王ボニフェーの枯骨に鞭ち其の罪跡を中外に發表せんとをクレメント五世に迫りぬ。クレメント百方王を慰撫して其の苦境を脱せんと計りしも効を奏せず、遂に一三〇一年に於けるヴェンナの宗教大會議となり、ボニフェースの正教主たるは争ふ可からざる事實なれども、フィリップの行爲も亦決して教界に對し罪を犯せるものに非ずとの決議を見るに至れり。是れ表面は兎に角裏面は全く法王に利益ある

決議なりといふべし。

御堂騎士の滅亡(一七三)

史家ブイツラニールはサン・ジャン・ダンゼリーの森に

法王クレメント及びフランス王フィリップの會合せしとを傳ふるも信ずるに足らず。されど兩者の間何かの契約を結びたるは疑を容れず。御堂騎士即宗教戰士の團軀滅亡の企畫の如きは少くとも其の一なりしならむ。素と此の團軀は十字軍の生ける遺物として當時にありても猶ほ勢力を振ひ、教界に結ぶこと強く、歐洲諸國の貴族就中フランスの貴族と固く結托し、一万餘個處の莊園と侵し難き多數の城壘を所有し、終には大首領の統率の下に鞏固動かす可からざる大團軀となり、金銀財寶を貯藏すること測られざるものあり。而も動もすれば王權の侵害を計り妨礙を試むるを以て、フランス王は遂に意を決し一は己が威を中外に宣揚し、他は其の富有なる財産を略奪せんとの目的を以て、之が顛覆を計畫し、一三〇七年十月十三日朝急にフランス全國に在住する宗教戰士を捕縛し、且つ歐洲諸國の君主にも之に對して同一の步調を採らしめ、自ら教界の勇將を以て任じ、之が罪條として密に不信心の行爲をなし不徳の所爲も亦尠からざるを摘發せしが、是等の人々

は常に密に東ローマ帝と交通せし爲め、此の罪案に對し明白なる辯解をなす能はず。王即ちツールに於ける國會の決議により此の一團の士を悉く死罪に處する旨を宣言し(一三〇八)地方會議を各地に開きて各地方に於ける黨與の判決に従事せしめぬ。此時パリにて火刑に處せられたる團士は五四人に及びぬ(一三一〇)。其後二年を経て法王クレメント五世はヴェニスヴェニスの宗教會議に於て此の團軀の廢止を宣言し、フィリップ自ら十字形の徽章を佩用し、一三一四年には、御堂騎士の大君主ゼームス・デ・モレーゼームス・デ・モレー及其の左右の高官を執へて之を幽囚したる後之を火刑に處せり。フィリップは一三一四年に歿しぬ。

フィリップ四世の行政及び其の三子の治世

フィリップの内治に關

して最も注目すべき施設は「エター・ゼネロー」及「バルマン」の新設なり。前者は三階級より成れる佛國の國會にして、後者は高等法院に外ならず。一三〇三年フィリップは勅令を發して毎年二回「バルマン」をパリに、「エチクイエ」エチクイエ「高等法院の一種」をルーアンに、「グラン・ジュール」グラン・ジュール「是も亦法院の一種なり」をトロイエトロイエに開き、「ミニステール・ブブリク」の制度を定めて王權保護の任に當らしめき。王又屢貨幣の價格

を變じ貴族の自ら貨幣鑄造の舉を企つるを暗に妨害し、人權自由の保護てふ美名の下に自己の私利に供せんとの動機を蔽ひて多數の農僕を釋放し、又市場の賣品に對して税を課し、貨幣の流通漸く繁に赴き金權の次第に社會の勢力を占むるを認め全國に十四ヶ所の貨幣交換局を設置しき。是れ即ち社會組織に大變動を生じたる事を示すものにして、戰爭の如きも漸次其の封建的性質を失ひ傭兵之に代るに至れり。フィリップがゼノアの淺底舟を以てフランダーの艦隊を擊破したる如きは其の著例として見るを得べし。

フィリップ・フエーア死せし後は、長子ルイ王位を嗣ぎぬ。此時貴族は同盟を結び、サン・ルイ時代の舊に復せんことを請ひけるも、王は屈せず猶ほ引續き奴隸に自由を與へしも、釋放後は貨錢を與へざれば使用すべからざるを慮り、自由獲得の報酬として若干金を政府に納付せしめたり。ルイ十世の死するに際し唯一女ゼーンを遺し、のみなるも、王后は妊娠中なれば王位相續の問題起りしが、ゼーンの叔父バーガンデー公を首領として貴族の多數は熱心に王女の即位を希望せり。然るに王后男子を生みけるも數日ならずして疫歿せしかば、ルイ十世の弟にして攝

政の位置にありたるフィリップ五世は、リームズに即位し、パリーの僧侶及び市民を市場に集め、婦人は王位相續の權なしと宣言せしめたり。是れ從來サリク法に見當らざる新主義なり。王即位の後森林河川法度量衡法を定め、フランシス派の僧癩病者猶太人等を魔術を弄するてふ罪名の下に虐待しぬ。故に王の歿し嗣ぐ可き男子なきを見るや、故王フィリップ・フエアーの家族がこれを呪咀したるにあらざるかを疑へり。フィリップ五世に次て王位に即きたるはチャールスなり。王の即位後も虐待死刑等の不祥なる政略猶ほ已まず、高等法院の威力は益々熾にして南方の一貴族の摯悍制すべからざるものを捕へて之を絞殺し、英王エドワード二世よりギエンヌ、ポアンチユ二州領有に就き服従の誓を徴し、將にドイツの帝冠を得るに垂んとして病歿せり。斯く歴代のフランス王が天死せしは全く天が法王ボニフェースを虐待せる王族を罰せん爲めなせる業なりとの迷信此頃盛に行はれき。

斯くて中世紀も漸次其の終末に近づけるに際し、一時勢盛なりし異教徒征伐、騎士制度封建の組織等も亦漸く其の跡を失はんとし、法王權も動搖し初め、フランス

王朝は専制となり、小作人の子孫は僧侶貴族と同様國會に出席し得るに至れり。

第六章 大憲章發布以後に於ける英國の進歩

マグナカルタの擔保 既に述べたる如く英國大憲章は貴族中等社會及僧侶の三階級連合してジョン王に反對せしより起りたるものなり。是の文書にて王は僧侶に對して其の自由(特に選舉に關して)を尊敬すること。貴族に對してヘンリー一世の時救助、後見、結婚に關し、國王所有の封建權利に加へたる制限を恪守すること。中等社會に對して普通會議の承諾を経ずして恣に課税せざることを約し、又三階級の總てに對して個人の自由及び安寧の基礎たるハベアス、コルプス法及陪審制度を許し、森林法を發して御料森林狩獵法の犯人に對し加へらるべき嚴罰を和げ、二十五人の貴族より成る委員會に王權濫用に對する監視の任を與へたり。ジョン王の死するや、貴族は王の敵手フランス王ルイを棄て先王の子ヘンリー三世に走り、ペンブローク伯之が後見となり、一二一六年「マグナカルタ」即大憲章を確定せり。王の位に即きし時幼年の故を以て朝廷は朋黨の權力爭奪の中

心となりけるが、一二三六年プロウアンス出身のエレアノルと婚するや、プロウアンス人朝に充ち王後の叔父ビーターはサボイより一群の美女を率ゐ來り貴族等をして強て之と婚せしめぬ。此頃ローマ法王よりイングランドに對する誅求は甚だ盛にして國內其の弊に堪へざるに至れり。當時ヘンリーはフランスのルイと争ひしが、タイユブールグ及サントの二戰脆くも大敗を招き爲にフランスに於ける英領の大部分はルイの手に還りぬ。イングランドは連年外國と事を構へたる爲め財政に窮乏を來し、百方策を弄して之を補填せんとし、猶太人に種々の罪名を負はせて之が財産を沒收し、剩さへ基督教徒をも虐待するに至り事跡重大となり貴族等蹶然起ちて王に抵抗せり。

貴族の同盟及びオックスフォード規約 ヘンリーは屢々大憲章を

敬重するを貴族に誓ひしも、彼は決して之を破るに躊躇する人に非ず。况や法王の之を懲通するに於てをや。是に於て貴族は國民の輿論に訴へて嚴に王を監督せんと欲し、一二五八年六月十一日オックスフォードに於ける國民大會に於て、貴族は王に迫りて改革の事業を擧げて二十四人の貴族委員に一任し、其中十二人を

國王の撰擧となすに決せり。正式に國會(パリアメント)の名を受く可き會議は之れを以て嚆矢なりとす。二十四人の委員は即ちオックスフォード規約を公布し王は大憲章を認め、宰相、藏相、判官、其他の官吏は此の二十四人委員に對し責任を帯ぶる事となり國會も一年に必ず三度づゝ招集さるゝ事に決定せり。ヘンリー三世即ち之に抗言し、佛王サンルイに仲裁を依頼し、ルイはアミアン會議にてヘンリーの主張を是認しければ、貴族は之に服せず、ライスター伯シモンド・モントフォールを推戴し、王とリュースに戦ひ王及王子エドワードを擒にし、ライセスター伯王に代りて諸政を聽斷せり。伯始めて命令狀により英國民の代議士を招集し、各郡より武士二人、都邑の重大なるものより各二人の市民を撰出せしめたり。時に一六四年一二月なり。斯くて貴族及平民に小貴族及中流社會を加へて、英國自由擁護の大同盟成立せしも、大貴族中には往々ライセスター伯に快からざるものあり、グルスター伯先づ分離し、王子エドワード幽囚中より脱出し、兩人力を協せてライセスター伯とイーブシャムに戦ひて之を殺し、ヘンリー三世王位に復しぬ。

エドワード一世(七三三)及びウエールス(一二八七四)　ヘンリー三世の

子エドワード一世は其父の歿せし時ローマにありしが、訃音に接し直に歸國して王位に即きけるが、王の治世は最も光輝あるものゝ一にして、一二九五年國會に平民の代議士を入るゝことを英國永久の制となし、ウエールスを併せスコットランドを一時其の指揮の下に置きたり。是より先きケルト人はウエールスの山中に潜匿して僅に其の獨立を維持せしが、此國の詩人中他日ウエールス人中よりイングランドの王位に登るものあらん事を豫言するものあり。之が爲めケルト人の抵抗一層頑強を極めたり。ウエールス會長中にはヘンリー三世に屈從するものありしが、レウエリンと稱する者は最も激烈にエドワードに抵抗し、激戦の後遂にエドワードに斃されぬ。レウエリンの歿後、其弟猶ほ反抗せしも力敵せず、其の死屍は英國の四方に暴らされたり。英國民の中には此の殘酷なる處置の不可なるを痛論するものありしかば、王もウエールスを治むること猶ほイングランドの如くし、詩人の豫言を嚴禁し、其子にウエールス王子の名を冠せしめたり。爾來此の稱號は代々英國儲王の世襲となるに至れり。時に一二八四年なり。

スコットランドとの戦(一二九七)　スコットランドはウエールスと同様獨

立を維持し居りしが、エドワードの王となりし時スコットランド王位は、幼弱なるノルウェーの王女の有たり。是に於てエドワードは其の子を之と婚せしむる約を結び將來英蘇兩國の間に幸福なる連合を見ん事を夢想せしも、ノルウェー王女の王位及び新郎を得んとて、オルクニー島迄來り、目的のスコットランドに達するを得ずして死せり。是に於て王位を競望するもの相繼て起りぬ。其の中最も有力なるはジョン・バリオルとロバート・ブルースの二人なり。エドワード即ちスコットランド人の請に任せ、撰擇に苦心せし結果バリオルを推薦し、之をして英王のスコットランドに於ける優上權を認めしめたり。されどバリオルは英王の羈束を受くるを屑とせず、反旗を翻へして之に抗せしかば、エドワードは一二九六年ダンバリーの戦にて大にこれを破り之を生擒し、ノルマンディーのアンデリーに之を殺し、スコットランドの城及官職は凡て之を英人に與へ、スコットランド歴代の王が即位の時用ゐたるスコットの大石を撤去せり。スコットランド人の敵愾心は猶ほ未だ已まず、唯一個の紳士たるに過ぎざるウィリアム・ワレイス國人を率ゐて防禦に熱中し、英軍の將にフォースの狭き橋を渡らんとせるを急襲し、之を河中に押落せり。エドワ

ード即ち親ら兵を率ゐて之を征し、一二九八年フォルカークにワレイスを破り之を生擒し、反逆人を以て論じ之を斬首に處せり。之に續て英軍に抗したるは、バリオルの敵手たるロバート・ブルースなりき。彼はバリオルがエドワードに抗せし時、之に代らんと欲し身を英軍に投ぜしが、一日事に感じ大に發奮する所あり、心竅に祖國の自由獲得に盡力せんことを誓ひ、スコットランドの貴族を率ゐて英軍に抗せしも、第一戦は力敵せず脆くも大敗しぬ。

英國々會の發達及びエドワード一世(一七三) エドワード二世は父王

と異り賦性羸弱なり。一三一四年ロバート・ブルースとバンノックバーンに戦ひて大敗し、スコットランド獨立の地位確定しブルース王位に即けり。イン格蘭ド王即位の二年議員は王に迫りて其の忠告を容れ、且つ人民の苦痛を軽減せん事を請へり。而して從來經過の階段を見るに、一二一五年全英國はジョン・ラックランド王に對し大同盟を作りて大憲章「マグナ・カルタ」を發布し、國民の自由を宣言せん事を請ひ、一二五八年にはヘンリー三世「オックスフォード規定」を發布し、國民大會議即ち國會「パリアメント」を新設し、一二六五年同王の時ライセスター伯は議員

撰擧法を規定し、各郡より武士、各市より代表者を出し、下院即ち衆議院を組織し、國王の命により召集されたる大貴族等を以て上院即ち貴族院を組織せしめ、一二九五年エドワード一世の時より郡市撰出議員の出席は常格となり、國會は實際の國の代表機關となり、一三〇九年エドワード二世の時課税問題に關し可否の投票を爲すに條件を附するに至れり。右に概述せる如き状態にて英國憲法の基礎は十三世紀に置かれ、十四世紀に至り確定し、且つ擴張せられ、第十八世紀以降に於ける英國の權勢及自由の根本となりぬ。

第四期

第一章 百年戰爭

百年戰爭の發端(一三三二—一三八一)。百年戰爭は中世紀の末期歐洲二強國が、各其の國の精力を傾倒して戰へる最も長期に亘れる戰爭なり。當時フランスの封建はイングランドに比し遙かに鞏固ならず。蓋しフランスは其國勢及び四周の境遇と武士の風儀輕俊にして平民を侮ると甚しきに反し、イングランドは其の封建組織の當初より有力なる國王の節制訓練を受け而も國王の權力強きに過ぐる時は之に對して人民より相應の檢束を加へたればなり。今當時に於ける英佛兩國の兵を比較すれば、佛兵の大部分は騎士にして平民出身の歩兵及び外國歩兵之に加はり時に騎士は武術に長じ勇敢健闘、其の武装も亦之に適ひて華麗實にフランスの精華たるに背かずと雖も、歩兵の之を援くるなく、平民出身の歩兵ありと雖とも常に晴れの戰場に出づる能はず。備歩兵も亦平生冷遇さるゝを以て實戰に

臨み勇戦せず、且つフランスの貴族は動もすれば其の實力を過信し自ら精銳無比を以て誇りぬ。然るに英兵は七歳の幼時より訓練に一身を委ぬる、サキソン弓手常に軍の先鋒となりて敵を撃碎せり。百年戦争に當り英軍の連戦佛軍に克ちしは、全く此の兵種の力與りて功ありしなり。

而してフランスの北方フランダの形勢如何と見るに、國內溝渠四通、灌溉運輸の便多く民亦勤勉商業の盛當時宇内に冠たり。されば騎士の如きも勢ひ國內に住するを得ず。封建武士の跋扈は全く其の影だも認むるを得ず。都府は各特有の權利を有し外間の干渉を容さざりき。然れどもフランダ伯ルイ・ネヴェルは常に市民蔑視の傾向を有するフランス王家の支流に屬し、常に農民の繁榮を以て自家の利益に害ありとし誅求漸く甚しかりければ、遂に人民の叛亂を招くに至りぬ。伯即ち援をフランス、ザアロア王家のフィリップ六世に請ひぬ。フィリップ請に應じ直に兵を率ゐてフランダに入り、カッセル附近の戦に全勝を得、ルイ・ネヴェルは伯爵の位地を確守し得たり(二八三)

フランス王フィリップ六世は其の即位に當り、候補者の一人ゼーレン・エブリユウに

ナザール及びアングーリーム、モルタン等の諸郡を與へて、其の要求を撤回せしめ、次に英王エドワード三世、其母の佛王フィリップ四世の女たるの故を以て、フランスの王位を競望し、カベット朝の正統なりと主張せしに拘はらず、之にヤエンヌの領有を許して服従の誓を徴せり。當時アルトア州にては、女主マチルダ及其女之を支配しけるに、フランス王家の一人ロバートと云ふ者、叔母マチルダを殺し伯爵相續の偽證書を作りて行使せりとの風説あり。仍てフランスの法廷にて之を審問する事となりしが、ロバートはイングランドに逃れ、エドワード三世に勸めてフランスの王位を要求せしめぬ。

加之是より先きスコットランドは、フランスに結びてイングランドに抗し、フランダ人は商業上の關係より自然イングランドを援けてフランスに反せんとする傾向あることは既に説明せり。而して英佛兩國の大戦争は是等諸國の關係に基き、イングランドの挑戦を以て始まりぬ。即ちエドワードは先づフランスの正朔を奉ずるスコットランドのダビッド・ブルースを攻めしかば、フランダ伯ルイ・ネヴェルをしてイングランドの商人を悉く國外に放逐せしめぬ。是に於てエドワ

ドは國産の羊毛をフランダーに輸出するを禁じ、國內の商店には國産の毛布の外陳列するを許さず、以て大打撃をフランダーの商工業に與へれば、フランダーの工人は海を渡りてイングランドに航し、フランダーの繁榮はまさに地に墜ちんとす。ゲントの人ゼームス・ウヰン・アルテベルド此の慘況を見るに忍びず、ゲント、ブルージュ、イベルの製造家を會して善後策を講究し、遂に斷然佛王と親近なる領主のロバート伯を國外に放逐し、イングランドと同盟を結び、フランダー附近の諸國君主も佛王の優勢は自國の安全を害すること大なるを以て英に結び、法王及び佛王の親交未だ絶えずして法王の佛王に願使せらるゝこと依然たるを以て、ドイツ帝レウイス四世は法王の下に屈するを快とせず、英王及武士一七〇〇人の出席を得てコブレンツに國會を開き、皇帝は法王より全く獨立の地位にあり且つ全基督敎界の首長たること、及英王エドワードのネザラントの代王たることを宣言せり。是に於て法王も亦敎書を下して之を反駁し、互に勢力を争ひけれども、其の勢力何れも重きを歐洲になさず、歐洲の大勢は英佛二國の手に移り、二國勢力の消長は今や政治界重要の問題たるに至れり。

スルイの戰(一三)ブリッタニー事件、クリーシー及びカレールの役

(一三三四七及)

歐洲二大雄國が永年鏖を削りて輸贏を競ひたる百年戰爭の發端

は一三三九年を以て開かれたり。英軍先づ攻勢を採り、エドワード進でカンブレ附近にてフランスに上陸し、オイズに進軍し、翌年フランスの二百隻より成る艦隊とスルイに戦ひ、大に之を敗りしも、サン・オマール及ツールネーの戦に敗れ、兩軍疲憊甚しきを以て遂に休戦を約して交綏せり。翌一三四一年ブリッタニー公爵の繼嗣問題起り、フィリップ四世の甥チャールス・ブローアと婚せるセイン・パンチエールは先公ジョンの兄の女たるを以て、ジョン・モンフォールは其の弟たるの故を以て互に其の候補者たり。封建時代の嚴格なる相續例によれば、ブローア伯爵夫人正當なる相續者たるべきも、モンフォールはサラック法により封建の遺習を無視したるなり。國會貴族は勿論サラック法により王位に即きたるブローア家のフィリップすらもゼーンを援けしかば、モンフォールはブリッタニーの市民及ケルト人の援を得、英王エドワードに服従の誓をなしかれば、ブローア家のチャールスとモンフォールとは戦により正邪を決せんとし、モンフォール生擒せらるゝに及び、フラン

ダー出身の其妻ゼーン代りて戦を繼續し、二十四年間に到る處の城砦に小戦あり。勝敗未だ決せず。偶ブリタニーの貴族十五人事を以てフランス人に殺されしかば、國人の憤激其の頂點に達しぬ。慧眼なるエドワードは機乘すべしとなし、ブリタニー人フランダール人と同盟を結び、東西北の三方より並び進み、イングランドの一軍は先づギエンヌに上陸してオーペローシユを取り、他の一軍はブリタニーに赴きてモンフォールに合し、第三軍は英王親ら之を指揮してフランダールに向ひしが、偶々フランダールに朋黨の争起り、英王一たび兵を旋へし、もやがて内亂治まり、フランダールの人民再び同盟締結の請求に及びぬ。エドワード即ちノルマンディーに上陸し一路直にパリを衝かんと企てし、糧食の缺乏により路を轉じてフランダールに向はんとし、クレンシーにて佛兵の邀撃に遭ひ、兩軍殊死して戦ひぬ。此の役英軍の弓手は其の精妙なる訓練の効果を發揮し、猛進突撃せる佛軍の貴族を幾度か撃退して全勝の光榮を荷ひ、佛軍の損亡皇族十一人、大僧正十二人、貴族八十人、騎士千二百人、兵卒三万人に及びぬ。時に一三四六年なり。英軍は此の全勝を以てフランスの全部を掩有する能はざりしも、國の鎖鑰たるカレーを奪ひフランス

の咽喉を扼するを得たり。時に一三四六年なり。此の敗報に接しスコットランドのロバート・ブルース及びブリタニーに於けるチャールズ・プロアは何れも生擒せられたるに、剩さへ黒死病の流行あり、當時の所謂「世界の三分の一は其の犠牲となり、フランス人の之に斃るゝもの」擧げて數ふ可からず。斯かる國家多難の時に際してもフランスの王權は依然として振ひ、モンペツリエの地をマジョルカ王より購ひ、又新にドーフィネ州を得て其子ジョンを之に封じぬ。是よりドーフィンの名はイングランドのプリンス、オブ、ウエールスと同様フランス國皇太子の通稱となりしなり。

ポアチエーの戦(五三)國會及びブレヂニーの條約(六一)。
 六世死し、其子ジョン嗣立す(五〇)。
 王狂暴比なく即位以來先づコンステープル、イユのイングランドに貳あるを疑ひ、審問の手續を経ずして恣に之を殺戮し、尋て太子ノルマンデー公チャールズがナヴァール王及其知友を招き燕宴せる時王は突如ルーアンに入り、太子の哀求歎願にも拘はらずナヴァール王チャールズ・パッド及ハルタール伯其他平生己に快からざるものを一網打盡せり。蓋し是より先き

王の國會を招集するや。國會は三万六千人の兵士と五百万リッダルの戦費支出を承諾する代り、貴族の権限を縮少し、其の領地内に於ても遠慮なく課税権を實行せんことを請ひ、王の之に異議なきを見、貴族は奮慨に堪へず。ナヴァール公チャールスを推戴し、王及國會に反抗せるを以てさてこそ此の暴舉に及びしなれ。エドワード好機乗ずべしとなし、ランカスター公を將としてノルマンディーに上陸せしめ、たれどもフランス兵の撃退する處となりければ、黒太子(エドワード)の儲嗣即自ら兵八千を率ゐてヴェイエルンに進み、轉じてポアチエに至り、フランス王ジョンの率ゆる五万の兵と戦ひ、大捷を得、王及多數の貴族を捕虜とし、敵を殺すこと一万一千に及びぬ。

クリシー及ポアチエの戦は明かに訓練せるイングランドの農兵が、武装さしらびやかなるフランスの貴族及騎士の軍よりも、慥に有効なるを證明しければ、フランスの平民中には、若し貴族の代りに己等をして邀撃せしめば、斯くも脆くは敗戦の不名譽を負はざりしならんと、漸く貴族武士等の無能なるを悟り、平民の中に實業大同盟の舉あり。ポアチエの戦後、法律家、商業家等相集りて善後の處分

を議し、ラオンの僧正ロバート・ルコク及びバリー商業家の棟梁エチエンヌ・マルセルをして、民兵隊を率ゐしめたり。斯くて敗戦の連りにバリーを襲ふや、マルセルは先づ市の四周にある堡壘を完成し、大砲を備へ、市中到る處柵欄を設け、防禦の準備漸く整頓せる處へ、太子戦地より歸還せしが、人民はポアチエに於ける彼の卑怯なる舉動に嫌焉たるものあり。是に於てチャールスは國會を招集し、マルセルは第三級をロバート・ルコクは僧侶を、ヴェルモンドアの君ベッキニー家のジョンは少數貴族の代表者として出席せしも、三級別々に討議せし爲め、動もすれば意見の扞格を來し、不便少なからざれば、行動の一致を保たんとて、此中より更に八十名の混合委員を撰び、此の委員が國家の中心となりて、諸政を裁決し、司法財政を預る高官の瀆職を審問、免黜し、ナヴァール王を宥恕し、四人の高僧十二人の貴族十二人の平民より成立する會議を新に設け、其の會議員は之を國家の任命となすことを條件として、王に三階級金收入の一割五分を歲入として、毎年與ふるに決し、王の主權は全く下の手に移らんとせしかば、チャールスは巧みに第三級の委員を説伏し、其の決議事項の可否を撰舉に諮らしめ、親ら其の叔父なるドイツ皇帝チャールス

四世(有名なるゴルデンアルを發布したる人)の援を得んとてメッツ迄進み密に委員等の不成功を祈りしに、案に相違して地方の人民は何れも委員の齎らせる決議に賛意を表しければ、チャールスも今は已むなく一三五七年三月宮殿に大集會を開きぬ。ラオンの僧正委員を代表して政府監督の權を議會に附與し、毎年二回宛召集せんとを政府に迫りし故、太子も遂に意を決して斷然、大改革令を發布し、議會の許可なくして猥りに課税せざることを、財政の監督を嚴にし、司法制度を改善し、賣官の弊を杜絶し、貨幣の品位を變更せざる事等を盟ひ、又、ドロア、ツ、ブリーズ(封建領主が特別なる場合に其の臣下の財産を自由に使用する權)強行借上金王領賣却等を濫行せざる事を約しぬ。されど一三五七年の政府も其地位漸く危くジョン王は獄中にありて之を承認せず、剩さへ地方の農民は其の領主たる捕虜貴族の一身を賠ふ爲め重税を課せられ、誅求に苦むの極、流浪の身となり、解隊の兵士と合夥して亂暴を行ふに至りしを以て、王子は遂に王室の無上權恢復に盡力するに至れり。功名の念に燃へたるナツアール公即ち市の公壇上に立ちて人民に訴ふるに己を王たらしめん事を以てしければ、太子も之に倣ひ自ら演壇上の辯士となりて之に

對抗するの奇觀を呈するに至りき。而れども太子が貨幣の品位を下落せしむるに至り俄然として其の聲價を墜し、マルセル自ら武装せる市民を率ゐて王宮に闖入し王の寵臣を殺し王の膽を奪ひぬ。されど此の革命的運動は次第に中府を失ひ、パリーの民會は地方撰出の代議士と軋轢し、貴族は太子を擁しセーン河よりパリー附近を擄掠し、農民は隊を組みて自らジャックと稱し自稱國王ウイリアム・カレットの下に貴族を殺し、淑女を犯し、城邑を破壊し、亂暴狼藉を働きけるも其の運命久しからず、到る處に攻撃を受け其の七千人はモアの地に斃れぬ。パリー市民の多數は既に此の革命的運動を厭ひ、郡守マイヤルドと稱する者ナツアール王の陰謀を看破し夜に乗じて其の股肱マイセルを襲殺せしかば、太子は兵を率ゐてパリーに歸りマイセルの黨與を盡く處刑しき。

フランスの四民漸く戰を厭ふの端顯然たるに至りしを以て、太子は先づポントアスの條約を結びてナツアール王チャールスを慰め、王デヨンも賠償金を出して捕虜の境遇より脱せん事を試みしも、イングランドの要求過大にして議合はず。是に於て太子の命に應じてパリーに集りたる少數愛國の代議士は、慷慨悲憤如何

なる困難をも忍び國家の名譽を恢復せんことを誓ひぬ。エドワード三世之を開くや直に大兵を提げてカレーに上陸し一快戦を希ひしも、フランス軍は其の戦略を一變し勉めて交戦を避け、太子はバリーに止まり防戦の準備に怠りなし。かくて英軍は野に曝露すること數月に亘りシャトルに着せし頃には饑餓に迫りて如何ともする能はざるに至りしかば、エドワード遂に屈し一三六〇年ブレチニーの平和條約によりフランスの王位に對する要求を全然拋棄し、フランス南部の地ポアジー、オーニエ、アングーモア、サントンデユ、リムーサン、ペリゴール、ケルシー、ルーエルグ、アゼノア、ピゴルル、及北部のボンデユ、カレীগーヌを奪ひ、黄金五百万弗にてジョン王を放還せり。然るに間もなく、バルガンデーの公爵家の嗣絶へしかば之を王家に沒收し、ポアチューに勇戦したる王の第四子フィリップ之を繼ぎ第二のバーガンデー家はより興りぬ。

チャールルス五世(六三)デユ、ゲスクラン、及びスペインに於ける

大結社　ジョン王一三六四年死し、子チャールルス五世嗣立す。王の御代は衰廢に瀕せるフランスの元氣を治療恢復すべき時期なり。當時ナヴァール王及部

下の自由結社はフランス禍根の一にして、チャールルスバッドは是等冒險者の團隊を以て封建の武士軍をブリネイに破り、ガスコニア出身のカプタルド・ブッフを以て其の巨帥に任ず。チャールルスも亦猛勇の名フランスに隠れなきデユ・ゲスクランをしてコシユレルに冒險隊を組織せしめ、ゲスクラン奮戦カプトルを擒にしければ、ナヴァール王遂に屈してセーヌ、マント、ミュラン、ロングピルの流域地を棄て、モンペリエーの獲得を以てフランスと和せり。王餘威に乘じ更にゲスクランをしてブリッタニーを征せしめたれども、ブロア家のチャールルスは其の諫を用ゐずしてオーレーに敗死し、ゲスクランも亦捕虜の身となり、僅にゲランドの條約を以て平和に復し、モンフォール家のジョン四世其の公爵となりぬ。

而してスペインの自由結社に對してはコシユレルの戦を以て全く處置を終りたるに非ざれば、チャールルス五世はデユ・ゲスクランの身を賠償、ピーターとカスチールの王位を争へるトランスタマラ家のヘンリーを救はしめぬ。ゲスクラン即ち刻命に應じ、バスク人、ブリッタニー人、ロルレイン人、ブロワンス人、イギリス人、フランス人より成れる三万の冒險者と、アルプス山脈を越へ、ヘンリーの爲に勝利

を得しも幾もなくして其徒衆散しければ僅に殘兵二千を以てアルプスを越へて歸りぬ。此時ポルドーの莊麗なる宮殿に住せるウエールス太子はヘンリーに挑戦し大に之をナヴァレットに破りゲスクランを生擒せり。されど幾もなくしてゲスクランの身は賂はれ、スペインに歸りモンチエールに勝ち、カスチールの朝廷は再びヘンリー及びフランス黨の有に歸せり。

カスチール問題の處分はフランスの全勝に歸せしが是よりも大なる成功といふ可きは自由結社を國外に放逐し、諸壘の秩序を恢復し、農民を以て選卒を組織し鹽税を半減し、之を以て國內諸都府の再造に従事せしめたる事なり。フランス王は續てランゲドック、及オーベルニュを其骨肉たるアンジュー、及ベリー公に與へて己が右翼とし再びスコットランドと同盟を結び、其の弟を以てフランダー伯の女に妻はしナヴァール王と和親を結び、新に軍隊を起しひたすら戦備に汲々たり。之に反して黒太子はスペイン遠征に従事して病を得、尋てアクイタイン人の同情を失ひければフランス王は時機到來と喜び、黒太子がスペインよりの歸途其の部下に支給せず之をして恣にフランス領を掠奪せしめ、又アクイタイン及びガスコ

ニーを抑壓せしとの口實により黒太子に對し戰を宣せり。

英佛兩軍の再戰^(六三)及び佛軍新戰略。 黒太子之を開き直に英兵を率

ゐてカンデーに上陸せしかば、バーガンデー公之を邀へ而も戰を交へずして退却を續行し、フランスの諸軍も亦野を清め壘を高くし復出で、戰はず。英軍遂に一の得る處なくして一三七〇年一先づ歸國せり。此役黒太子は心中豫期の勝利を博せず僅にリモージュを屠りて其の雄心を慰め、一三七六年本國に病死しぬ。

ゲスクランは、當時益々王の親任を得、イングラント從屬の冒險家ロバート・ノルを破り、同じくブリッタニー出身のクリツソン亦勢を朝廷に得しかば、ブリッタニー人は深く佛廷を徳として之に心服しモンフォール家のジョンを廢しければ、ブリッタニーに於けるイングラント領は唯一のプレストの殘れるあるのみ。之と同時にカスチールの提督ボツカネグラも亦イギリス艦隊をロシエルに敗り、國內到る處の僧侶及び市民はフランス王の援を求め、ゲスクランは一三七三年ポアツのジヂエーに殘餘の英兵を滅ばし、デロンド以北又イギリス領の地なきに至れり。一三七三年ランカスター公再び兵三万に將としてカレールに上陸し南進せしも、

進て中部不毛の地に至るや。飢饉疫病交々之を襲ひ其のオリベルンに到れる頃には手兵僅に六千に減し、乗馬悉く斃死し、部下の將卒民家に入りて食を乞ひ、僅に飢餓を免れたるのみ。是に於てかイギリス人も全く此の種の戰に倦み一三七五年休戰を乞ひ一三七七年に至りしが、此時エドワード三世病歿しければチャールス直に休戰條約を破り、軍を五道に分ちてギエンヌを撃ち全く之を略取し、カスチールの艦隊は別にフランス兵を満載してケント及サセックス海岸を襲撃せしを以て、一三八〇年頃に至り大陸に於けるイギリス領は唯バヨニス、ポルドー、プレスト、シエルブルグ、カレールの五ヶ所のみなり。是に於てチャールス五世はナヴァールの子二人を殺し其の所屬地を沒收してフランスの王領とし、ナヴァール王國をカスチール王に與へて全く其の處分を畢りしかば、王は餘威に乗じてブリタニー併呑を企てぬ。ブリタニーの貴族及び武士等は大に之れを憤りレンヌに會して對佛大同盟を結び、ブリタニー出身に係れる文武の臣は悉く其の職を抛ち、一三八〇年ウエストミンスターにイングランドと同盟條約を結びければ、バッキンガム公は

英軍を督してカレールに上陸しフランスの北部を進軍し、未だブリタニーに達せざるに先ちチャールス五世死し(八一三)。曩に職を辭して故郷に歸りたるデュージェス克蘭も亦王に先つこと二ヶ月にして歿せり。

ウィックリフ、ワット・タイラー、及び英王リチャード二世(七三)

かくて百年戰爭の第一期はフランス王チャールス五世の死を以て終局を告げ、フランスは再び國勢を恢復し疇昔の元氣に還りぬ。百年戰爭の發起者たるフィリップ六世は勿論、ジョン及チャールス五世の諸王も亦相繼で歿し、イングランドにありてはエドワード三世及び其子黒太子も此世を辭し、兩國共に一時に其の主動者たる人物を失ひしが、一三七七年に至り黒太子の子リチャード二世幼冲を以て王位に登り、一三八〇年にはチャールス六世又幼なくしてフランス王となり、兩國共に國王幼弱の爲め即位後數年は國內の動搖已まざりき。

特にイングランドにては是より先き國會の組織も整備し、フランダー職工夥しく入り込み來りて工業を刺戟し漸く教權蔑視の傾向を表はし、ジョンラックランドが法王に獻ずべき年金の遲滞既に三十三ヶ年分に及びければ、法王ウルバン五

世は之を督責せしが王貴族平民悉く一致して之を拒み、王國は一切外國の勢力に屈從せざるを宣言するに至れり。此運動に最も盡力せし者をジョン・ウィックリフといふ。彼は一方に於て國家獨立の爲め法王を攻撃せしのみならず、尙ほ一步を進めて宗教界の平等説を唱へ法王、大僧正乃至僧正等の高僧も普通の僧侶と優劣なきを論じ、僧侶が俗權を慕ふを陋とし遂に鉾を轉じて寺院の教義に論及し、聖餐に於て麩麵と酒とが人の血肉に化するとの説を非難し、讖悔及び洗禮の不必要を説き、結婚に宗教的儀式を用ゐるの無意義なるを痛撃せり。然れども斯の如き新説は雷にウィックリフのみならず。一三二二年コロンの宗教裁判所にて火刑の宣告を受けて命を殞したる、ロツラルドと稱する者既にウィックリフに先ちて之を説きたるなり。而してウィックリフの徒弟中には次第に其の説を敷衍して政治の範圍に及ぼす者あるに至れり。即ちケント郡の僧ジョン・ポールは、世界創始の當初には奴隸なく、貴族なし、况や貴族が奴隸を禽獸の如く酷使せしとあらんやと絶叫せしかば、民心次第に激昂し機を見て破裂せんとするの勢あり。而して此の激情は收稅吏がワット・タイラーと稱する鍛冶工の女を凌辱せるに破裂し、

ツフオルク、ノーフオルク、エセツクス、サセツクス等平民六万余人ロンドンの郊外に集り(八一三)宰相を殺し、農僕解放、市場に於て物品の自由賣買、一般の大赦、借地料の均一低下等を要求しなければ、國王リチャードは進でスミス、フィールドに到りてワット・タイラーに説諭を試みんとす。而も頑民動もすれば王に無禮の舉動に及ばんとするの勢あるを視、ロンドン市長は之を殺し敵意を示しければ余衆動亂す。王即ち農奴の解放を約し調印迄も濟し乍ら暴民の四散するを見るや否や直に約を破りてジョン・ポール及び其徒一五〇の人を刑殺し、ウィックリフを法廷に召喚し持説の撤回を迫りしも聽かざりしを以て、彼も亦ジョン・ポールと全一の運命に陥りぬ。然れども是等の運動は決して徒爲に終らず後年宗教大改革の起る可き前提たるの光榮を有するものなり。

リチャード二世の廢位と、ランカスター家、ヘンリー四世の即位
 (九一三) 一三八五年對スコットランド遠征の舉失敗に歸せしかば、イングラント王リチャードはフランスの侵入に備ふ可き戰費を議會に要求せしに、議會は嘲弄的口調を以て之を拒絶し、ランカスター公、ヨーク公及グルースター公等も亦議會を

援けて王の寵臣アイマランド公ロバート宰相ミケール等を弾劾し、更に進てグルスター公の一味を以て委員組織の政府を作り、王の之を拒むに及び敢然之に抗し、諸大臣を捕へて死刑に處せり。是に於て王は斷然たる決心を以て千三八九年其の顧問會議を解散し、ランカスター公と結びて、グルスター公を檢束せんと欲せしも、其の放縱度なく且つ市民に對する負債山積せるの故を以て之に同情を寄するものなく、唯一万の弓手の左右を護衛せるあるのみ。かくて數年を経一三九七年に至りグルスター公をカレイに誘殺し、且つ其の一味の諸侯伯を流殺して數年の辛苦に報せり。されど王の懊惱は是を以て全く除かれたるに非ず。ランカスター公の子、ボリンブロークのヘンリーは曩に其の父の死するや、王は嘗に其の領地を設收せるのみならず國外に放逐せられければ、遺恨骨髓に徹し、パリにて黨與を嘯集し、三艘の小舟に搭じてハンパー河口のラヴェンスバーに上陸し、其の叔父ヨーク公を始め其他の侯伯の歓迎を受けたり。時にリチャードはアイアランド征討中なりしが報を得て歸國するも一人の迎ふるものなく、議會は三十三條より成れる彈劾案を草して遂に之を廢しランカスター公ヘンリー之に代り、世

襲權と公共の幸福の爲め撰ばれて王となりヘンリー四世と稱せり。時に一三九九年なり。ヘンリー四世は嘗にリチャードのみならず正當に王位相續の權を要求すべき權あるクラレンス公、ライオネル(エドワード三世の第三子)を虐遇し遂に後年薔薇戰爭の端を啓きぬ。ランカスター王家の祖先たる現王は、ひたすら議會の歡心を得て其の根據を固めたると同時に、他の方面に少からざる反對を招き、ウエールスの貴族、オーウェン、グレンドワールの如き法廷に敗訴せしを怒り、國人を煽動しノーズムバーランド伯の二子と謀を合せ暴動を起すに至りしも、スリユースベリーに敗れ(一三四)。(一三四)ウエールスは漸次其の征服を蒙れり。かくてヘンリーは政治上幾度かの苦楚を嘗めたる後國內の不平貴族を融和するには外國遠征の最上策たるを認知し得たりといふ。

英王ヘンリー五世(一三五)佛王チャールス六世(一三六〇)人民の大暴動 イングランドにてはヘンリー四世歿し其子ヘンリー五世嗣立す。父

王在位の間は極めて放縱不羈不債に苦める無頼の貴族と往來し、時に行旅を脅すが如き狼藉の行爲少からざりしも、一旦大統を紹ぐに翻然其の圖を改め、嘗て已を

牢獄に投じたる方正硬直の判官ウイリアム・ガスコアンを寵用し、故リチャード王の遺骸を敬ひて人民の同情を博し、誓てフランスを襲ひて國光を中外に宣揚せんとす。之に反して當時のフランスは幼弱なるチャールス六世王位に即きけるも、「バビロニア幽囚」の擧僅に了りて西歐に於ける宗教界の大分裂となり、法王ウルバン六世ローマに法王と稱せば、フランスは之に對してウルバン七世をアビニョンに即位せしめ、王の四叔アンジュー、ベリイ、バーガンデー、ブルボン等の諸公は其の甥の幼弱なるを奇貨とし、政府の財權を握り恣に租税を濫用して其の野心を満すに汲々維れ日も足らず、ポアツ、リムーサン、オーベルニュ、フランダー、パリ、ルイアン、其他北部諸州に暴動を起し、互に連絡を通じ、グントを中心として自由獲得に盡力せり。當時グントは四十万の人口を包容しフランダー第一の大都なりしが、フィリップ、ザアン、アルテヴェルト統率の下に其の領主たるルイ・ド・メーブル伯を破り全フランダーを風靡しければ、フランス王は大に愕き全王國の貴族武士を率ゐて之を征し、イングランドの貴族も亦國民的利害を度外視して其の同族的利害の爲め此の有力なる同盟者の危難を救はず。フランダー人即ち奮起獨力を以てフ

ランスの大軍に當り、力戰大に努めしも其の歩兵の戰法宜しきを失ひ全軍潰亂大將アルテヴェルト以下數万の死屍累々たり(一〇三)。其後フランダー人はイングランド人の援を得て再び兵を起しフランス人を國外に擊攘せしも、ルイ・ド・メーブル伯の死するに及び形勢一變し、バーガンデー公フィリップ・セ・ポールドはアルトア、フランダー、バーガンデー、ネヴェルス、レテル等を有し、フランダー人民の自由を尊重するを約し、イングランドと共にフランスに敵するに至れり。此のルイスベツクの大勝は管にフランダー人に大打撃を與へたるのみならず、尙ほ又フランス國內の平民を威服するを得、貴族は揚々としてパリに凱旋し、王は再び酷刑、沒收市の官職剝奪等を行ひて、舊時の専制政治に復し、かば、中世紀の史家フロアサーは、ルイスベツクの大捷を以て、當時の社會秩序を維持するに無費の利益を與へたることを斷言せり。

然りと雖とも此の社會組織は特に其の領袖等の國民的精神に缺乏し、唯己人的野心に驅られて猥りに他國の領土を犯すに汲々とし、國家民衆の休戚を以て度外に附するを以て其の特徴とせり。さればフランスにては一三八六年イングラン

ド大遠征の企あり。騎士弓手歩卒等約六万人(他に若干の冒險者あり)及び市街建築材料たる木材等凡て一四七二隻の船艦より成れる艦隊を組織せしも、ベリー公の軍に参加せざる爲め此の計畫中止となり、尋て翌年にも同様の企ありしも亦失敗に了り、ドイツ遠征の計畫も亦効を奏せず。後ルイ二世の時に至り僅にネーブルスに奏効せしのみ。之と同時にフランスの貴族等は、一三九六年ダニューブ河岸のニコポリス遠征を企てぬ。

チャールス六世の精神的異状(九三)及びオルレアン公の暗殺(一七四)斯かる國家多難の際フランスの君主は憐むべき狂態に陥り、屢從者を手殺し人民をして呆然たらしめたこと一再ならず。加之朝廷には王弟オルレアン公、ルイ及びバーガンヂー公互に權を争ひ、前者は輕俊放縱人民を經んじイングランド人、パリイ大學、及び民王黨を憎むこと甚しく、且つ其の領地の豊富ならざる爲め財政は唯徴税の一途を有するのみ。之に反して後者は嚴格憂鬱、パリイ市民及同大學と結びイングランドと和し、其の財源供給を得る目的を以てフランダー人に媚び、双方の抗敵心は容易に失せず、遂に一四〇四年バーガンヂー公フィリップ歿し、其子

ジョン嗣立するに及び双方盛に戦備を修め妖雲暗鬱たりしが、ジョン遂にルイガ王宮を出づるを窺ひ之を暗殺せり。而もフランダー人、パリイ人等は此の暴舉に同情を表し、王も其の弟の死を正當と見認めざるを得ざるに至れり。而れども幾もなくして新オルレアン公はアルマニアック伯ベルナル七世の女を娶りて之と同盟し、ベリー、ブルボン、ブリッタニーの諸公と謀を合せ、ガスコニア出身の浮浪を囑集し勢甚盛なり。ジョン即ち此の南人同盟に對してピカーディー、ブラバンソン及ロルレイン等諸國を連ね、パリイ市に一三八二年に失ひたる特權を恢復して其の歡心を求めしかば、市民はアルマニアック人を放逐し、ゲント人との同盟を復し、皮商カポシュを推して徒黨の首領と仰ぎたり。されど此の革命的運動も間もなく人民の嫌惡を來し、アルマニアック人再び市を占領し、其の貴族的志想を以てパリイ市民を取扱ふこと被征服者の如く大學を抑へ、舊制度を恢復し、イングランド人を惡み、自由と國民とは正に其の利害に於て正反對の途を執るに至れり。

英佛の戦争(一五四)アゼンクールの戦。イングランドのヘンリー五世は其の國威を發揚し、嘗て其の父ヘンリー四世の即位を承認せざりしフランスを征

せんと欲し、先づブレヂニール條約の實行とチャールス六世の女カザリンを娶らんことを要求し、拒絶せらるゝに及び、直にセーン河口に上陸し、ハーフラールを占領しぬ。佛廷即ち兵八百を派し之をアゼンクールに邀撃しぬ。佛軍の節制なきに反し、英軍は秩序あり信念あり。されば英軍の向ふ處敵なくフランスの王公貴族の命を鋒鏑の間に斃すもの擧げて數ふ可からず。此役佛軍の斃るゝもの一方に及びしに英軍は僅に一六〇〇人を失へるのみ。是れ封建軍の第三回大失敗にして封建制の運命茲に窮まり爾來復た能く大事に堪へざるに至れり。

此の大蹇跌によりアルマニアツク人の政府は全く威信を失ひ、一四一八年政府はバルガンデー黨の手に歸し、オルレアン公チャールスはアゼンクールの役生擒せられ、太子チャールスの僅にバーガンデー人の手に残りしのみ。而も新政府の首領アレイン・ブランシヤール亦無能にして外敵に抗戦する能はず、哀れフランスも全く外敵蹂躪の巷とならんとするに至れり。斯かる紛争の際愚なる太子は一種の好奇心に驅られ、暴漢を使喚してバーガンデー公を暗殺せしめられたれば、バリーの輿論は一時に沸騰し、バーガンデー人はイングランドと同盟を結び、遂に一四二

〇年に至りプロユ條約によりイングランド王ヘンリー五世はフランス王チャールス六世の相續者となり、太子は廢せられ王后イサベルは年金二千フランを受くるの約を以て此の條約を承認せり。加之國會も亦ヘンリー五世のフランス王たるを承認し却てヴァロア家のチャールス王ヴェンノアの太子を排斥し王國より放逐するの決議をなし、貴族は僧俗共に異議を挿むものなし。さればヘンリー五世は間もなくチャールス六世の女カザリンと結婚し一男を擧げしも、王自身は病褥中の人となり一四二二年八月溘焉として遠征の途につき、尋てチャールス六世も亦其の跡を追ひて棺中の人となりぬ。ヘンリー死に臨み其の子孫の到底永くフランスの王位を維持し得ざるを豫言せりといふ。

ヘンリー六世、チャールス七世^(二四)及びジャン・ダーク^(二四三)一四三九一)當時フランスにては時を同じくして二人の王相對立して下らず。イングランド人たるヘンリー六世はバリーニあり。チャールス七世はネリー公國のメウンスール、イエーブルに蟄伏す。チャールスの部下には老練なる將軍と勇敢なる武士なきに非ざるも、如何せん宮廷の腐敗は其の極に達し、陰謀、懶惰等あらゆる不徳彌

蔓せしを以て其軍氣常に振はず。之に反し英軍はベッドフォード公之を統べ秩序あり、計畫も整ひ軍氣の振興佛軍の比に非ず。バーガンヂー公が子ザーランド地方領有の希望を抱ける外、ナムール及ペーザーンの地を購ひ野心満々たるを以て、之をして自由に其の欲する處を行はしむる代りに、イングランドのフランス征伐に對し妨害を加へしめざる約を結び、一四二三年より二四年の間にバーガンヂー、ノルマンヂーを略しシャトル、マンを取り進でオルレアン城を圍みぬ。フランスの國祚は此時不幸の絶頂に達し國王の供御すら充分ならざる有様なるに、寵臣事を専らにし間々骨硬の士ありて秩序を恢復せんとするあるも之れを妨げて行はしめず。遂に王はロアー川の鎖鑰地にして南フランスの關門たるオルレアン城を棄て、南に奔らんとし、フランス全國は將にイングランドの吞滅を免れざらんとするに至れり。

時にツール教區中なるドムルミール村に一少女あり。ジャンヌ・ダークといふ。幼にして敬虔篤く神に奉ず。當時此村はアルマニアックに同情を表し隣村のバルガンヂーに荷擔せるを怒りて之と戦ひ父兄の日々負傷して歸るを見ては少女

も密かに其の小さき胸に萬解の愁を包みしが、クレバン及びヴェルヌイユの戦後夢に天使の來り降ること一週に三回毎に己に托するにフランス國運挽回の大任を以てし、微力到底之に當るべからざるを述べて固辭するも聽かれざるを夢み、遂に意を決して救援の事に従はんと欲し之を父兄に告ぐるも父之を肯せず之に配偶を與へて此企を阻止せんとす。少女即ち父の監視の隙を伺ひフランスの將軍ポードリクールに謁せしかば、將軍は之に護衛數名を附してロアー河畔に至らしむ。千辛万苦の後少女は遂にシノンなる王の牙營に至り尋てポアチエーに送られしが其の質朴敬虔なる語調は痛く朝臣を刺戟し、王の許諾を得軍旗を齎げ兵卒を従へ急ぎオルレアン城に入りしかば(一四二九年四月)。翌月英軍も圍を解き少女使命の一半は遂げられぬ。少女即ちフランス人及國王を導き其の熱心と敬虔の念とを以て、兵氣を鼓舞し勢當るべからず。敵は即ち少女を以て魔神の使と誤り少女の向ふ處悉く披靡し、ジャルゴー陥りサッフオルク侯及び勇將タルボットも生擒され續てトロエ城も陥りければ、遂に王と共にリームズに入り王をして位に即かしめぬ(七月)。少女の使命は今や全く終を告げぬ。少女即ち歸郷父兄と共に牛羊

を監視せんことを請ふも許されず。パリーの攻圍に従ひ事成らずして負傷し、欺かれて英軍の手中に落ちけり。佛軍の之を敬ふこと甚しく之を視ること天使の如くなるに引き換へ、英軍は之を嫌ふこと悪魔の如きを以て、其の男裝せしこと及び教會の命を拒みしことの二罪を假設し、ルーアン市場中の火刑場にて之を焼殺せり。時に一四三一年五月三〇日なり。

アツラス條約^{(三)四}及び百年戦争の終結。此の一少女の處刑は痛く、

フランスの民心を激昂せしめ、バーガンデー公すら非國民黨たるを耻づるに至り、一四三一年フィリップは王と二年間の休戦を約せり。而してベッドフォード公、幼冲のヘンリー六世をパリーに即位せしむるも何の効なく、市民は市の秩序の全く潰壊せるを患ひ、再び正統の君主の治下に立たんことを希ふに至れり。今や平和の準備は刻々に進み一四三五年アツラスの會議あり。是れ蓋し万国大會議の性質を帯ぶるものにして、英佛兩國の大使の外、カスチール、アラゴン、ポルチュガル、ナヴァール、ネーブルス、シシリ、サイプラス、ポーランド、デンマーク、ブリッタン、ミラン等の諸地も其の使節を送り來り會せしめぬ。會議の結果イングランドはア

クイティン、ノーマンデーを得てフランス王の位を棄てざるを得ず。イングランド王は此決議に不服なるを以て會議は遂に破れ、バーガンデー公は戦局の尙ほ熄まざるを豫想し、一四三五年チャールス七世とアツラス條約を結び、マソン、ベルソンヌ、ロリュ、モントヂエ、及びソム市等を得、終身フランス王に臣従せざるを約せり。此の和約の結果リッチモンドは英軍の抵抗を排して市に入り、パリーノ市民に約するに平和特赦を以てし、チャールス七世は一四三七、七年舊都に入り、爾來公然フランス王と稱するを得たり。王位恢復以來チャールス七世の性行一變し、優柔不斷は一變して活潑謹慎大膽となり、文武の宰臣皆其人を得、連戦英軍に勝ち、英軍占領の市府を陥れ、ブラグマチック、サンクシオンを發して宗教の紛擾を鎮め、オルレアン勅令を以て兵士の秩序を恢復し、常備兵制度を新設して封建制度に大打撃を與へ、之に不平を唱へ、叛亂を企つる貴族武士等を壓伏し、遂にイギリスと二年間の休戦を約するに至れり^{(四)四}。チャールスは此の機を利用してフランスに患害を爲せる流賊を艾除せんと欲し、二万五千人を率ゐてメッツを攻め、又太子ルイをして、オーストリアと同盟してスイスの山人を討伐せしめ、尠からざる人衆を失ひ

しも素と國害鋤除の目的を以て遣はせる事なれば、此の損害は毫も國力に影響を及ぼさず。却て太子は山人の勇氣に服しフランスの國家に事ある際には傭兵として四千人の供給を受く可き約を之と結びぬ。かゝる間に休戦の期限も盡きたればチャールス七世は再び戦を起し、フォロシニーに勝ちてノーマンデーを取り、カスチヨンの戦に砲兵の力を以て全勝を占め、ギエヌヌを恢復せしかば、イングランドの大陸に有せる領土は唯一のカレイあるのみ。百年戦争は斯の如くにして終り、爾來英佛兩國の特質は、益明白となり相互の敵愾心永續しけるも、フランスの南北兩部は固く相一致し其の王を以て國の世襲的保護者と識認するに至れり。

第二章 百年戦争の間に於ける英佛兩國

内部の事情

英國に於ける議會の發達 百年戦争の間英佛兩國は正反對の歩趨を取り、フランスの王權は最初甚だ薄弱なりしに拘はらず引續き發達し、イングランドのはノルマン朝の時最も發達し時代の降るに従ひ次第に薄弱に陥れり。蓋百年

戦争の間軍資金供給の爲めイングランドの王は常に議會を召集せしに、フランスは却てフィリップ・ブエアーの下に發達しかゝりし自由制度も、外國との戦争により發達の機を失ひき、エドワード三世が議會を召集し軍事費の可決を得るや、立憲の三大原則を定め、議會の承諾なくして狼に課税せざること、法律を變更するには必ず兩院の協議によること、下院は大臣彈劾權を有することの三條を許し、大逆罪は七重大罪にのみ限り王の意見により恣に刑を加ふると能はざるに至れり。又此時上下兩院の別起り、上院は王命により召集さるゝも、其實世襲の權にて、其の位置を保持する大貴族と、重なる僧官、大僧正、僧正より成り、下院は自由地主の撰舉に係れる郡の武士及び小貴族の代表者と、封建領主、又は王より特權を附與せられ且つ憲法にて新設の各選舉區より撰出に係る議員、王領中に含有せられたる各市の撰出に係る者、及都府社會の中に加へられざるも代議士撰出權を有する各都會より撰出されたる者より成る。議會召集の際には命令狀を郡守に與へ、各郡より武士二人、各市より市民二人、各選舉區より區民二人を選舉するの任に當らしめたり。されど實際は規定の如く行れずして郡守は時として或る選舉區の議員選舉を故

意に怠り、或は時として選舉區が議員選舉の義務を免れんと試むるが如きこと無きに非ず。而して下院に於ては其の貴族的分子を代表するの故を以て武士の權力最も熾なりき。リチャード二世の時に至り國會の権力益増大し上院にて大臣を告發する權を得、進て國王を廢するの甚しきに至れり。降てランカスター家王位を占有するに及び、外國との戰役に要する軍費の支出を常に議會に仰ぎ、議會も之を機として苦痛の減却と其の使途を指令する權利を政府に要請し、貴族が其の郎黨に一定の制服を着用せしむるを禁じて各貴族間に争鬭の起るを防ぎぬ。尋てヘンリー五世の時に至り常にフランスに勝ちしも如何せん軍費支出の一點に至りて常に議會に屈し、如何なる條例も議會の協賛を経ざれば無効なることを宣言せり。

第十五世記の半に於ける英國の憲法

イングランド國民の自由と安寧とは、日を逐て鞏固となり。十五世紀の半頃には國民の安寧に關して(第二)課税を議決し賦課の割合を定め、且つ費途の監督は議會之に當り、王は議會の可決によらざる税を一切課するを得ず。(第三)議會の王位相續及び攝政の事に關する問

題を決定する權。(第三)不平あらば之を告げ軍資金贊助に先ち其の贊助を求むる權。(第四)法律變更には必ず兩院の協議を要する事。(第五)下院の王室の官吏を彈劾し得る權。及び個人の自由の保證に關して(第一)長官の命令あるに非ざるよりは、何人も逮捕せられざる事。(第二)何人も犯罪したる郡の法廷に於て、其の同輩及び十二人の陪審以外の者に裁判せらるゝことなく一旦判決を受けたる以上は上告の權利なし。の二ヶ條確定せり。而も國民の精神は是等の保證以上に立つ事勿論にして、貴族と人民と相連合して王權に抗するや、其間自ら貴族社會も自由の精神を鼓吹せられ、法律の前には何人も同等なりとの思想湧起し、唯僅に名譽的特權を有するを以て満足し、何人も國家に勳功あるものは貴族となるを得べく、却て大貴族の弟の身分に生れたるものは紳士の階級に入りて中等社會に接近し、しかも貴族に對し嫉妬の念を起すことなかりき。さればイングランドの或る有名なる史家が世界何れの國にありてもイングランド程貴族的なる平民主義、平民的なる貴族主義の國は無かるべしと論じたるは知言なりといふべし。されど幾もなくして、薔薇戰爭起り一世紀半の間到處戰亂の巷となりしが十七世紀に至り

て復舊し爾來再び自由に關し流血の慘なし。

フランス王權の發達及び王族的封建制度　フランスの王權は貴族及人民の連合力に對したるイングラントのとは異り、人民と連合して其共同の敵たる貴族に敵したるものなれば、第三級に權利を分與し社會黨的運動を幫助したること尠からず。而れども王室は戰捷の時には常に人民の援助を忘却し、十三世紀には無上權を享有せんとするに至れり。フィリップエアー及びフィリップ六世が通貨及課税の件に關し召集したる國會は、王國の大政に何等の影響をも及ぼさざりき。然れども流石に百年戰爭の際には戰費支出の必要に迫られ、三級の代表者を召集し彼等も一致して事に當りしが、チャールス五世、六世、七世等三代相續て之を藐視し、却て課税の權に就て比較的從順なる地方議會に依頼するに至れり。加之王室は又能く封建制度をも壓倒し得たり。百年戰爭中と雖ども王領の増加は猶ほ已まず封建貴族中の最も強大なるものよりも大なり。而れども封建制度の性質も漸次其の危險性を失ひ、王室は新に其の得たる領土を自己の直轄地となさずして血族中の王族に與へ、血統上の關係より密接なる藩屏となし、而も此の領

地は決して之を女子に與へず。其の王族に男子絶ゆる時は再び之を王室の手に歸へすべきなり。かゝる種類の領地を「アツバネージ」と稱せり。此風サンルイの時に始まり、ゾアロア家代々之を傳へぬ。

佛國に於ける新舊制度の發達

フランスの王が政權獲得に利用せし

は中央に於ける高等法院と地方に於ける高官なり。法律家は國家の大問題起る毎に王權擁護の任に當りしが、ゾアロア家の祖に至り其の權力振張の範圍を單に司法事務に定め、かくして漸次輿論の間に權勢を得、遂には司法事務執行上の濫用に就きチャールス六世に抗言するに至れり。至して國會開設中は兎に角一旦閉鎖の時に至れば其の學問識見の高きより、自ら政府を左右するに至りしは、素より至當の事なりといふべし。而も王は時々勅令を發す。此の勅令を法律に抵觸せしめざらんとするには、勢ひ法律家に諮詢するを要す。而して當時は未だ印刷術發達せざりしを以て副書を作りて之を保存せざる可からず。此間に疑問起れば高等法院は直に其の實行し難き諸點を指摘し王の訓令を乞はざる可からず。斯かる次第にて高等法院は自然の間に國事に參與し政權を要求し、場合によりては

法律の登録を拒みて勅令の發布を抑止することあるに至れり。

パリ大学は其の學識高遠なると學生數の饒多なるにより威權嚇々たるものあり。故に權力の増大なる間には自然に政治にも干渉し、特に屢々國王を抑制してローマ法王の權力をフランスに扶植せしめ、パリの大紛亂に陥りし際にも常に其の運動の中心たりしことさへあり。而れども是もやがては王權に屈伏するに至れり。夫の一四三八年發せられたるブラグマチック、サンクシオンはチャールス七世在位中に起れる至重なる法令の一にして、法王よりも宗教大會議に重きを置き、僧正領、大寺領に於ける選舉權を國內の諸寺院に與へ、ローマの法王廷より條約、預諭、僧官の年俸等を奪ひて王國より貨幣の流出するを防ぎぬ。此の法令により寺院の保護者たる國王貴族の類は選舉に對し大勢力を有するに至りしかば、ルイ十一世の時に至り此の法令を廢し、フランシス一世は一五一六年法王と盟約を結べり。

封建制度に對する他の大打撃は常備兵を設置し從來貴族の專有し來れる軍務を之に委ね備兵を廢止せり。而れども國王チャールス七世は常備兵の編制には

頗る意を致し兵員は凡て之を國內より徵募し國籍を異にする人民を之に加へざりき。蓋し諸國の人民より之を徵募するも愛國心の缺如より及ぼす士氣の損害測る可からざるものあればなり。此の勅令の初めて發布せられたるは、一四三九年にして一四四五年に實行の着手あり。此の最初の常備軍は十五小隊より成り各隊槍兵百人弓手三人士官一人、從卒一人より成り、隊員悉く隊長の紋章ある制服を着せしが、此軍隊常置の費用として人民は毎年百二十萬リールの負擔を免れざりき。次で一四四八年に至り租稅免除の特典を有する自由弓手の創設ありて軍備全く整頓し現今の如き歩兵編制の階梯を成せり。之に加ふるに一四五三年モンチル、レゾールの勅令出でて、王國の風習を悉く録し人民をして互に之に準據せしめたり。かくて貴族、平民、僧侶、國會、高等法院、大學及び嘗て王權の發達を阻害せんと計りたるものは、全く壞滅せられざる迄も尠くとも無權力のものとなれり。國會は常にせめては財政に關する協賛權のみにては獲得せんと試みたるに係はず、國王は居然として政治の全權を握り、決して其の容喙を許さざりき。當時執政の四大機關は政治の大綱に就き國王を翼賛すべき大會議、司法事務擔任の高等

法院ポアチエーの戦後新設されたる財務局及び收税局より成立せしなり。

第三章 中世紀終末に於ける伊太利

ローマ法王及ドイツ皇帝の兩大勢力が、基督教國の内部に於て優上權を争へる間イタリーは常に争鬭の巷となり、其の犠牲に供せられ絶て其の獨立を維持すること能はざりしが、此の兩大勢力の沈衰するに當りても未だ國內の統一成らず。人々互に黨を結び異を樹て其極外國の援を求むるに至れり。而れども斯かる黨争激しき間にも、文學、技藝等文明的事業の光は赫灼として輝き、此の點に於ては遙かに他の歐羅巴諸國を凌げり。

イタリーに於けるドイツ權力の沈衰し初めたるは、フレデリック二世の死後なり。帝死し其子コンラッド四世はドイツに、マンフレッドは南イタリーにあり。されどコンラッドは間もなく死し、其の女コンラデン猶幼なり。叔父マンフレッドは北イタリーに同盟を結び、且つルチエラなるサラセン人と通じ勢甚熾なり。時に法王インノセント四世死し、アレキサンダー四世立つ(四五)。即位の始めバツア公エツ

チエリノを攻め殺し尋て南イタリーを征して失敗せしかば、マンフレッド自らシシリ王となりぬ。インノセント亦間もなく歿し、ウルバン四世嗣立し、國內紛亂鎮定の爲めネーブルスの王位をフランス王サンルイに與へんとせしもルイ之を拒み其弟アンジュー公之を受け報酬として法王に忠義の誓を爲し、年金八千オンズを献じ騎兵三百を法王の用に供し、決してドイツ、ロムバルヂー、タスカニーとネーブルスを合一せざること及び僧侶の税を免することを約し、違約の曉は何時廢位せらるゝも差支へなきことを誓へり。是に於てアンジュー公はウルバン四世の相續者クレメント四世と同盟し、一二六六年ベネント附近のグランデツラにマンフレッド及サラセン人と戦ひ、奮激突戰大に之を破りマンフレッドを戦場の露と消へしめぬ。

チャールス既にマンフレッドを斃し進てドイツより兵を率ゐて進軍の途に就けるコンラデンを討たんとす。イタリー人其の幼弱なるを憐み、偏に同情を之に寄せたるも亦之を如何ともする能はず。チャールス詭計を以て之をダグリアコッッオに破り、コンラデン及其友オーストリア家のフレデリックを生擒し、プロウアン

スの貴族より組織されたる法廷に是等の人々を審問しシシリイ王に對する謀反罪を以てネーブルス灣頭風景絶佳の地點に斷頭臺上の人たらしめぬ。死に臨みコンラデン痛くチャールスの不法を罵りて已まざりしといふ。而れどもチャールスは之を以て甘ぜず。相續てネーブルス及シシリイの貴族を戮し、サラセンの首長ルチエラを絞殺し、百三十餘人のローマ貴族を焼殺し自らドイツ皇帝の代理者と稱し全イタリア半島を併呑せり。而も其の宗家の威を恃み更に勢力を東方に伸張し、プリンデシよりコンスタンチノールに至る其迄の領土を擴張せんとす。是れチャールスが日夕夢想したる空中樓閣なり。されどチャールスの此の計畫は宗家のサンルイがチユニスを征伐したると法王グレゴリー十世及ニコラス三世の妨害とにより實行の運びに至らず。法王グレゴリー十世はハブスブルグ家のルードルフを皇帝とし、之をして南のチャールスと相對抗せしめ、野心滿々たるアンデユヴァンの遠征計畫を阻止して、東西の教會を和合せしめぬ。尋で法王ニコラス三世も亦此の政略を踏襲し、其の争に乗じてローマ法王の威權を増し且つ全イタリアに於けるゲルフ及ギベリンの兩黨を調和し、而も寧ろチャールス

の長たるゲルフよりもギベリンを愛してチャールスを傾け、又イタリアの内事に干渉せしめざらんことを期せり。而れども其の在位短期にして之に次て即位したるマルチン四世(八一)はチャールスの推薦により登極したる廉を以てチャールスに黨せしかば、チャールスは將に一萬五千人の常備兵を以てコンスタンチノールに向け發せんとす。會々シシリアン、ヴェスパーの事起り此の計畫は空望に歸せり。是より先きシシリイ島在住の醫師にジョンと云ふ者あり。フランシスカン派僧侶に扮装してスペイン、イタリア、シシリア、ギリシアを遍歴し、法王アラゴン王ピーター三世東ローマ皇帝パレオログスを連ねて、對佛大同盟を組織しネーブルスの近海を巡遊せしが、一二八二年三月三十一日復活祭日祝宴の酣なる時フランス人の暴慢なる舉動は大にバレルモ人の激昂を買ひ、全市舉て在島のフランス人を屠殺しぬ。チャールス即ち艦隊を遣はして之に報ゐんとし、反て提督ロイヤールに敗られ、尋で其子チャールス・レームも亦海戰に破れ、同時にフランス王フィリップ三世も亦アラゴンより放逐せられたり。チャールスは一二八五年計畫の失敗を煩悶しつゝ、遠逝せり。一二八八年フランス、スペインの兩國和約を結び

チャールス・レームは南イタリアを取りビーター三世の子ゼームス、シシリイを受くるに決せり。ネーブルス、シシリイの兩國民が、正反對の特質及び感情を有するは、此時以來の事なり。其後ネーブルスはアラゴン家の所領に歸しイタリアは漸くスペインの勢力範圍に歸しイタリアは前門虎を防ぎ後門狼を進むるの苦境に陥りぬ。

ロムバルデー、ローマニア、マーチエスに於ける諸侯國　　當時フ

ランスはイタリアに勢力を振ひしと雖もその範圍は單に南部に止まり北部は概して靜穩無事なりき。而して其中に存する數多の小邦國は各特殊の發達を遂げたり。即ちロムバルデーにありては古代グリースに行はれたる僭王の如きもの現はれ、數多の小侯國を建てミラン其の好模型たり。タスカニーには民政即ち自由共和國の組織行はれ、フロレンス之を代表しローマニアは此の兩組織の中間を採りヴェニは全く正反對に出て貴族的共和政治を以て國を治めたり。北イタリアに於て僭主の起りたるは實にドイツの勢力のイタリア以外に驅逐せられたる時にあり。當時如何なる種類の人たるを問はず、苟もドイツ人と戦ひて勝利を得

たるものは皆相當の權力を得所謂豪傑と成り濟しぬ。其の牛耳を執れるものは即ち僭主なり。例へばミランにてはゲルフ家權力を得てより引續きロヂ、ノヴァロ、コモ、ヴェルチエリ、ベルガモの領主となり一二七七年迄此儘繼續しけるが、此時キペリン派の大僧正オッヴィスコンチ之を斃し、其の甥マツテオ大公ミランの主となりイタリアの副王となりぬ。かくて此家系は一四四七年迄繼續せり。ヴェロナ國はデラスカラ家の手に歸し、其の最も有力なるカネグランデは、バツア、トレヴィン、ヴェネチアを征し、ミンチオ河よりヴェニスに至る迄之を占領せり。ミランの左方にはサヴォイ家あり。アルプス山脈の兩側なるサヴォイ及びビエモンを領し格別革命の變亂もなかりしが其附近にはサルツツォ、モンフェルラットの侯國あり。此他ゴンツァガス家は一三二八年マンチュアを取り一七八年迄之を支配し、エスト家はフェッラ、モデナ及びレージオを領し、カムパニアはオルシー及びコロンナ家を管轄せり。

ヴェニス、フロレンス、ゼノア、ピサの共和國　　是等の夥しき侯國中に
は各多數の都府を包容せるが皆獨立政治を爲さんことを望み中には其の企圖を

實行ししものさへあり。其中特に名あるもの第十四世紀中四ツを得たり。ヴェニス、フロレンス、ピサ及びゼノア是れなり。

一二九七年ヴェニスの貴族制的憲法定まり。當時就職中なる議官に限り之に大會議の議員にるの資格を與へ、之を金書に銘記し所謂十人會議を組織せり。時にヴェニスは、イタリアの本土には領土を有せざりしも、ダルマシア、ネグレボントカンチアの外多島海中に數多の領土を支配し、且つアドリア海の主權を握り、二六一年コンスタンチノープルに於けるラチン帝國衰亡後も猶ほゼノアと共に東方に雄視せり。フロレンスも亦ヴェニスに先つこと數年革命運動起りぬ。當時市民分れて二級となり。一をメーヨルアーツと云ひ、裁判官、公證人、銀行家、醫師、呉服商、皮革商の如き之に屬し他をマイノルアーツと稱し染職、鍛冶匠、石工の如き之に屬し比較的下等社會の部類なり。是等の民は一を貴族とすれば他は平民となり、一を富者とすれば他は貧民なりといふべきなり。一二八二年以來此兩級全然同等の政治權を得。各職業中の首長より成れる行政會議(即ちシニョリー)二ヶ月毎に交代し市の獨裁權を握れり。而して眞の貴族は常に私闘を事とし、市の公安

を害するを以て、公職に就き政治に干與するを得ず。其後チアノ、デツラ、ペツラは更に此の組織を嚴にし全市民を二十部に分ち部毎に一人の旗人を置き、最高旗人更に各旗人を統督せり。此の組織の甚だ新奇なるよりタスカニー、ルツカ、ピストイア、ピザ、アレツネ及びゼノアの諸市も多少の變化を加へて之を採用せり。斯く政治上の組織相類似せるにも拘はらず、是等の諸市は常に争を事としゼノアの如きヴェニスと東地中海の主權ピサとコルシカ、サルヂニアの權を争ひ一二八四年メロリアの大海戰にピサの陸兵を全滅し、其後約百年を経てチオツヂアにヴェニス軍を塵滅せり。

ドイツ皇帝の再來及びローマ法王の歸府 當時イタリア半島に於

ける鬭争は激甚の極に達し、其の刑罰の嚴峻にして種類多き、史上未だ嘗て散見せざる處、イタリアの詩聖ダンテの神曲は實に親ら此の慘刑を経験したる後に成れる作なり。ダンテは實にキペリン黨の一人なるが深く國家の前途を憂ひ、同志と共にドイツ皇帝の來り救はんことを求めければ、皇帝は直にアルプス山を越へてイタリアに來りしが、法王クレメント五世ネーブルス王及びゲルフ黨の反抗に遭

ひ、無政府の状態に陥れるイタリアを後にして本國に還りぬ。かくてダンテは一三二一年世を辭しヘンリー七世の相續者たる皇帝レウイスは再びイタリアに現はれしも毫も勢力なくヘンリーよりも一層衰れなる有様にて又々ドイツに遁走しぬ。尋て一三三〇年ボヘミア王にしてイタリアの皇帝代理者たるルキセンブルグの君ジョン、イタリアに入り全國の歡迎を受けしが、幾もなく又國人の嫌惡を招くに至れり。抑イタリア人は外國の君主の來るや熱心之を歡迎しながら少しく之に馴るゝや直に之を排斥し放逐するは如何にも人心輕浮なるが如きも、其實罪は國人に存せずして來侵の外國君主が國民の期待に背き、平和を確立するの策に出でずして却て自己の野心を満足せしむるに汲々たればなり。時にローマの人コラヂ・リエンツォと稱する者あり。身を一酒店の番頭より起しペトラルクの弟子となり古史に通曉し、ローマ市中處々に散在せる古ローマ時代の遺物を觀其の盛時を追懐し感慨措く能はず心竊に古代のローマ市に劣らざる大都會を再造し所謂眞國家(ブオノ、スタト)を成さんことを誓ひ一三四七年五月十九日市民の集合せる議事堂に上りて、慷慨悲憤の演説を以て市民を激勵しブオノ、スタトの建設

委員に撰出されしかば彼は急に海陸軍を起し頑強なる貴族を壓伏し浮浪を逮捕し市の公有倉庫を設け、國難に殉じたる人々の孤兒寡婦を賑恤し、德望四方に洽聞するを見、タスカニー、ローマニア、及びロムバルヂーの諸君主は皆款をリエンツォに通じ彼の聲聞赫噴たり。是に於て、神聖ローマ共和國はイタリア諸市の自由を宣言し、リエンツォは恰も獨裁君主の姿となれり。然れども此の榮華も一場の夢に過ぎずして政府の組織常に動搖し、法王の代官の來りてリエンツォを反逆人と呼ぶに至て市民も之れを棄つること弊履の如し。會々一三四八年疫病イタリアを襲ひ人口五分の三は其の犠牲となり公徳の墮落甚しかりしかば、市外に放逐の身となりたるリエンツォは法王の代官アルボルノツツに召還され、アヴニオンなるローマ法王の勢力恢復に盡力せしが、市民の毒手に罹りて逝去の不運に會せり。降て一三七八年法王ウルヴァン六世アヴニオンを出て、ローマに歸り、バビロニア幽囚は局を結びけるも、其のイタリアに於ける勢力は到底舊時の盛況に及ぶ能はず。北イタリア再び亂れフロレンスにも人民の大一揆起りヴェニス、ゼノアの二國は其の國力を竭して輸贏を争へり。

無政府状態と、エントツチーリ フロレンスに於て勢力大なるはアル
 ビツヂーとケルフ黨なり。ケルフ黨の首領をシルヴェストロ・ド・メヂチといひ富
 有なる平民にして、マイノリアーツ及びシオンベ(劣等商人)を率ゐてメーヨリアー
 ツと同様政權分配に與らんことを希ひしもシオンベ事を以てマイノルアーツと
 争ひ別に首領を戴きしを以て、シルヴェストロは九人より成れる新政府を設け、
 トヨリアーツ、マイノリアーツ及びシオンベの三級より各三人を撰出して政務に
 當らしめぬ。されどシオンベは之に甘ぜず再に財政權を得んとして其の首領と
 争ひ政府より放逐せられ政府は更に委員を任じ九人中五人までマイノリアーツ
 より撰びぬ。かゝる間に當時イタリアの大海軍國にして、商業國を兼ねたる、ヴェ
 ニス及びゼノアの兩國戰端を開き迭に勝敗ありしが、一三七〇年ヴェニスの提督
 ヴァイクトル・ピサニはゼノア艦隊を撃破し其の翌年ゼノアの提督ルーシアンドロ
 ア、アドリア海にあり、大に敵の艦隊を破りて河口の沼湖に逐ひこめたり。チオツ
 ア大牢獄を築き、ヴェニスの市民悉く之に投ぜんとし媾和の議幾たびか成らんと
 して破れ、ヴェニス人も今は窮鼠の勢を以てゼノア人を逆襲するに至れり。結局

兩共和國共に戰に倦み國力萎微せり。其後ヴェニスのみは直に國力を恢復せし
 もゼノアは爾來黨争續出再び立つ能はざるに至りぬ。
 此の兩共和國の交戦中美談佳話の傳ふべきもの尠からず。而れども南イタリ
 ーは賢王ロバート一世の死後陰謀盛に行はれ又救ふ可からず。ロバートは素と
 チャールス・アンジウの孫にして酷だ平和を愛しアヴィニオン滞在の法王クレメ
 ント五世より、イタリアの皇帝代理を命ぜられたれど敢て之を請けず。是に於て
 法王クレメント五世はアラゴン王に命じシシリ島を之に割讓せしめんと企て
 けるもロバートは之をも復辭して受けず。却て其妹に之を與へ兩家の平和を計
 りけり。されど其甥チャールス・ロバートはハンガリー王となり(母の縁にて)ダニ
 ューブ河畔にアンジウ王朝を建設せしが、其孫セーロン一世嗣立するに及び形勢俄然
 一變しセーロンは即位後其夫アンドロウを失ひ且つ嗣なきを以て、デュラソ家の
 チャールスを養ひ、次でアンジウ家のルイをも養ひしが、兩子の間争起りデュラ
 ソはネーブルスを奪ひセーロンを殺し(一三)大勢力をイタリアに振ひしも、一三八
 六年ロバートの死するに及びネーブルス王國は永く無政府の状態に陥れり。其

後アンジュー、アラゴン兩家を其の相續者と撰定するに至て、スペイン、フランス兩國の確執益激しく、遂に近世史の初期を充せるイタリア戦争を誘起するに至れり。ネーブルス王國の衰頹と同時に半島の北部に一大勢力起りぬ。之ヲヴァイスコンチ家のデアングレアツオとす。此の人マツテオ大公の孫に當り、一三八五年ミラン市の獨裁君主となり、イタリア王國の建設を夢想し、ヴェニスと結びて、バツア・トレビツを取り、ロムバルデーの大部を占領し、將にローマニアに侵入せんとす。是に於てフロレンスは傭兵を以て之を防戦せしも敵せず。一三九五年に至り、皇帝ウエンツェルよりミラン公、バビア伯の稱號を許され、ロムバルデーの過半を蠶食しぬ。されど其の病死するや、ミラノ衰へ、ヴェニス、フロレンス之に代り、ヴェニスの如きバツア、ヴェロナ、ヴェセンツアを占領し、フロレンスは全くピサを滅ぼしぬ。兎に角此の時代に實權を握りたるは雇傭冒險者即ち、コンドツチーリにし、イタリア全國に彌蔓せり。其の最も名あるものをブラツチオ・ダ・モンテネ及びスフォルツァ・アツテンドロとす。彼等は互に氣脈を通じ、戰陣相敵するも而も相互の好意を失ふに至らず。此の時代の最重要戰たるアニアリーの役の如き戰闘

十時に亘れるも僅に一人の死者を出せるに過ぎず。斯の如き舉働は疑もなく人道に適へるも國民の品性を墜落せしむる罪輕しとせず。

デアングンアツオの子フィリツポ・マリアの時に至り、ミラノの國勢恢復せり。是れ主としてカルマニオラの英才に負へるなり。コンドツチーリの一人フランシス・スフォルツァはフィリツポ・マリアの養子となり、マリアの死後其の王國を襲ぎ國民の反抗を壓伏して王權を確立しぬ。ヴェニスはアラゴン、シシリ王にしてネーブルスの嗣子たるアルフォンソと連合して之に抗せしも効なし。フロレンスに於ても同様の革命起り、コスモ・ジメヂチーは此市を侯國となさんと苦心せり。而して此頃到る處に自由は失はれ、恢復運動を企つる者無きに非るも何れも失敗に歸し、外國の勢力相續て國內に入り、其毎に新擾亂を惹起せり。イタリアの文學技藝 前に述べたる如くイタリアは甚しき混亂に陥りたれども、其の粲然たる文華は優に之を償ひて餘あり。而して最も先に現はれたるものをフロレンスの詩人ダンテ・リデエリ(一二三六—一二九一)とす。此人精力過絶文章優麗不朽の作たる「神曲」を著はし、百世を驚倒せり。神曲はベアツリースなる美

人を主人公とし、中世時代の宗教的神學的思想を餘蘊なく描寫せるものにして、近世式の歐羅巴國語を縦横に操れる處實に神品と稱するの外なし。尋て現はれたるはペトラルクなり。彼の用語はダンテの夫れよりも一層優美にして其の意中の佳人、ローラとイタリ一國に對する纏綿たる愛情は其の著作の上に躍動しぬ。ボツカチオの「デカメロン」亦上述の二子に譲らず。散文の大家としては當時の巨擘たる二子と相雁行するに足る。然れども其の所説未だ道徳的に健全なりといふを得ず。此の三子世を去りし以來文學は一時沈靜し、イタリ一第二の文藝復興期までは其儘引續きたり。而してブラツチオリニ、クリソロラス、レオナルド、ブルニ等は當時知名の學者として熱心に古代の文書を穿鑿し、パトリルスはピサ、ベルジア、ヴェラニ等の地にて羅馬法を講じ聽衆堂に滿ちたり。又其の工術を講じ技術も亦漸く其の光を放ち、一〇六三年アルノー河畔にピサ堂の建立一〇七一年サンマルク寺のアドリア海頭に設立されたるを嚆矢とし、一二七八年カンボサントの美術品展覽室ピサの偉人物の軀を容るゝ處も建ち、十三世紀の初めにはサンタクロース寺及びサンタマリアデルフィオレ寺あり。ブルネレスシー寺あり。

降て一三八六年にはデアングレアツオの、ミランの天伽藍營繕となり、大理石立像の山を築ける程なりき。繪畫も亦建築と同様チマブエ、デオット、マサツチオ等出て、其の類勢を支へ、將來に於ける斯界躍動の基を爲せり。

更に商工業界の狀態如何を考ふるに是も追々活動の徵候現はれ、金貨は諸都府に滿ち、アマルフィ、ピサ相續て東洋に商船を出し、盛に貿易を營みけるが、モロリアの戦後形勢一變しヴェニス、ゼノア代りて海上權を握れり。前者はアドリア海グリース沿岸、カンヂア及びアレキサンドリア地方に至り、後者はフランス、スペインの沿岸、コンスタンチノールに於けるベラの郊外、黒海沿岸のカツファ植民地に達せり。

イタリ一の内地工業はミランを最盛なりとす。ミランには人口二十万あり、鎧、馬飾、鞍及び毛布の製造所夥しくヴェロナにては毎年二万匹以上を産出し、フロレンスには三万の職工ありて絶えず羊毛の製造に従事せり。

又イタリ一人は一般に灌水術に長ぜしが特にロムバルヂーには無數の花園あり。タスカニー、ロムバルヂー、ローマニア人は無數の植物を産出し、ヴェニスに、モ

ンチ即ち国立銀行の設立あり。金貨の融通盛に行はれ。ゼノア、フロレンスにも亦同様の設備を見るに至れり。實に當時のロムバルデー、フロレンス、ゼノア及びルツカの人には常に大商人たるのみならず、又大銀行家として次第に歐洲の金融界をも左右せんとするに至れり。

歐羅巴諸國中文明の先進國を以て許されたるイタリアの中世時代に於ける狀況は斯の如し。而して事の斯に至りたるは全く古代文明の傳説を固執し且つイタリー國人の才幹ありしによる。然れども一利一害は數の免れざる處にや、イタリー人が一般に國民的精神を失ひ愛國心の皆無となりたるは、慨嘆すべき現象と云ふ可く、其の王侯貴人たると平民たるとに論なく、唯個人の利益のみを計り、公益を進むるは個人の福祉を増すの基たるを知らざりしは惜むべきなり。

第四章 中世紀終末に於けるドイツ帝國

大空位時代(一二五〇—一二七三) ドイツ皇帝は世々イタリアに干渉し特にホーヘンスタウフェン家の時殊に甚しかりき。一二五〇年フレデリック二世の死するや

ドイツ、イタリアの二國は次第に獨立し、一二五〇年より一二七三年に至る所謂大空位時代と稱せらるゝ二十三年間は各都府及び貴族は皆獨立し、商工業の發達に伴ひ、フランスの中流社會イングランドの平民及びイタリア共和國に於けると同様、次第に政治上の權力を得るに至れり。大空位の時代は實に混亂無政府の時代にして、皇帝は存するも唯虚器を有するのみ。一二五六年迄はホルランドのウィリアムは法王インノセント四世に擁立せられしが、其の後撰舉侯等は無耻にも帝冠を競賣に附し、イングランド王ヘンリー三世の弟リチャード及びカスチール王アルフォンソ十世の兩帝を並び立たしめき。されどアルフォンソは未だ嘗てドイツに來る事なく、リチャードは常に本國に歸り、其の財囊を充たすも徒にドイツ諸領主の口腹をを充たすに過ぎざりき。而して此時代を大空位時代インテルレグムムと名くるは最も當を得たるものなり。蓋し此の時代には帝權到る處に侵蝕されライン河畔の四撰帝侯たる、トリエール、ケールン、マインツの三大僧正及びバラチン伯を初めとして、其他の公侯高僧等次第に帝領を侵蝕し都府は納税を拒み、僧侶は帝室の收入を生ず可き諸權利を押へて、之を諸侯及び都府の用に供せり。

實に大空位以前フレデリック一世の時には帝室の收入年々六百万クラウンに及びけるに、ルーデルフの時には僅に其の三分の一にだも及ばざりき。而してホーヘンスタウフェン家諸帝の代々採れる政略は、機會ある毎に出來得る丈け多く大諸侯の領地を割きて皇帝直轄の小領主を多く作るにあり。サクソニーを始めとし帝領に隣せる諸國此の難に遭へるもの多し。然れどもバーガンデー、デンマーク、ポーランド及びハンガリー王國の臣下は、全く皇帝の勢力以外にあり、ボミア王にしてモラヴィア公たるオットカル二世の如きは、オーストリア、スチリア、カルニオラ、カリンシア等を占有し其の全權を握れり。

無政府の状態及び貴族と都府との同盟 ドイツの皇帝の威權衰ふるや全く自衛の力を失へり。况や他を防衛するに於てをや。是に於てか國內全く節制を失ひ貴族、武士の類は私闘を事とし行旅を掠奪し、暴力を以て平民を虐使せり。ライン河畔及びスワビアの貴族は其の最も著しきものなり。ドイツの國內少しく高き處必ず其の頂上には城砦あり。是れ是等無頼なる貴族の根據地なればなり。されど世の進むに従ひ社會及び道徳上にも大變化を生じ、黄金の勢力

日を逐ふて盛大に、赴きしを以て、實業により富を致すの道に迂き貴族は掠奪により之を得る外道なく、黄金渴望の極途に昔日の武士的品性を失ひ、禮儀廉恥の風地を拂て空しきに至れり。斯の如き有様にて防禦同盟到る處に結ばれ、其多くはフレデリック二世の時に成れり。かくて小貴族が一方は家族的結合により、直系の死したる場合に其所領を相續し、他方には共通の費用を以て防禦用要塞を修築せんと、二個の目的を以て組織したる組合を「ガムエルブシヤフテン」といふ。其他商業保護の目的を以て都府が連合して作りたる同盟もあり、例へば十三世紀の中葉マインツ、トリエール、ケールンの大僧正の如き、ライン河畔の六十餘市と同盟を結び、一二五五年ウィリアムの批准を受け一定の形を爲すに至れり。連盟の諸市は三ヶ月毎に集會を開き河上に六百艘を常備するの義務あり。此の種の同盟中最も必要なるは、既に述べたるハンザ同盟是れなり。而して是等の同盟の當時都府に取りて有効なりしは其の人口の著しく増大したるにより知らる可く、而も皇帝も中流社會の援を得て貴族を抑へんと欲し之を獎勵したる形跡無きにあらず。特にフランコニア系の諸帝に於て然りとす。是等の諸市には夫れ、自治貿易

同盟ありしが其數漸く増すと共に、都府の貿易、製造政治上著大なる發達を遂げたること疑ふべからず。皇帝も始めは裁判事件、築城の注意、歳入の徴收には代官を派遣して之に當らしめ、僧正諸侯も亦同様の舉働ありしかば、市民は自ら是等君主の手より逃れんと欲し、冥々の裡に是等の職掌は市自ら之を掌るに至れり。次に各地方に於ても漸次之に倣ふ者多く、農僕の數次第に減少せり。是より先北ドイツにては十字軍及スラブ人との争にて人口減少しければ、ブラヴァント人、フランダール人、ホルランド人、フリース人之に植民し、市も亦喜て農僕を迎へ、市民の享有せる自由を是等の郊外に住する者にも與へぬ。されば貴族等も自然の勢として農僕の自由を認め之を好遇せざる可からざるに至れり。以上は第十三世紀の中國に於けるドイツの状態なるが、此の間はドイツが將來中央集權の立憲王國となるか、將た地方分權の聯邦國となる可きか、確に見定め得ざる時代なりしも、此後引續き起れる紛亂の爲め遂に後者に傾くに至りしなり。

オーストリア家の創立 一二七二年コーンウオールのリチャード死す。

當時無政府の状態は其の極に達し弱者獨苦み、切に帝國の秩序を維持し公安を保

護すべき人物の出でんことを望めり。其後一年を経てハブスブルグ家のルドルフ撰ばれて皇帝の位に登りぬ。此人勇氣ある、武士なれども、小貴族の一人にしてアルゼーヌ、スワビア、スイツルランドに散在し、未だ諸侯の班に列せざりき。其の即位の際諸侯の之れを侮蔑するを見痛く之れを抑壓せり。帝頗る理義に明に、イタリーの到底管理し難きを知り、フロレンス、ルツカ、ゼノア、ポロニアに其の獨立權を賣り、法王をしてエキザルケイト、ペンタホリスを確守せしめしが、唯ロムバードのみは收入確實にして、且つ巨額なるを以て其の管理を持続せり。帝はドイツ國內公安恢復の第一着手として地方權と帝權との關係を明かにし、ボヘミア王オットカル二世は疆土の大を恃み強項制し難きを憂ひ一二七八年ドイツの諸侯を率ゐて之をダニユープの左岸、マーチフイールド(ヴェンナの對岸)に攻殺し、ボヘミアをウエンツェルに與へ、女を以て之に妻はし、之を其の羈縻州とせり。此の事件の了るや彼はフレデリック二世の相續者が與へたる准許を悉く取り消し、諸侯が皇帝より僭奪したる權利財産の返還を求め、私闘を禁し強盜的貴族の巢窟たる夥多の城砦を毀ちて其横暴を制壓し、チューリンゲン地方のみにては新に破壊の城砦

七〇箇處に及べりといふ。斯くイタリイを棄て、全力をドイツ國內の綏撫に盡せし外更に自家直轄地の膨脹策に腐心し、オットカルとの戰皇帝に有力なる援助を與へたるチロル伯にカリンシアを與へしが、一二八二年に至りオーストリア、スチリア、カルニオラを其の諸子に分與し、是等の諸領を以てハブスブルグ家權力の支柱とし、其の翌年更に悉く之を長子アルバートに與へ其子の爲にローマ王の名を冠せんことを希望せしも撰帝侯の反抗に遭ひて此の企を中止せり。

スウイツルランドの獨立戰爭 一二九一年ルドルフ殂するや十ヶ月

間空位の後、ナッサウ家のアドルフ撰ばれて帝たり。帝は自ら十万ポンドを以て身をイングランド王エドワードに賣り、其の家の爲にチューリンゲンアを得んと企てしが、撰帝侯等之を喜ばず。却りてオーストリア家のアルバートを撰びしかば彼はウオームズ附近のゲルハイムにアドルフの軍を攻殺せり。時に一二九八年なり。新帝は年壯氣銳野心に滿ち、即位の十年間にボヘミアの王位を窺ひ、チューリンゲンア、マイツセンを圖り、遂にアルゼーヌ、スイツルランドを征服せんとし、却て諸種の困難に苦められ、次で帝はスイスを征服せんと企て却てウリイ、シュワイツ、

ウンテルヴァアルデンの三州人を激し、其の甥スワヴィア侯ジョンの怨を買ひロイスに刺殺されぬ^(一三〇)。帝の女にしてハンガリー皇太后たるアニユ父の怨を報ひんとて一千の無辜なる人民を虐殺せり。原と現スイツルランドの大部は、バーゲンデー王国の一部をなし、其の後一〇三三年ドイツの帝領となりしも市府の勢漸く熾に赴くに從ひ、ツリーツヒ、バゼル、ベルン及びフライブルヒ等の諸市其他の小州も次第に特權を許されしにアルバートに至り此の特權を侵害し、さてこそ此の不屈の山人を激せしなれ。時にオーストリア家の代官ゲスレル暴横にして、山人を虐遇すること其の極に達せしかば、人民の不平甚しく動もすれば反旗を翻さん形勢あり。アルバート横死するに及びオーストリアを相續せしレオポルト大軍を以て之を壓倒せんとし、却て一三一五年モルガルテルに大敗せしかば、ウリイシユワイツ、ウンテルヴァアルデンの三州同盟漸く膨脹し、ルチエルネ、ツリーツヒ、ツグ、グラリス、ベルンの五州相次で之に加はり、一三五三年にて八州同盟の締結完成し、ゼムパツハ^(一三六)及びネーフエルス^(一三八)の兩役全くオーストリアの武士軍を破りければ、皇帝も遂に此の地方に念を絶つに至れり。

ヘンリー七世及びバウリア公ルイ　ドイツの貴族は帝権の強大に赴くを防がんとて、ルドルフの死するや其の子孫の帝位世襲を許さず、弱小なるナツサウ家のアドルフをして之を嗣がしめたり。而るにアドルフも間もなく死し其の候補者撰定には大に苦心の結果ハプスブルグ家の再選を否認し、ルキセンブルグ伯ヘンリー七世を以て帝位相續者と認定せり。ヘンリー七世は即位後結婚政略によりて、ボヘミアを得、其子ジョンをして、王女に配せしめ、親ら兵を率ゐてイタリアに入りネーブルス王ロバート法王クレメント五世及びゲルフ黨の反對に遭ひ、已むを得ず身をヤベリン黨中に投じマツテオヴィスコンチを選びてイタリアの副王とし、ピサ、セノア、シシリ、に於けるアラゴン家の援助により間斷なくネーブルスを脅威せしが一三二三年暴に殞落せり。其の死因未だ明かならず。帝の死後復び空位を生じ、バウリア公ルイ及び皇帝アルバートの子、フレデリッキの二人候補を争ひけるが、一三二二年ミュールドルフの一戦にてフレデリッキはルイに生擒せられぬ。其の後和約整ひ兩帝並立となりしも、ローマ法王の命によりルイ一人の舞台と變せり。是より先きヘンリー七世はドイツ皇帝のイタリア干涉を復

興し復び法王權と争ひを生ずるに至り、ルイ四世もまた其の轍を履めり。されど帝は其の眞の敵の決して法王ならざるを悟り、之れと謀を合せてフランス王と争ひしも、其後形勢一變し、法王が全くフランス王の屬隸境遇に陥るに及び法王ジョン二十二世を異教徒と宣言し、ヤベリン派の傭兵長と結托し一三二八年ローマの市長ステアラ・コロンナの手よりローマの帝冠を受け、ジョン二十二世を廢し其の反對派のニコラスをして法王たらしめぬ。而れども法王ジョンの頑強なる抵抗には大に苦みけるが其後ベネデクト七世立つに及び聊か帝に好意を表せしもフランスの法王權に對する干涉は依然として已まざりしかば、エドワード三世(イングランド王)を煽動し、フランタール人も共にフランス王に抵抗せしめけるも効果甚だ少くルイは遂に過重なる精神的勞働に堪えずして讓位の決心をなせしかば、一三三八年フランクフルトに開かれたる國會は、ブラグマチック、サンクシオンを發布し、撰舉侯之を全國に報ぜり。是によりドイツ帝國の根本法則定まり、皇帝は神の意により撰舉侯の多數決により撰定せらる可く、ローマ法王の如きは之に關して敢て賛否の意を表する權なく、何人と雖も此の規定を犯すものは大逆罪を以て

論ぜらるべし云々。』と是によりローマ法王は、全くドイツ皇室は勿論國の内事に干渉すること及び帝冠を加ふる儀式さへも主宰することを得ず。ドイツの國民は全く法王より獨立するに至れり。かくて一三四七年ルイ四世死せしが生前ルキセンブルク家の爲にブランデンブルグ及びチロルを得しも、久しく之を維持するを得ず。唯チロンのみは一三六三年オーストリア家の有に復回しぬ。ルキセンブルグ家(一三四七)及び黄金文書(一三四七) フランス黨に反對なる撰帝侯等はルキセンブルグ家のチャールスの競争者として、イングラント王エドワード三世をして帝位を嗣がしめんと計りしも、王の承諾を得ざりしを以て、シュツルツブルグのガンサーを推薦せしに是亦毒殺せられぬ。是に於てボヘミア王は撰ばれて帝となりチャールス四世と稱す。チャールスは即位の始めイタリーに旅行し、徐に其の形勢を視察し遂にイタリーに對する權利を拋棄し、ヴェニスに與ふるにハドア、ヴェロナ、ヴェセンツァを以てし、ミランのガレアツォ、ヴェスコンチに抑留せられて、ロムバードの副帝號を之れに許し、ローマ、ピサ、クレモナ等處に擯斥を受け、皇帝の尊嚴を失すること其の極に達しぬ。然れども帝の時に至

り皇帝撰舉に關する法律を決して之を宣布したり。一三五六年ニユーレムベルヒの議會にて公布したる有名なる「ゴルテンブル」即ち黄金文書即ち是れなり。

(第一) 撰帝侯の數は七人を限り、其中三人は教界出身者たる可く、四人は俗人たる可し。即ち前者はマインツ、ケールン、ツリエールの大僧正にして、後者はボヘミア王バラチン伯、サクソニー公ブランデンブルク邊境伯是に當る可し。

(第二) 三人の僧侶出身の撰帝侯は大法官の職を帶ぶべし。即ちマインの大僧正はドイツ王國、ケールン大僧正はイタリー王國、ツリエール大僧正はバーガレンデール王國の大法官たる可し。

(第三) 帝室に關係ある四大職は必ず俗界出身撰帝侯之を掌らざる可からず。即ち捧杯長はボヘミア王、典廐の職はバラチン伯、サクソニー公は元帥、ブランデンブルグ邊境伯は侍從長の職に就くを要す。

(第四) 皇帝の撰舉はフランクフォートにて多數決を以て行はる可く、戴冠式はケールン大僧正、アイクスラ・シャペルに於て之を執行し、其の即位後第一回の議會はニユーレンベルヒに開かるべし。

(第五) 撰帝侯の職掌地位は世襲にして爪文せらるゝことなかるべし。

此の法令及び一三三八年のブラグマチックサンクシオン發布以來、皇帝の撰舉に關する争漸く減少し、且つ帝王の猥に諸侯の領地を沒收することを禁ぜしと雖ども帝は毫も之を顧みずして下ルザチア、全シレジア及びブランデンブルグを掩有せんと試みしも成効せざりき。

帝歿し、一三七八年其子ウエンツェル撰ばれてイタリー王となりしが彼も亦帝領を售りて自己の家領を膨脹せしむることのみ考へしかばドイツは私闘を以て亂れ貴族は市民に對する負債を償還するを拒めば、市民は又同盟して負債の償却を之に迫り、紛亂底止する處を知らざりしかば、ニユーレムベルヒの國會は公安恢復の目的を以てドイツ國內を四大管區に分ちしも(八一三)毫も効果を奏せず戰亂引き繼ぎ絶へざりき。ウエレツェルに次てバワリア王ルベルト立ち在位十年。ウエンツェルの弟にしてハンガリー王、ブランデンブルグ撰帝公たるシギスムンド嗣立す。在位の間に於ける大事件はコプスタンス會議(一四四)及びフツスの戰なり。フツスは、ボヘミアに生れ博學にしてウイックリフの所説を悦び法王反對の説を國

中に觸れ廻り且つ書を著はして公然之を攻撃せしかば、法王に破門せられ親らコプスタンスの會議に駢へしも聽かれず、一四一五年遂に火刑に處せられ、其徒弟ゼローム亦之に殉死せり。全ボヘミアは報を得て一齊に反旗を翻へし、貴族の一人ジョンチスカを推して將としボヘミアを横行し、行く行く寺を焼き僧を殺し皇帝の差し向けたる官兵八万を破り、兩眼明を失するも猶ほ諸種の報告を得て隨時指揮を掌り毫も屈する色なし。バゼル會議は遂に屈し兩種の聖餐を受くる特權を與へ之を「ウトラキスト」と稱せり。

オーストリア家の帝權恢復(三一八) 皇帝シギスムンド死してルキセンブ

ルグ家絶へ、其の義子アルバートは再びオーストリア家の帝權を恢復し、其の推定相續者たるラデスローは唯ボヘミア及びハンガリーを嗣げるのみ。一四四〇年オーストリア家の支流スチリア派のフレデッキ嗣ぎぬ。ドイツ皇帝にして帝冠を得んが爲めイタリーに赴きしは此の人を以て最後とす。而して撰帝侯等が一三〇八年に與へずして今一四三八年又は四〇年に至り帝冠をオーストリア家に奉りしは、既に此の稱號をオーストリア家に與ふるも彼等の權力を剝奪する惧なく、

却てトルコ人防禦の爲にはヴェンナを帝都とし皇帝をして此處にありてドイツを統一せしむるの利便なるを感じたればなり。而も皇帝は己を待つこと頗る高く、ヨーロッパ全洲の諸君主を其の従屬視し國內の民衆多きに誇り、傲然セオドシ、ス帝やチオクレシアン帝の再現を以て自任せしも、其實帝權薄弱にして一步國外に權力を振ふこと能はざりき。げにや帝國の主宰者たる皇帝は歳入、兵力、司法權を有せず。國會の決議に對する其の禁止權すらも自由に行使するを得ざりき。抑も當時のドイツ議會は凡そ三個の團集より成れり。即ち第一團は撰帝侯第二は諸侯第三は市の代表者の團集是れなり。其の權限は和戰の問題を決し全國に施行すべき諸種の規則規定及び法律を制定し、皇帝には唯是を實行するの義務のみ負はせたり。されど皇帝は采邑の主、死するか又は他の原因により采邑持主を失ふ時は是を自由に行使するの權を有せり。かくて帝室直轄地は漸次其の存在を失ひ貴族の領有に歸し、且皇帝の撰舉ある毎に新帝は常に是等貴族の特權を承認せざるを得ざりき。斯くドイツには中央に大權力を欠ぎしのみならず、帝國を組成せる數百の小國其の特有の組織を有し七撰舉侯は其實王國と稱すべく、諸

侯國は小王國、諸都府は小共和國と稱するを得べく、是等諸種の政體はドイツ國民の所謂神聖ローマ帝國の窯爐中に相撞突し、帝國はイタリヤと同様大分裂の状態に陥り勢力薄弱元氣衰微近世に至りて、ヨーロッパの權力爭奪の中心、血河屍山の巷、野心の飼食となり畢んぬ。

第五章 スペイン、スカンデナヴィア、及び

スラブ諸國

一一五二年より一四五三年に至る間のスペインの状態　スベインに於けるマホメット教徒の征討は、アラゴン、ポーチユガル、カスチールの三國の盡力により略ぼ完結せしが如きも、ムーア人は猶ほ二百五十年間確乎たる立脚地をグラナダに失はざりき。一二五二年頃にはアルフォンソ十世カスチールを管せしが、カストロ、ララ、ハロの諸家互に權を争ひ其極却りてムーア人の援を求むることさへあり。王と雖ども亦斯の如きことあるを免れざりしを以て廢せられ一二八二年其の第二子ドンサンチヨ一代りて位に即きぬ。されど先王アルフォ

ンツ十世は「賢者」の目あり。天文學の智識に富み「ラス、シエテ、バルヂダス」と稱する法典を出版せし事あり。ドンサンチョーの即位に對しては多少の異議あるを免れざりき。されど是に嗣ぎて王位に即きたるフアーヂナンド四世及びアルフオン十一世の幼弱はカスヂールに新困難を惹起せしも、アルフオンは一三四〇年大にメリニードの攻襲を退けアルヂールを陥れたり。其後ビータークルーエル嗣立するに及びトランススタマラのヘンリー二世はフランスの後援を得て之も位を争ひ、フランス將デューグスクランと共にビーターを攻めければ、ビーターは黒太子と結びて、グスクランを破り之を生擒せり。其の放還せらるゝに及びグスクランは再びモンヂールにビーターを破りければ、ビーターは親らグスクランの陣營に入り講和の談判を開かんとせしに、ヘンリーを見て之と格闘して刺殺せられぬ。時に一三六九年なり。かくてポーチュガルとの無効なる戦争はヘンリー二世の子にして相續者たるジョーン一世の時代を蔽ひき。ヘンリー三世繼て立ちぬ。此人其の軀軀の倭小にして病身なるに拘はらず性剛毅果敢。即位の後一日事に托して國內の大身二十余名を宮廷に召し之をして服従を誓ひ且つ彼等の侵

奪せる王領を還附せしめ將來の課税を宣言せり。王不幸にして王權恢復の業を遂ぐる能はずして夭死し、其後ジョーン二世ヘンリー四世相繼て嗣立せしも、王權の萎縮は日を逐ふて甚しかりしが會々イサベラ及びフアーヂナンド、ゼカソリック出づるに及び局面に一轉化を生ぜり。

アラゴンにては内治よりも外交に忙はしく、十二世紀の始めビーター二世アルピゼンスを征して効なく、其の世紀の晩にシシリアン、ヴェスパーの後シシリア人の懇願により其の王位を受けしも、ゼームス二世はアナニの和約により之を捨てしがシリー人猶ほ其の治下に屬せんことを請て已まざりき。アラゴン家は十四世紀の全部をサーヂニア獲得運動に費し、之が爲めゼノア人と間斷なく戦ひしが遂に法王の准許を得て西地中海の權を制握しぬ。一四一〇年バルセロナ家滅び之に屬するあらゆる稱號はカスチールの王子、フアーヂナンド、ジャストの手に歸せしが、其の長子アルフオン五世はネーブルス女王ゼーンに養はれアンジウ一家と權を争ひ、次子は結婚政畧にてナヴァール及びアラゴン家を併せしが、此の合併は唯一時の現象に止まり、其の死後ナヴァールはフオア家に移り後更にアルブ

レツ家に歸せしが其の嫡女は婚をブルボン家に結べり。フアーチナンド・ゼ・カッ
 リックは實に此の王の次子にして一四六九年カスチール家のイサベラと婚して
 統一の業を遂げ、スペイン史の光輝ある時期を形りぬ。而してカスチール家の歴
 史は殆どムーア人との戦闘を以て滿されたるも敵人の近くことある毎に如何な
 る階級の人も其の宗教及び邦國防衛の任に當り得たるを以て、最下級人と最高級
 人との間自ら懸隔なく最下級の人と雖ども農奴の憐む可き境遇には陥らざりき。
 かくて彼等は敢て成功を急がず、一步一步之を窘蹙するの方針を取れり。其の戦
 局の進むに従ひ貴族は全國到る處に城を築き、新征服の市には補民者を派して之
 を防護せしめ、城中の貴族都府の市民は殆ど獨立の姿なり。一〇二〇年アルフォ
 ソ五世はレオンの市に特權を與へ其高官の施政方針を指示し、同世紀中他の數
 十市にも同様の特權を與へ法官及び市政官の撰擧權を與へたり。而して國王は
 民會に唯一の監督官を派せしのみなるも、アルフォンソ十一世の時より猶ほ重要
 なる權限を之に賦與せり。抑もカスチール國人の階級は凡そ三部より成れり。
 第一を、リコス、ホムブルスと云ひ大地主の貴族にして、第二をカバルロス又はヒダ

ルゴスと云ひ、租税の上納を免るゝ代りに騎兵の任務に服すべき小貴族を云ひ、第
 三をベシネロスと稱し、租税上納の義務を有する市民より成る。一一六九年以來
 市民の委員は「コルト」即ち國會に出席するを得しが、其の權限は次第に増大し一三
 九三年ヘンリー三世の爲に課税を議決するや、此上猶ほ増税を要求せらるゝ如く
 んば、謹て王命に従ふ可きも之を實行せずと宣言し、其の不撓なる氣風の一端を漏
 らせり。又市民は王權抑制の手段として「ヘルマングッド」即ち博愛團なるもの
 を組織せしことあり。

アラゴンにては「リコス、ホムブル」は眞の封建貴族にして王より爵祿を受け其の
 報酬として軍役に服すべきなり。其の下に「メナデル」あり。是も直隸の臣には
 相違なきも「バロニー」の名を有する所領を受くる事なし。其の下には更に「インフ
 アンソーン」あり、單に武士又は紳士と稱す可きものにして、最下級には平民都府の
 住民地方の小作人等あり。此の小作人等は最初甚だ虐遇に遭ひしも其後生活は
 漸次容易に赴けり。而してアラゴンの國會は凡そ四級より成る。即ち高僧及び
 將軍貴族即ち「リコス、ホムブル」士騎級即ち「インフアンソーン」及び都府の委員是れ

なり。而も此の王國は頗る統一を缺ぎアラゴン、カタローニア、ヴァレンシアは各特有の議會を有す。

當時隣邦ポーチユガルの有様を見るにバーガンデー家の私生兒たる、ジョン一世は一三八五年「アルジュバロツタ」の大勝以來カスチーの干渉を免れ、且つムーア人の勢力も漸次半島以外に驅逐され天下復武を用ゐるに地なきを以て國民の注意をアフリカに轉せんと欲し、一四一五年キュータを取りぬ。ジョンの季子ヘンリー旅行を好みセント・ジーンセント岬のザグレ村に住し其の身邊には常に堪能なる地理學者を集め、海軍學校を興し、其の收入を擧げて之を航海事業に投ぜり。されば其の結果は着々として現はれ一四一九年二人の航海者はマデイラ群島の一なるポルト・サントに着し其後暫時にしてザルコなるもの再び之を發見し之にマデイラの名を與へたり。かくて又豊饒なる地にはサイブラス又はタリート島より葡萄樹を移植し、シシリより甘蔗を得て栽培せり。法王マルチン五世はヘンリーの事業を賛し、之にカナリ島より印度に至る征服權を與へぬ。其後一四三四年に至りギル・アンヌと云ふ者ポジャドル岬に達せり。此頃ポーチユガルに

はアフリカ會社と稱する者ラゴスに起り、政府より特權を得て航海事業に従事し、ブランド岬、ザード岬(四一四)を廻りアソール群島を發見し、アフリカ西岸の土人と貿易を行ひ、將にアフリカの南端を廻りてインドに達せんとするに至れり。

スカンデナヴィア諸國

フランス、イングランド、スペイン、イタリア、ドイツはヨーロッパの南西部にあり。ヨーロッパ文化の中心たれども獨り是等の諸國のみにて中世史を全く填充する能はざるは勿論なり。即ちヨーロッパの北部にはスカンデナヴィア諸國(スウェーデン、ノルウェー、デンマーク)あり。東部にはス

ラップ諸國(ポーランド、ロシア)ありて蒙古人に接し遙にアジア洲の中心に連り、南部にはハンガリー人(マチャル人)及びルーマニア人住居し、其の南にはオットマン・トルコ人ありて、東ローマ帝國を常に侵襲せり。而してスカンデナヴィア人の中世紀初半に於ける侵略的奪掠的行爲に就ては、既に述べたるを以て茲に贅せず。基督教の光、是等北方の天を蔽ふに至りしは、九世紀の頃デンマーク人の改宗を以て始まり。クニユート大王に至り傳導事業全く畢り、十世紀にはノルウェーの改宗十一世紀には、スウェーデンの改宗あり。スカンデナヴィアの戦士も十字軍に

加はりし事さへあり。

デンマークにてはクニユート六世(八一)及びウアルデマー(〇一三)あり。ウアルデマーの時エルメ河の上流にウエンド人を破り、デーン王、ジャットランド公、ノーグルビンデア卿の稱號を兼有し、ハムブルグ、リューベツタ、メクレンブルグ、エストニア、ホルスタインを統治せしとあり。王又法典編纂の業を遂げ、多くの學生をパリ、大學に留學せしめ、西歐の文化を吸取するに勉めたり。されど其後約一世紀の間は争亂絶ゆる時なく、ウアルデマー三世の時遂にエストニアを獨逸武士に奪はれ、ハンザ同盟と争ひて一三七〇年スプナルズンドの和約によりバルト海の海權を失ひき。されど此頃より國內次第に殷盛に赴きウアルデマー三世の女マーガレットの時に至り、スィーデン、ノルウェーを併せ三國に君臨せり。

スィーデンは中世の初期には屢國王撰擧の争により國內の紛亂を醸し、が、スワーカー王の時ローマ法王の使節ニコラスブレイクスピアの努力により基督教會の組織此國に成れり。其の嗣エリックセセレントの時更に基督教をフィンランドに傳へアボ市を建設しぬ。一二五〇年エリックの家紀をフォルクンガー

家のバーチアー、國民の推薦により王位に即きたる己が子ウアルデマーを輔け頗る治績あり。ストツクホルムを新設して舊都シグツナに代へたり。されど其の繼嗣庸劣にして大に王權を失墜し、尋でマグナス二世に至り、スィーデン、ノルウェーを合し、が、元老院は其の二子エリック及びハコンに兩國を分與せしも、エリックの死するやスィーデン人は、メクレンブルグのアルバーマを王と宣告せり。而も王に伴ひて宮廷に入りたるドイツ人に快からず。且つ王のゴットランド島をデンマーク王に與ふるに及び人民の激昂其の頂點に達し之をノルウェー王妃(デンマーク王女)に上訴するに至れり。

ノルウェーの國狀は之をスィーデンに比するに一層困難にして一二六三年迄撰王制の國なりしが、此時マグヌス六世出で、王權の擴張に努め、貿易を奨め、港灣を深くし、法律を制定し、治績頗る舉りけるが、其後漸次王權の弛緩を來し、マグヌス七世を経てハコン六世に至り、デンマーク王女マーガレットと婚し子のオラーフを擧げぬ。會々デンマーク王ワルデマー三世殂し、オラーフ入つて大統を嗣ぎしがハコン六世死するに及びオラーフ又ノルウェー人に推され母マーガレット攝

政として兩國を兼統せり。かくて隣國スイーデンにては新王メクレンブルグ家のアルバートに不満なるを以てマーガレットは其の國人の求めに應じ、一三八九年ブアルケーピングにアルバートを破り三國を統治するに至りしが、一三九七年の「カルマー合一」にて統一の業完成せり。是に依れば北方の三王國は永久合一の同一の王を戴き攻守同盟を結び防禦同盟を結ぶ可きも法律憲法等は三國各其の特有たる可し云々とあり。然れども此の大合一は單に一時の現象に止り、一四一二年マーガレットの死するやエリツクの時シュレスウイツヒ、ホルスタイン先づ叛き、遂に其嗣クリストファアの死に至りて全く瓦解せり^(四八)。即ちスイーデンは分離してチャールスクナットソンを戴きチャールス八世と稱せしめデンマルク、ノルウエーの二國は合一の儘にてオルデンブルグ家よりクリスチャン一世を撰びて王とし、シュレスウイツヒ、ホルスタインをデンマルクに奪ひ還しぬ。

スラーブ諸國　バルト海及び北海の間に横はれるスラーブ諸國にては九世紀以前に於ける歴史確かならず。傳説によればビヤストといふ者同名の王朝を創めしが、遙かに後世迄繼續しポーランドに於ては一三七〇年迄シンジアにて

は一六七五年迄存立せり。而してポーランドの基督教化せしは十世紀の頃ドイツ皇帝オット一世が僧正をポーゼンに派遣せしを始めとし、オット三世はグネーゼンに大僧正を置きクラヒウコールベルグ及びブレスロウの僧正をして、之を補佐せしめたり。當時波蘭はドイツ皇帝の主権の下に有りしかば屢ドイツの内政に關係せり。ポレスラブ一世の時に至り始めて王號を受け、此時以來此國は完全なる獨立を得るに汲々たり。ポレスラブ三世^(一一三〇—一一三八)立つに及びボメラニア人を征服し之をして強て基督教を奉ぜしめ勢甚だ熾なりしが其の國を諸子に分つに及び再び舊時の分裂状態に陥りシレジアはポーランドと分離して、獨立の侯國となりしが、曩にポーランド人を助けてプロシア人に抗したる獨逸武士團はバルト沿岸の權を争ひ、ボメラリアを奪ひダンチツヒを取りぬ。されどロケテツクはポーゼン、及びカリスク公國を合併し王號を得て統一の業を遂げ、カシミール三世は北方及び西方に於ける活動を中止し、ロシア人より赤ロシア、ポドリア、ウオルヒニア等を奪ひければポーランドの國境はニールボル河に達したり。

カシミール王はポーランド繁榮の新紀元を開きたるも一人の子もなく、ビヤス

ト家の直系茲に絶えたるを以て其甥ハンガリーのルイを撰び王となさんと欲し爲に貴族の特權要請となり、貴族は免稅されたり。「バクタ、コンヴェンタ」の起原は斯の如し。而るに此王も亦子なくルキセンブルグのシキスムンドを繼嗣たらしめんと望みしも貴族は之を肯ぜずして、リヌアニア大公ジャゲロの基督教に改宗するを條件とし之に王冠を與へたり。此時よりポーランドの疆域益々大に、四周の諸國民に對し大威壓を加へ得たり。當時獨逸武士はサモヂチアに勝ちエストニアを買ひオデル河よりフィンランド灣に至る一帶の地に彌蔓せしが、ポーランド、リヌアニア合一成るに及び漸く其の壓する處となり一四一〇年タンネベルグの敗戦サモヂチア、スダヴィアを割き、一四六六年トールン條約により、獨逸武士の勢力は僅かに東フロシアの狭小なる一角に蹙るに至れり。ジャゲロ王の威勢は斯の如く盛なりと雖も内にありては貴族に屈從せり。當時貴族の委員として「メシチホ」と稱する一團と、勇猛無頼なる「ヂエチーン」と稱する一群あり。共に王を脅迫して特權獲得に維れ日も足らず。

更に眼を東方に轉ずれば、八六二年北方の海賊群の長リユールツクがノヴゴロ

ツド占領以來猶も歩を東方に進め、ニール河畔のキエフを奪ひて之を首府とし次世紀にはコンスタンチノーブルと通じて基督教に改宗せしが、ウラヂミール一世(九八〇—一〇一五)及ヒヤロスラフ一世(一〇〇五—一〇一五)に至りてキエフ大公國の勢威頓に昂りぬ。されどヤロスラフ死し其の領地も諸子の間に區分され、優上權はキエフ大公國よりウラヂミール大公國の手に移りぬ。而るに十三世紀に至り俄然東方に蒙古人の崛起するあり。一二三七年にはモスコフ其手に歸し、キエフ大公國斃れウラヂミール國も其の朝貢國となりポーランド、シレジア、モラヴィア、ハンガリー等相繼て其侵略を蒙りロシアも二世紀の間「ゴルデン・ホルド」の羈絆の下に呻吟し其間往々之れに抵抗を試むるものありと雖も毎に効なく、イヴァン三世(一四一五—一四五〇)の時迄は決して其の抑壓を免るゝこと能はざりき。

ダニユープ河流域の人民　ダニユープ河一帯の地は恰も東方アジアより西方ヨーロッパに至る可き通路に當れるを以て古來各種の人種相尋て此地に入れり。即ちガリア族、ダキア人、ゴス人、アジアよりの蠻族、ハン人、アヴァール人、ブルガリア人、ベチエネツク人、カザイル人、クーマン人、ハンガリー人、マヂアル人、最後

にスラブ人あり。余輩はハンガリア人の中央ダニュープ流域に植民せしことにつきては既に述べたるが一〇〇〇年頃に至りヴァイク公君臨し王號を受け法王シルヴェスター二世は之に「天使冠を與へたり。是れはハンガリーに王たるもの、即位の大禮には必ず着用すべきものにして、其の出所に至りても諸説紛々として歸一せず。此王即位の後セントスチーブンと稱し國內を八族に分ち、イスバ_ンをして之を管理せしめたり。「イスバ_ンとは宮内大臣に當り大權力を有するものなり。次で各郡よりは議會に二三の代表者を出し都府は勢力微弱なる爲め之に與らず。是より先き、アルバッドに従ひハンガリーに入りし者約一百八家に及びしが、各家免稅地を有し所謂貴族の階級を形り、其下に王の直臣ありて、其の所領に對し、軍役の義務を有す。更に其下にはドイツ殖民ありて特權を有する平民の階級を成す。而して自由農民、農僕、奴隸は順次更に其の下に班せり。降て十一世紀の中頃ドイツ皇帝ヘンリー三世大にハンガリー人に搃ちハンガリー人より放逐せられたるビーターを王位に復しレイタの西方をドイツ領とし之を東邊境、オーストリア中に加へければ國人怒てビーターを殺しドイツに叛けり。ラヂスラ

ヴー一世に至り國土大に膨脹し、東はワラキアに蟠踞せるクーマン人に搃ち之をテイス河畔に住せしめ、トランシルヴァニアのベネチエツグ人を破りて、マチャール人の主權を承認せしめ、ドレーブ河よりラグサに至る間のクロアチア人を征し、爾來ハンガリー王は其の王號に加ふるにクロアチア並にダルマチア王の名を以てせり。其後ゲイサ二世(一一四一—一一六四)の時に至りサクソニー及びフリジアの植民者を招撫し特權を與へて之に住せしめ、七個の都府を丘上に設け、ヘルマンジュタットを其の首府とす。ドイツにてトランシルヴァニアの事をジューベンピュールゲン(七都府)と稱するは此の事實に基けるなり。アンドリュウ二世(一二三〇—一二三五)の時國力を糜して第五回十字軍に加はりて効なく其の勢漸く衰へんとせしかば、一二二二年金字文書を發布し、王にして貴族の特權を破毀するが如き事あらば、武力的抵抗を受くるも之を反亂と認むるを得ざるを宣言せり。かくて一三〇一年に至り法王ボニファース八世はハンガリーを以て自己の管轄に屬する所領と見做し其の王位はネーブルスに於けるアンジウ家のチャールス・ロバートに歸すべきを宣言しぬ。蓋し此年連綿として數百年繼續し來りしアルバッド家の男統斷絶したれば

なり。新王朝の中最も名ある人はルイ大王(一三三八二)にして二ビネーブルスを征し、サーヴェイア、ボスニア、ホルダヴィア、ブルガリアを征し、ポーランド王カシミール大王の死後其の大統を継ぎ、トカイの地に有名なる葡萄園を栽培せり。當時ハンガリーの國境はカツタロ河口よりヴェイヌチユラ河口に及び、オーストリアより黒海に達せり。而れども王は嗣子を有せず。其の墳土未だ乾かざるに邦土は既に四分五裂し、其女メリーはドイツの王子シキスムンドと結婚し、之をしてハンガリーの王位を相続せしめしに、王は一三九六年トルコ人をニコポリに征して大敗し、一四一〇年撰ばれてドイツ皇帝となりしが、不幸にして男子なく、其女はオーストリア家のアルバートと婚しければ、一四三七年に至り始めてオーストリア、ハンガリーの合併を見るに至れり。然るにアルバートは在位僅に二年にして死し、其子ラヂスラウ全國民の推戴により王位に昇りぬ。此時オットマン・トルコ人の西侵益々激しく、攝政ジョン・フンヤチーの如き奮戦最も勗め、ヨーロッパの安危を一身に擔へり。

ギリシア帝國、オットマン・トルコ人、及びチムール 第四十字軍の

經營に係れるラチン帝國は一二〇四年に起り、一二六一年ニケアの第五の帝シケール・パレオログスの滅す所となりしが、其の王朝は一四五三年コンスタンチノールの陥落に至る迄繼續しぬ。而れどもギリシア諸王子の盡力も國力の膨脹を促すに足らず。ダニユープの左岸にはハンガリー人、右岸にはサービア人、チガリア人あり。トルコ人は既に小亞細亞の十分の九を侵食し、アンジウ一家のチヤールスは遙に西方のネーブルス王國より之を脅威し、國勢日に凌夷に傾きしが、帝死しアンドロニクス二世の時に至り、トルコ人の西侵益々其の歩武を進めければ、帝防ぐ能はず、屢に刺客を縱ちて其の首領を殺し、一時の危難を免れしも間もなく其子アンドロニクス三世の黨與に幽閉せられぬ。されど此帝も亦庸劣にして徒らに神學上の空論に耽り、戰爭の事に關しては一切之を其將ジョン・カタクゼヌスに委任せしも、帝の歿後皇后之と隙を生じ、カタクゼヌスは僭して帝と稱し、トルコ人と同盟し、オスマンリーの援を得て先帝の子ジョン・パレオログスと戦ひ、大勝を得てパレオログスを寺院に幽閉しぬ。其後幾もなく、パレオログス黨勝を得てカタクゼヌスを拘囚せり。以下少しくトルコ人に關し述ぶる處あらん。

カリスム在住のトルコマン會長オスマンは一二六九年頃小亞細亞に現はれしが、セルジューク、トルコ滅亡の際なれば難なく領地の擴張を遂げ、一二九四年更にイコニウムのスルタンを倒し、降て一三二五年にはビシニア州のブルーサを攻略するに至りしも其の死するや僅に匙、鹽壺、禮服、新頭巾、馬若干頭、牛羊の群を遺産として其子オルカンに遺せしのみ。オルカン立つやニコメデア、ニキア、ビシニア、ミシアを征服しオスマンリーは更にボスフォルス、プロボンチス、ヘレスポント一帯の沿岸を占領し近くコンスタンチノールの美麗なる市街を觀望し得る點迄進撃せり。是より先きギリシア皇帝は其の敵手に抗せん爲め援をトルコ人に請ひければ、ソリマン帝は兵一萬を率ゐてブルガリア、スレースの地を掠奪し歸途備さにギリシア堡壘の不完全なるを觀察し、時に時機を俟ちしが此時急に部兵三十九人を筏に載せて對岸に渡り、震災後に乘じガリポリを急襲し、一三五六年始めてヨロップに於ける第一の立脚點を得たり。會々ソリマン誤て馬より落ちて死し、其弟アマラト(ムーラット)嗣立す。時にソリマンの父オルカン七十歳の高齡を以て政務に當りけるが是より先オルカンは既に猛勇なる「ジャニザリー」隊を編成し領

内の行政及び司法機關を整へ各州に知事(バシア)を置き之が管轄の任に當らしめたり。而して此の軍隊の組織の全く成立せしはアマラト帝の時にして主として基督教徒より奪ひたる健全なる小兒を養ひ之に回々教的法律を加へ嚴重なる訓練を加へ、ハツジ・ベグタツシユの創立したる宗教團體と此の新兵との間に連絡を通じ、ハツジ・ベグタツシユをして之に命名せしむ。老聖人即ちこれに「イエニチエリー」の名を與へ之が常勝健全を祈れり。又此の聯隊の指揮に當る可き佐官を「シエク」と云ひ、各兵營には八人の僧住み込み、オットマン帝國の安全特に「ハヂ・ベグタツシユ」の軍隊の成功を祈りて士氣の鼓舞を計れり。且つスルタンの軍隊の健康に意を用ゐること深きを示さんが爲め其の官吏は自ら食汁の檢察官なりと稱し之が歡心を求めたり。而して此のイエニチエリーは主として歩兵より成り、スバヒは正騎兵をなす。是等の兵種には何れも戦功に應じ所領の賞賜あれども、世襲ならざるを以て封建制度を組織せず。他の諸税免除の條件の下に領内基督教徒の一部は軍馬の監督輸送の任務に當り、一隊の奇兵隊は更にアサツブ(歩兵)及びアキンジ(騎兵)の名を以て、正兵隊たるイエニチエリー及びスビヒを輔けて野戰に

従事す。此の強勢なる軍隊組織は到る處に効を奏し戦ふ毎に撻たざることなかりき。

ソリマン既にトルコ人の爲にヨロツバ侵入の門戸を開きければアマラトに率ゐられて突進せしも、直に首府コンスタンチノールを衝かずして鋒を其の四周の地に向け一三六〇年アジアにてアンキラを陥るゝと同時にヨロツバにてはアドリアノールを占領しぬ。時にギリシア帝ジョン・パレオロガスはトルコ人の鋭鋒に當り兼ね、親らローマに赴き援を法王に請ひけるも事諧はず。此の旅行に殆ど其の全財産を消糜しければ歸途ヴェニスにて債主に抑留せられ、其子ニニユエルは其の所有品を悉く賣拂ひて父の身を償ひたり。かくてコンスタンチノールの勢日に蹙まり、今はパレオロガスも貢をスルタンに納れ其の臣たるを甘ずるに至れり。是に於てバルカン半島の北方ダニユール河流域の基督教國民は一三六三年相合一してトルコ人を破らんと企てしもアドリアノール附近なるマリツアの一戦、同盟軍全敗し、オットマン帝國の威スレースに確立せり。尋てアマラトは一三八二年ブルガリアの首府ソフィアを取り、一三八九年にはサ

ルビア及びボスニアの太子とカツソツアイアの大平原に激戦し大捷を制せしもセルビア人コピロヴイッチなる者驪をスルタンに報ゐんと欲し、トルコの陣中に忍び入りてスルタンを暗殺しぬ。是に於てサービアの王子は生擒せられ其の高官は悉く虐殺に遭へり。トルコ人はアマラトを呼ぶにコドヴェンチカー(神の勞働者)の稱を以てせりといふ。其の子バジャゼット嗣立しイルデルム(雷電)の目あり。新スルタンは小亞細亞遠征を試み此の地方に於けるギリシヤ諸都府を征服せしが、一三九六年北轉ダニユールに向ひハンガリー王シギスムンド及びバーガンデー公子ジョンの率ゆるフランスの騎士軍と戦ひ、騎士軍を塵滅し進でサープ河に進入しセツサリー、モレアに入り、一三九七年アルゴスを陥落せしかば、オーストリア以西の諸國迄も之を傳へ聞きて震駭せり。かくトルコ人の勢は旭日冲天の勢あるを以て、ギリシア帝パレオロガスは金三万と小亞細亞に於けるギリシアの諸市の征討軍援助の目的にて一万餘人を出し僅に壊滅を免れしが、會々意外の邊より有力なる援助現はれたり。

マターレン(チムール)はゲンギスカンの女統より出づ。其父はサマルカンド附

近に些少の領地を有せしのみなれども、テムール性勇敢戦を善くし一三七〇年には既にサマルカンド汗を破り、カリズム及びカシユガル王国、ベルシアを征し、一三八五年には裏海の南方に出て、トリス、カリス、デフリヌを取り、コーカサス及びアルメニアの山人に勝ち翌々八七年には、イスバハンに大虐殺を行ひてアツチラ以上の蠻力を逞くし、一三九〇年には南ロシアに入りてゴルデン、ホルドの帝國を顛覆せんと企てヴォルガ附近に大勝を得。其の後二年バシアの殘部を征しバグダッド、バツソラモスルに入りしが偶々事を以て再びキプチャックと争を生じ兵四十餘万を率ゐて之に侵入し、モスカウ附近に至る迄擄掠しけるも飼草の缺乏と氣候の嚴寒に遭ひ全キプチャック(欽察)を亡すに及ばずして兵を退けぬ。されど此の一舉は確に後年ロシア獨立の基を開きしものなり。一三九八年タマーレンは齡既に六十二歳に達すれども元氣毫も衰へず。九萬二千の騎兵及び無數の歩兵を率ゐてインダス及びガンヂス兩河の岸に突進しデルヒ市を屠り印度の王子を震懼せしめけるが、其の翌年には既にコーカサス附近のジョーヂアに轉戦し、ギリシャ帝及セルジュイクトルコの王子の遣はせる使者を延見して、備さに事情を聽

き書を贈り、期を刻して會戦を約し、戦前先づエジプトに向ひてスルタンを破り、アレppo、ダマスカス、バグダッドを焚き、一四〇一年バグダッドに九萬人の頭より成れる方尖石と、アレppoの大塔とを築き戦捷の紀念に充てたり。翌一四〇二年六月十六日バジャゼット及びテムールは四十万のトルコ人と八十万のモンゴル人を率ゐてアンキラの野に會戦し、テムール全勝を制しスルタンを生擒し、小亞細亞を全く征服し、スミルナに至る迄侵入せしが、更に東方に支那帝國あり、之を斃すの得策なるを思ひ東方に轉進しぬ。而るに一四〇五年三月十九日に至り此の猛勇無双の老軍人は溘焉世を辭し、其の死後幾もなくして其の廣大なる領土も四分五裂土崩瓦解の運に陥れり。

アンキラの大敗後バジャゼットは猶ほ一年の餘命を保ちしが、其の帝國は僅かに些少の動搖ありたるのみにて一四一三年マホメット一世嗣立せり。然れども一四二一年に至り其の子アマラート二世帝位を相續し、コンスタンチノープルを攻圍しけるも、アマラードは其の弟ムスタファの反亂鎮定の爲め圍を解てアジアに歸へり、セツサロニカ、ネグロポント、カンヂアの領主ヴェニス人及びギリシアの小

君主を攻め、一四三〇年是等の地方を占有しぬ。

ハンガリー人は從來ダルマシア、サービア、ワラキア、ツランシルヴァニア等諸方に戦ひしが、アドリア海、ダニユーブ河、カーパシアン山の三方より侵襲し來れるオットマン人を撃退せんには強力なる準備を要するを觀、親ら此の大敵退治の衝に當らん事を請ひしものあり、ジョン・フンヤデーと云ふ。彼は一四四二年ヘルマンシュタットに二万のトルコ人を屠殺して、連りにダニユーブ附近の諸市を恢復せり。時にギリシア皇帝はカソリック諸國の援を得んことを期してカソリック及びギリシア兩教の合併を提言せしも、カソリック諸國の僧正の抗議に遭ひ議諧はざりき。されどトルコ人の進撃は大にヨーロッパの反動を起し、ポーランド王兼ハンガリーの攝政ラデスラウは法王の使節と共にブルガリアに進みければ、アマラートも心安からず頻に媾和の談判を重ね、フンヤデー亦之に贊せしも、獨り法王の使節のみ異教徒と條約を結ぶは耻辱なりと考へ、之を承諾する色なかりければ、十字軍はヴァルナに進み、アマラートは之を激撃し、殆ど之を全滅し、フンヤデーのみ少許の殘兵を率ゐて戰場を通れたり。されどアマラートは到底基督教國民を悉く

塵滅すべからざるを知り、路を轉じて一四四六年モレアを征服し、エピルスを襲ひ其の山中にて勇敢不屈のジョーデカスブリオットを獲、之をスカンダーベツグと名け、之が懐柔には大に苦心せしが、一四四三年トルコのフンヤデーに敗らるゝに及び、斷然トルコに叛き、激しく之に抵抗を試みつ。アマラートの非常なる盡力に拘はらず、スカンダーベツグは出沒自在にして大にトルコの軍を惱ましければ、フンヤデーも之に元氣を鼓舞せられ、一四四八年進てサービアに入りしが、アマラートは十五万の大軍を以て之を激撃し、殆どハンガリー軍を全滅し、フンヤデー僅に身を以て免れたり。其の後三年を経てアマラート死シ、マホメット二世嗣立す。帝傲岸誓てコンスタンチノールを陥れんとし、新にボスフォルス海峡のヨーロッパ沿岸に堡壘を起し、大砲鑄造所を設けて、ハンガリー人指揮の下に無數の砲彈巨砲を新造し、兵二十六万を以てコンスタンチノールを圍み、港口には艦隊を遊戈せしめて之を封鎖し、其の包圍の嚴なる譬ふるに物なし。而して防禦軍は約七千人(内二千人はヴェニス人、及びゼノア人)より成り、ゼノアの將ヂヤスチニア之を督し、皇帝コンスタンチンは寺院にありて敵軍撃退の祈禱に専心し、案外防禦堅固

なりしも、スルタンは郊外に新道を築き急に艦隊を以て港口に迫り一四五三年五月二十九日午前一時頃夜襲的總攻撃始まり拂曉に至りて全市トルコ人の手に落ちぬ。主將ジャスチニアン重傷を負ひ帝コンスタンチンも華々しき最後を遂げローマ帝國最後の瞬間に限りなき崇高の感を與へ十字の旗はセントソフィアの塔上に翻へらずなりぬ。

第六章 中世紀末に於ける文明の状態(二五七—二七〇)

文明の新紀元 中世紀の末期に至り地方分權の制度衰へて中央集權之に代り農僕の解放中等社會の勃興第三級の進歩等政治上並に社會上の改良着々として行はれ中世紀に特有なる貴族の堅甲利兵は平民軍の彈丸硝藥に壓倒せられ中世紀の盛時には智識に關する事は一切僧侶の掌中でありしもの今は獨り僧侶のみならず俗人も智を研き學に勵み天に關する問題も僧侶は之を神學的に論ぜしもの今は俗人之を純粹に浮世の問題として研究するに至れり。

グレゴリー七世よりボニフエース八世に至る法王の状態

グレゴリー七世の時よりボニフエース八世の時に至る迄即ち十一世紀の終末より十四世紀の初期に至る迄羅馬法王の權力は最も盛大を極めしが其の後俄然として勢衰へ初めたり。抑もグレゴリー七世は俗界の君主に對しては絶對的に優上權を主張し之を以て將來法王が俗界に對すべき根本原則とせり。是に繼てアドリアン四世は獨逸皇帝中最も有力なるフレデリック・バルボッサを屈せしめ、インノセント三世は矯激なる語調を以て法王權を主張し法王を日帝王を月に譬へ精神を掌るものなれば身軀を掌る可き帝王よりも肝要なりと論ぜり。フランスのフィリップ・オーガスタス、イングランドのジョン・ラックランド、ノルウェーのマグヌス、其の從妹と結婚せるレオンの王、法王の使節を侮辱したるハンガリー王等は皆法王より破門の法刑を受け其他同様の運命に會ひしもの擧げて數ふ可からず。而してボニフエース八世は、ユナム・サンクタムなる法令を發しインノセントの夫れよりも一層激越なる口調を以て論じて曰く、教界は精神俗界の兩劍を統べ、精神の劍は法王之を支配し、俗劍は國王及び貴族等之を握るも、之を振はんには僧界の許可を須たざる可からず云々。と而も是等の有力なる法王は之を後世に傳

へんが爲め聖律編纂の業を企て、一二三四年法王グレゴリー九世の時出版せる法王の令旨集は、ベンナフオールドのライモンド之を纂め、アレキサンダー三世、インノセント三世、オノリウス三世の令旨をも加へしが、其後ボニフェース八世、クレメント五世、ジョン二十二世等の令旨を續刊せられ、聖律學者の註釋を加へたる聖律研究に廣大なる分野を開きぬ。然れども訟師等は其の研究せる聖律の影響を受け、不知不識の間法王の優上權を是認せり。之と同様の理由にて法王は罪障准許權を握り、寺領の管轄權を要求し、オグリウス三世の時各教會には必ず二名の牧師を法王の爲に餘分に備へんことを規定し、ボニフェース八世等は寺領の配分は俗界の干渉を受けず法王の自由たるべきを主張せり。其他寺院の歳入を基督教國全帯に課する事も自然の結果として起り、インノセント八世の如き代官を派して各國の僧侶より其の収入の四十分の一を徵集し、其後次第に其額膨脹しけるが、中世の後半期にはドイツの三分の一、イングランド及びフランスの五分の一は寺院の所領なりしに徴するも、如何に教界の勢力の盛大なりしかを知るに足らむ。僧侶の權力其の盛大の極に達するに至り、貴族諸王族等も次第に教權の壓迫を患ひ法

律を制定して僧侶の土地所有を制限するに至れり。一二七九年イングランドに發布されたる被讓産規定の如き其の著名なるものなり。而してヨーロッパ諸國の普通裁判は教界裁判と兩々相對して進歩せしと雖ども、僧侶は俗界の普通裁判を受けざるのみならず種々の特權を有し、且つ俗界君主の中にも往々貴族の躰扈を制するには王廷裁判よりも教界裁判の方便なるを思ひて教權を依頼するものさへあり。センルイフレデリック二世、アルフォンソ十世の如き然りとす。イングランドにては事情少しく之に異れり。而して其の勢の極まる處遂に教權は俗權を制してヨーロッパは祭政一致の國となるべきか、將た教會は寡人政治となり或は專制制度となるべきかの問題は當然起るべし。法王ボニフェース八世の盛時には實に政教兩權を全然一手に掌握すべき勢ありしに、其後三年俄然法王の權力地に墜ちヨーロッパの祭政一致國となるが如きは一個の杞憂と化したるにぬ。而も第二の問題に至りては其後二五〇年を経て解決を見るを得たり。アヴィオンに於ける法王(二三〇九—一三七八)及び西方の大分裂(一三七八—一四〇九)に於ける法王(一三〇九—一三三〇)九年クレメント五世がアヴィニオンに